【令和2年度～令和6年度】

第4期志木市地域福祉計画

志木市再犯防止推進計画

第2期志木市成年後見制度利用促進基本計画

令和２年３月

志　木　市

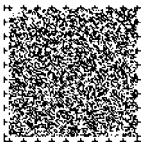

はじめに

近年、高齢化や人口減少などにより、地域コミュニティの希薄化が進み、地域を取り巻く環境も大きく変化している中、今後の福祉制度をどう維持し、そのための対応をいかに図っていくのかが問われています。

現在、国においては、さまざまな地域課題に取り組んでいくために、制度や分野ごとでの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、さまざまな課題を『我が事』として捉え、地域に関わる人達が知恵と力を出し合い、『丸ごと』つながることで、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しているところです。

このような中、本市においても、子どもからお年寄りまで、性別や国籍、障がいの有無などにかかわらず、すべての人がお互いに地域につながることを目指して、「みんながつながり、安心して自分らしく暮らせるまちの実現」を基本理念とする第4期地域福祉計画を策定いたしました。

計画の一つの取組として、「8050問題」やひきこもりなど、多様化・複雑化する問題を抱える家庭への支援のため、新たに後見ネットワークセンター、障がい者基幹相談支援センター、生活相談センターの3つの機能を一体的に運営する基幹福祉相談センターを設置し、さまざまな課題等に対し、専門職などによる支援体制を強化してまいります。

あわせて、今期の計画では、成年後見制度の利用促進が、地域共生社会の実現の一端を担うことから、成年後見制度利用促進基本計画を合冊して連動性を高めるとともに、県内初となる再犯防止推進計画を包含することで、安全で安心して暮らせる地域社会を構築してまいります。

今後もみんなで助け合う、支え合いのあるまちづくりをめざし、市民の皆様とともに、地域福祉を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力をいただきました市民の皆様及び福祉専門職の皆様、また、熱心なご協議をいただき、貴重なご意見やご提言を賜りました志木市地域福祉推進委員会並びに成年後見制度利用促進審議会の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

志木市長　香川　武文

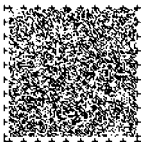

目　　次

第1章　計画の策定にあたって 1
1. 計画の策定背景 1
2. 地域共生社会の実現に向けた国の動向 2
3. 計画策定の趣旨 4
4. 計画の期間 4
5. 計画の位置づけ 5
第2章　志木市の地域福祉を取り巻く現状と課題 6
1. 統計からみえる現状 6
2. 市民アンケート調査の結果からみえる現状 16
3. 第3期計画における取組・評価と課題のまとめ 25
第3章　計画の目指す方向性 28
1. 基本理念 28
2. 基本目標 29
3. 計画の体系 30
4. 重点的な取組 31
第4章　基本目標及び基本施策ごとの取組 35
1. 支え合いのあるまちづくり 35
(1)市民力で支え合う仕組みづくり 35
(2)地域活動への参加促進 40
(3)支え合える環境づくり 43
2. 誰もが必要なサービスを受けられ、自分らしい生活ができるまちづくり 47
(1)健康づくり・介護予防の推進 47
(2)生活困窮者等の自立のための環境づくり 52
(3)再犯防止の支援(志木市再犯防止推進計画) 54
(4)生活支援の充実 58
(5)誰もが必要なサービスを受けられる仕組みづくり 61
3. 安心・安全に暮らせるまちづくり 65
(1)災害時対策の推進 65
(2)防犯・事故対策の推進 68
(3)安全な移動手段の確保と道路環境の整備 70
(4)快適な生活環境の推進 72

第5章　志木市成年後見制度利用促進基本計画 74
1. 計画策定にあたって 74
(1)計画策定の意義 74
(2)計画の位置づけ 76
(3)計画策定のための取組及び体制 76
2. 志木市の現状と課題 77
(1)統計からみえる志木市の現状 77
(2)志木市の成年後見制度の利用ニーズの現状 78
3. 計画の理念及び体系 83
(1)基本理念 83
(2)基本目標 83
(3)施策の体系 84
4. 地域連携ネットワークの構築と具体的施策 85
(1)成年後見制度の地域連携ネットワークの構築等 85
(2)制度理解と不正防止効果の向上 90
(3)利用者がメリットを実感できる制度の運用 92
第6章　計画の推進にあたって 96
1. 計画の推進体制 96
2. 計画の進行管理 96
参考資料 97
1. 志木市地域福祉推進委員会設置規程 97
2. 志木市地域福祉推進委員会委員名簿 99
3. 志木市地域福祉推進委員会開催経過 100
4. 志木市成年後見制度の利用を促進するための条例 101
5. 志木市成年後見制度利用促進審議会委員名簿 103
6. 志木市成年後見制度利用促進審議会開催経過 103
7. 専門職アンケート調査結果概要 104
8. 市民意見公募(パブリックコメント)の実施結果 106

この本には、視覚障がいがある方のための音声コード（SP コード）を印刷してあります。このコードには文字情報が組み込まれており、専用の機会を通ると音声で内容を読み上げます。丸い切り込みは、このコードが印刷されている場所を示しています。

第１章　計画の策定にあたって

１．計画の策定背景

全国的に高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立が進展するなか、8050 問題※1や、ダブルケア※2など、人々が生活する上での課題は複合化かつ複雑化しています。また、依然として加速する少子高齢化及び人口減少による地域の活力や持続可能性の低下は、地域・家庭・職場といった生活の場における支え合いの基盤を弱めてしまうことにつながると予想されます。人と人、地域と地域の結びつきの再構築により、孤立せずに地域住民が自分らしい生活を送ることができるような社会の在り方が求められています。

国は、このような社会的背景を踏まえ、さまざまな生活課題を抱えた人々が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる地域共生社会※3の実現に向けた体制整備を進めています。

地域共生社会の実現は、今後の福祉改革を貫く基本コンセプト※4とされ、「ニッポン一億総活躍プラン」（2016（平成 28）年６月２日閣議決定）や、「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」（2017（平成 29）年２月７日厚生労働省『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部決定）に基づき、福祉施策の実施・検討が行われています。

また、地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、2017（平成 29）年５月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が改正され、2018（平成 30）年４月に施行されました。この改正に伴い、これまで市町村で、高齢者、障がい者、児童といった対象ごとに計画が策定されていた内容について、共通して取り組むべき事項（詳細は p3 参照）を地域福祉計画に盛り込むことで、福祉分野の「上位計画」として位置づけることとされました。

本市では、2015（平成 27）年に第３期志木市地域福祉計画（以下「第３期計画」という。）を策定し、「市民の誰もが安心して、自分らしく、いきいきと、自立した生活ができる地域社会の実現」を基本理念として、支え合いがあり、誰もが必要なサービスを受けられ、安心・安全に暮らすことのできるまちづくりを目指して施策を展開してきました。

一方、前述した社会課題の変化や福祉分野における制度改正を踏まえると、複合化かつ複雑化した福祉ニーズに応じた、より効果的・効率的な取組が求められるようになっています。

第３期計画は、2019（令和元）年度をもって計画期間が終了となるため、これまでの取組における成果と課題を踏まえ、新たな社会環境に対応するべく「第４期志木市地域福祉計画」を策定します。

※1　80代の高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居している世帯に生じる問題。
※2　介護と育児に同時に直面すること。
※3　制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」と「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。
※4　全体につらぬかれた骨格となる概念。

2．地域共生社会の実現に向けた国の動向

（1）ニッポン一億総活躍プラン

女性も男性も、高齢者も子どもも、一度失敗や過ちを犯した人も、障がいや難病のある人も、家庭・職場・地域などのあらゆる場で、誰もが活躍できる全員参加型の社会（一億総活躍社会）の実現に向けて、2016（平成 28）年６月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。同プランでは、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域の人々や多様な主体が『我が事』として役割を持ち、人と人、人と資源が世代や分野を越えて『丸ごと』つながることで、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築するという考え方が示されました。

（2）成年後見制度の利用の促進に関する法律の成立

認知症や障がいを抱えている判断能力の十分でない人に代わって財産管理や契約を行う後見人を選任する成年後見制度が 2000（平成 12）年から始まっているものの、制度自体の理解や周知が広がっていないため十分に利用されていない状況があります。認知症高齢者や障がいのある人でも、誰もが自分らしく暮らし続けることができるよう、権利擁護支援のニーズが高まっています。

このような状況を是正するため、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を 2016（平成 28）年５月に施行、2017（平成 29）年３月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。この法律では、市町村は国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めることと定められています。本市においても、この法律の内容を踏まえ、2018（平成 30）年４月に志木市成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

なお、社会福祉法の改正により、市民後見人等の育成や活動支援、権利擁護の在り方について、地域福祉計画を積極的に活用し、地域福祉として一体的に展開することが望ましいと示され、地域共生社会の一端を担うものであることから、2020（令和２）年度を初年度とする「第２期志木市成年後見制度利用促進基本計画」は、本計画から合冊し策定しています。

（3）社会福祉法の改正

2017（平成 29）年６月に改正された社会福祉法において、各自治体では、①住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備、②複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築、③福祉の各分野における共通事項（下表）を定め、上位計画として位置づける地域福祉計画の策定が図られることとなりました。

共通して取り組むべき事項

No.	事項	本計画との対応[注1)]	
		目標	施策
1	様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画、多文化共生等）との連携に関する事項	1	（1）
2	高齢、障がい、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	注2）	
3	制度の狭間の問題への対応の在り方	2	（5）
4	生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制	2	（2）
5	共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	2	（5）
6	居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方	2	（2）
7	就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方	2	（2）
8	自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	2	（5）
9	市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方	2	（5）
10	高齢者や障がい者、児童への統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方	2	（5）
11	保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方	2	（2）
12	地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	1	（2）
13	地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理	1	（1）
14	地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進	1	（1）
15	地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制	1	（1）
16	全庁的な体制整備	2	（5）

注1）後述する第3章の「3. 計画の体系（p30）」における「基本目標」と「基本施策」と対応しています。
注2）後述する第3章の「4. 重点的な取組（p31）」に該当します。ただし、本計画では、高齢、障がい、子ども・子育てなどの分野ごとの取組ではなく、分野横断的に取り組むものとします。

（4）再犯の防止等の推進に関する法律の成立

安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっています。罪を犯した者への円滑な社会復帰の促進が、再犯防止において重要であることに鑑み、国は 2016（平成 28）年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行、2017（平成 29）年 12 月に再犯防止推進計画を策定しました。

この法律では、「地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」ことや、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務が示されています。これを受けて、本市においても法を犯した人が円滑に社会復帰できるよう支援し、誰一人として孤立することのない安全・安心なまちづくりを実現するため、本計画で再犯防止に関する施策を取りまとめ、「志木市再犯防止推進計画」として位置づけることとします。

3．計画策定の趣旨

本計画は、地域の助け合いによる福祉の推進に向けて、人と人とのつながりを基本とした顔の見える関係づくりや共に生きる社会づくりを目指す理念と仕組みを形成するために策定します。

4．計画の期間

本計画の期間は、2020（令和２）年度から 2024（令和６）年度までの５年間とします。

なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行います。

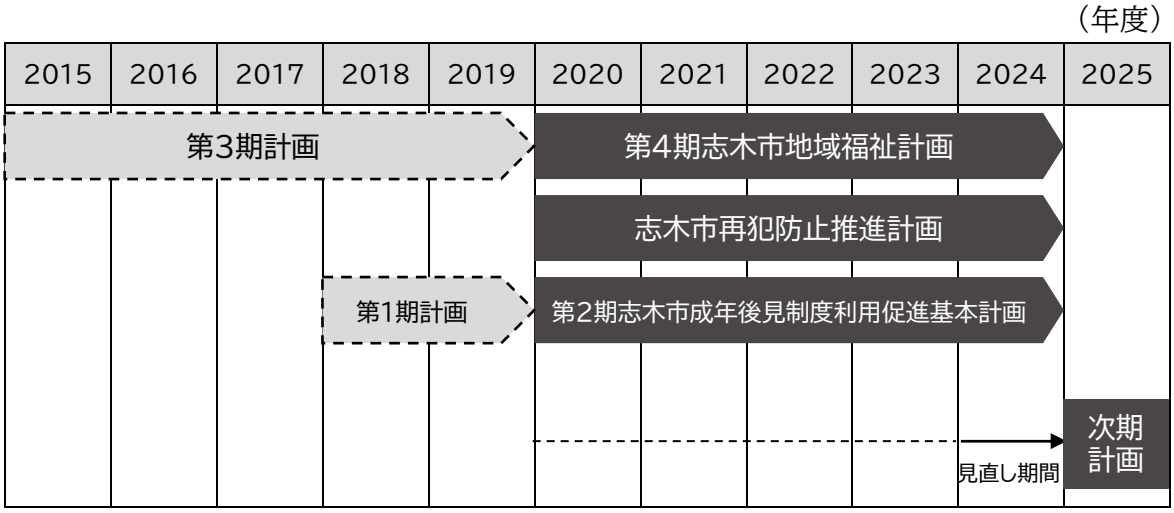

5．計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づいた「市町村地域福祉計画」として位置づけ、志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）のもと、本市の福祉分野に関する各種計画の「上位計画」として、地域福祉を総合的に推進する理念や基本的な方向を明らかにするものです。施策の展開にあたっては、志木市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携を図りながら一体的に取り組むこととします。

本計画の位置づけにおける概念図

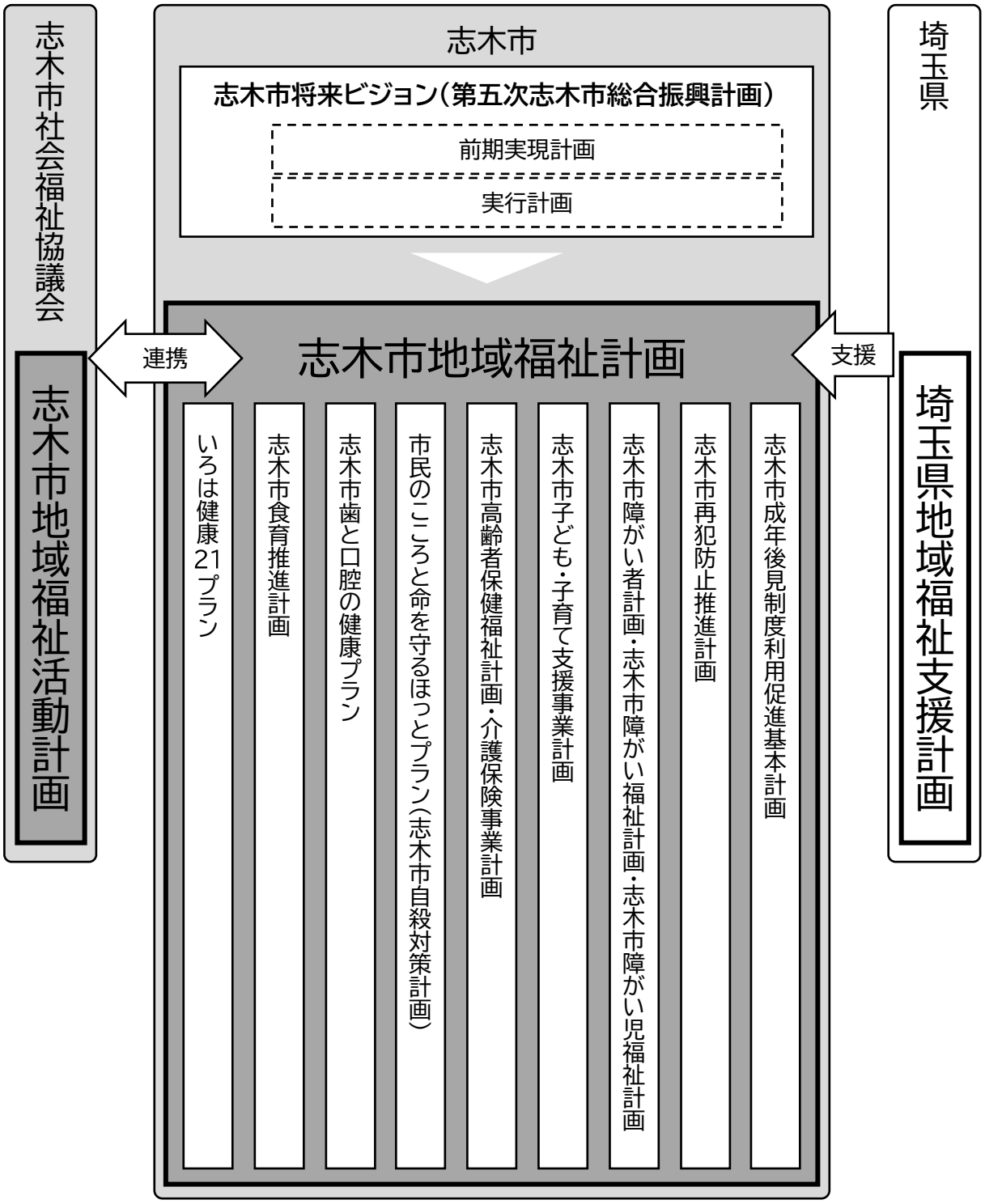

第２章　志木市の地域福祉を取り巻く現状と課題

１．統計からみえる現状

（１）人口・世帯数の状況

①人口ピラミッド

人口ピラミッドをみると、男女ともに 35～54 歳の働き盛り世代及び子育て世代が約 2,600～3,400 人であり、特に多い年代層となっています。また、男性では 65～74 歳、女性では 65～79 歳の年代が 2,000 人を上回っており、前期高齢者の年代層も多くなっています。

志木市の人口ピラミッド

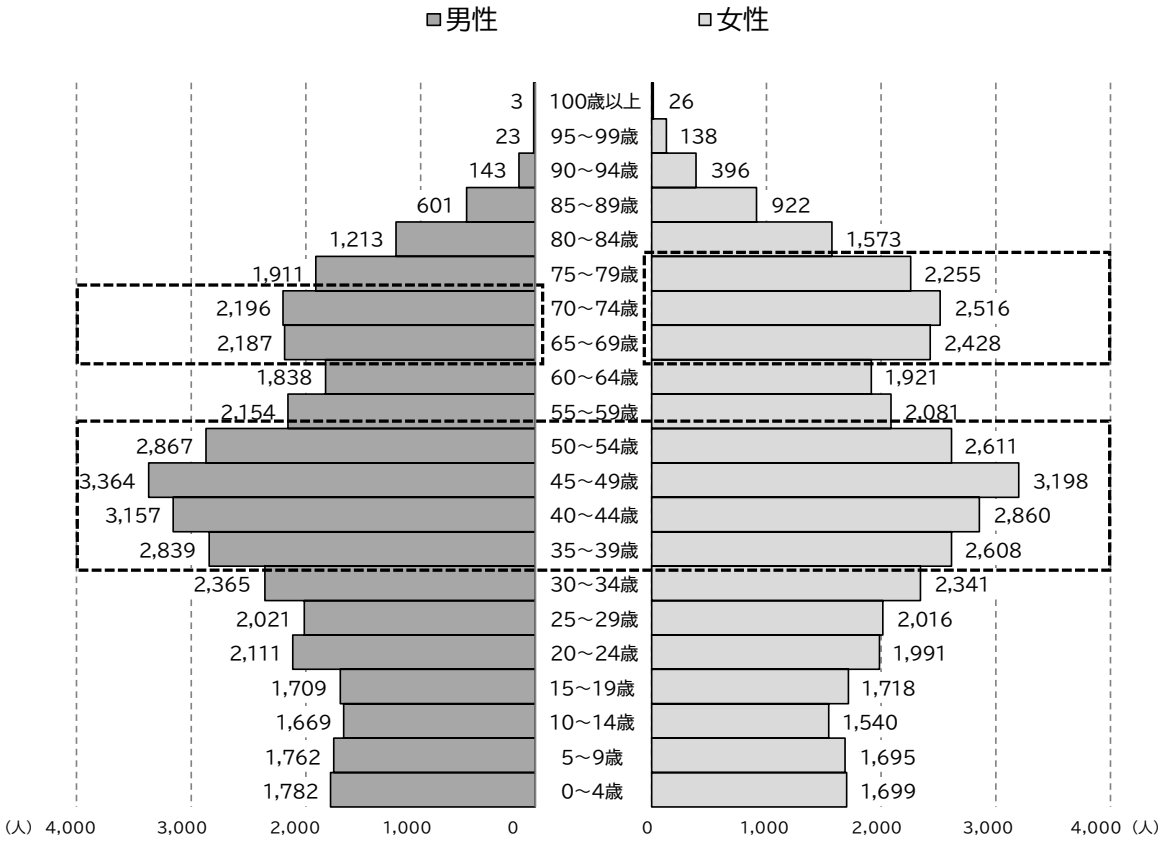

注）2019（平成 31）年4月 30 日の人口です。

【出典】志木市総合窓口課資料

【参考】地区別データ

	市全体	上宗岡	中宗岡	下宗岡	本町	幸町	館	柏町
人口（人）	76,540	8,455	11,162	5,656	17,380	11,792	7,590	14,505

注）2019（令和元）年８月１日現在のデータであり、網掛けに白字は上位1位、網掛けに黒字は上位2位となっています。

②年齢区分別人口の推移・推計

2015（平成 27）年の国勢調査に基づき、年齢区分別人口の推移・推計をみると、2020（令和２）年以降も人口は増え続け、2030（令和 12）年をピークに減少に転じると予測されています。一方、老年人口といわれる 65 歳以上の世代、とりわけ後期高齢者の人口をみると、一般的に団塊の世代が後期高齢者になる 2025（令和７）年以降、１万人を上回ると予測されており、高齢化が進んでいます。

本市においても 2019（令和元）年 8 月 11 日に初めて後期高齢者の人口が前期高齢者の人口を上回りました。また、100 歳以上の高齢者は 2019（令和元）年 10 月現在 26 人で、2015（平成 27）年の 13 人からわずか 4 年間で倍増しています。

以上のことから、人生 100 年時代を見据え、子どもから高齢者まで誰もが心身ともに健康で自分らしく暮らせるまちづくりの実現が期待されます。

志木市の年齢区分別人口の推移・推計

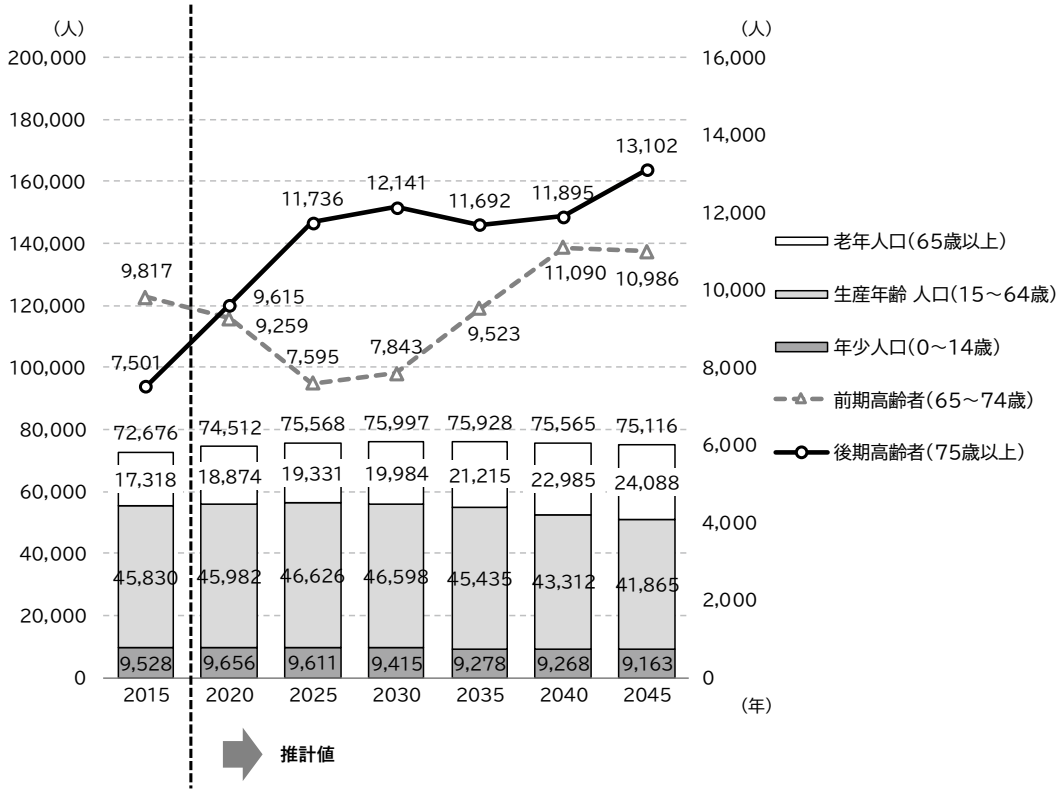

注1）2015（平成 27）年の数値は実績値、2020（令和2）年以降の数値は推計値です。
注2）2015（平成 27）年の国勢調査を基に、2020（令和2）年以降の将来人口を推計しています。

【出典】2015（平成 27）年は国勢調査、2020（令和2）年以降は国立社会保障・人口問題研究所

志木市の 100 歳以上の人口の推移（各年 10 月１日現在）

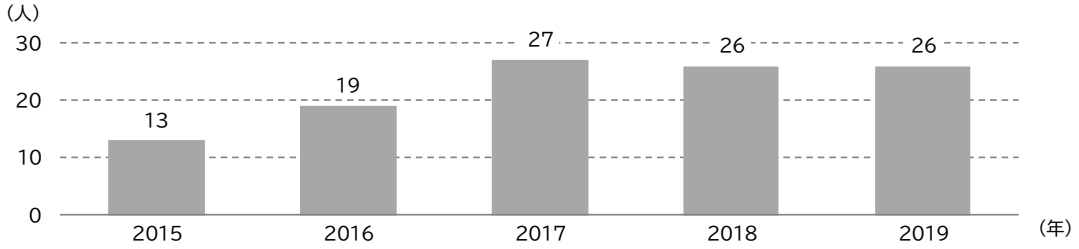

【出典】志木市総合窓口課資料

③世帯数の推移

世帯数の推移をみると、2010（平成 22）年から 2018（平成 30）年にかけて増加傾向にあります。しかし、人口総数が減少すると推計されていることから、今後、世帯数も減少すると予想されます。

志木市の世帯数の推移（各年 10 月１日現在）

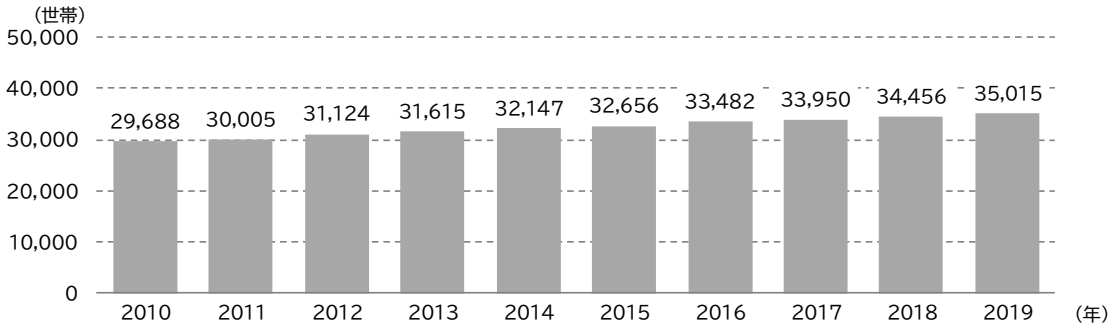

【出典】志木市総合窓口課資料

【参考】地区別データ

	市全体	上宗岡	中宗岡	下宗岡	本町	幸町	館	柏町
世帯数（世帯）	35,002	3,713	4,983	2,443	8,529	5,214	3,423	6,697
１世帯あたりの人員（人）	2.19	2.28	2.24	2.32	2.04	2.26	2.22	2.17

注）2019（令和元）年８月１日現在のデータであり、網掛けに白字は上位１位、網掛けに黒字は上位２位となっています。

④世帯の家族類型の推移

世帯の家族類型の推移をみると、2005（平成 17）年・2010（平成 22）年と比べて、2015（平成 27）年は「単独（単身）」がやや高くなっています。「ひとり親と子」は 7.9～8.8%と１割弱で推移しています。

志木市の世帯の家族類型の推移

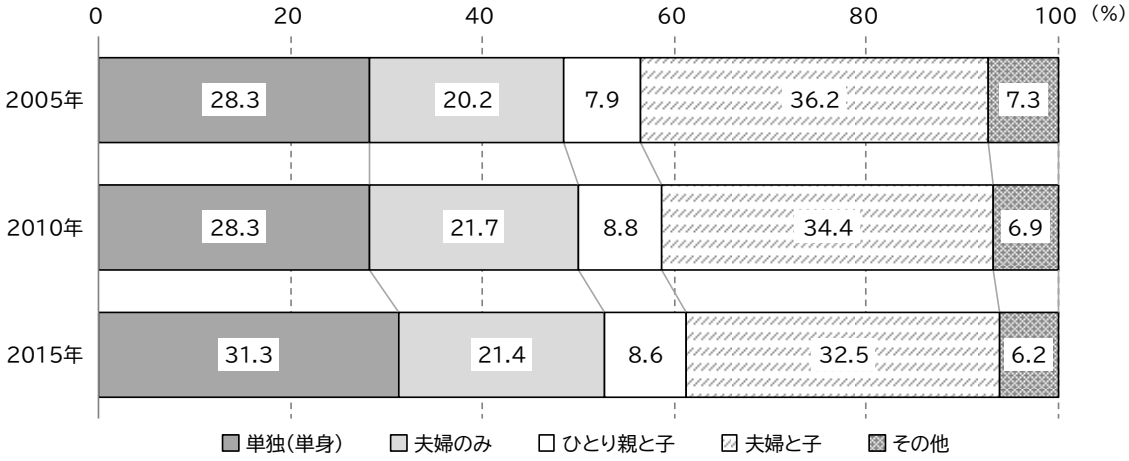

【出典】国勢調査

⑤ひとり親家庭の推移

ひとり親家庭をみると、2000（平成 12）年から 2010（平成 22）年にかけて 392 世帯まで増加していましたが、2015（平成 27）年は 341 世帯と減少しており、母子世帯、父子世帯ともに減少しています。

志木市のひとり親家庭の推移

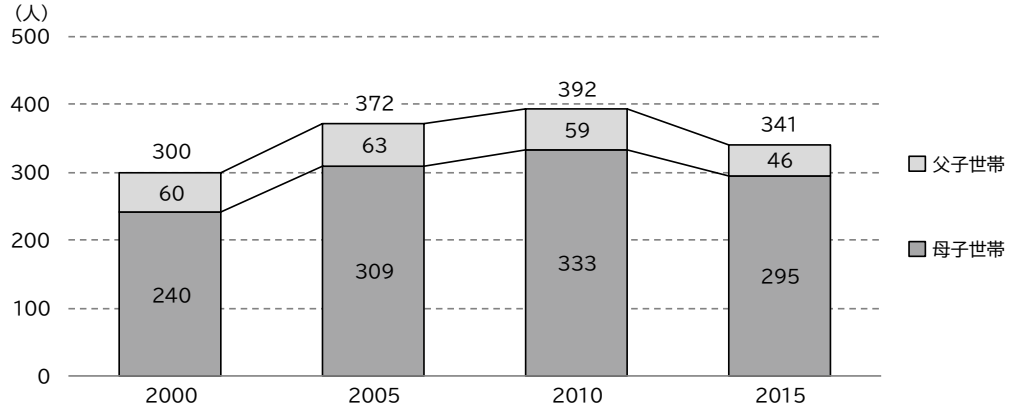

【出典】国勢調査

⑥未婚率の推移

50～54 歳の市民における未婚率をみると、1990（平成２）年から男女ともに増加傾向にあり、2015（平成 27）年には男性が 18.9%、女性が 12.6%となっています。この傾向から、今後、単身高齢者の世帯が増加していくと考えられます。

志木市の未婚率の推移

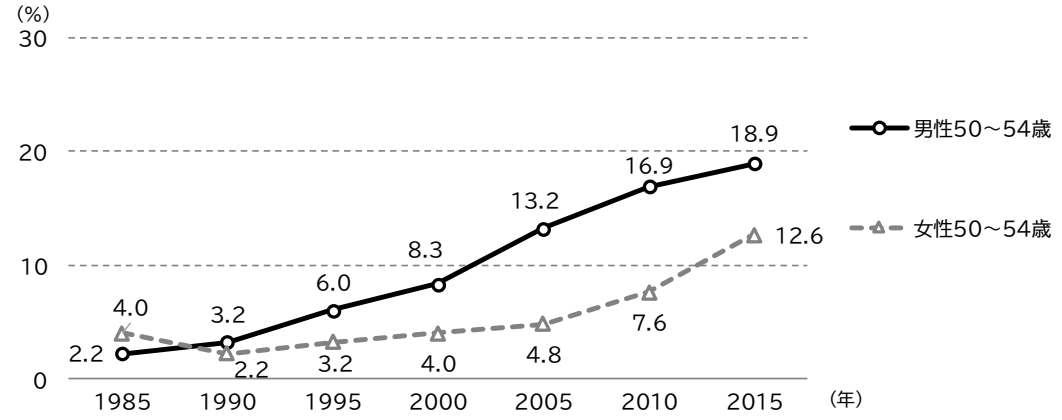

【出典】国勢調査

⑦出生数の推移

出生数をみると、2010（平成 22）～2012（平成 24）年まで 600 人前後で推移していましたが、2013（平成 25）年には 700 人を上回りました。その後、670～700 人前後で推移しています。

志木市の出生数の推移（各年 12 月 31 日現在）

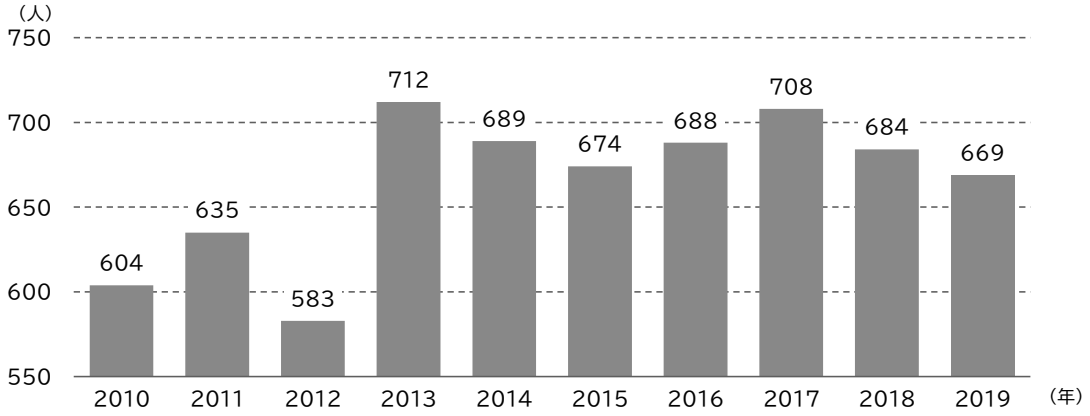

【出典】志木市総合窓口課資料

⑧出生率の推移

本市の出生率※5を全国・埼玉県と比較すると、2011（平成 23）年を除き、2012（平成 24）年までは全国・埼玉県とほとんど同様の数値で推移していましたが、2013（平成 25）年に本市の出生率（9.9）が大きく増加し、その後、緩やかに減少しているものの、全国・埼玉県よりも高い傾向にあります。

出生率の推移（全国・埼玉県・志木市）

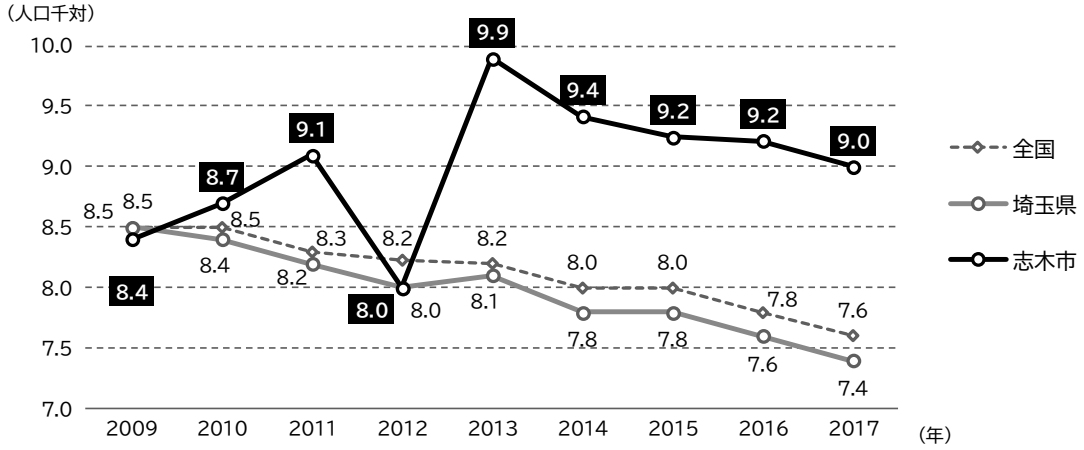

【出典】埼玉県保健統計年報

※5　出生数を人口で除した割合。

⑨合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率※6をみると、2012（平成 24）年までは全国・埼玉県よりも低くなっています。2013（平成 25）年に本市の合計特殊出生率（1.45）が大きく増加し、その後は全国とほぼ同じ値で推移しています。

合計特殊出生率の推移（全国・埼玉県・志木市）

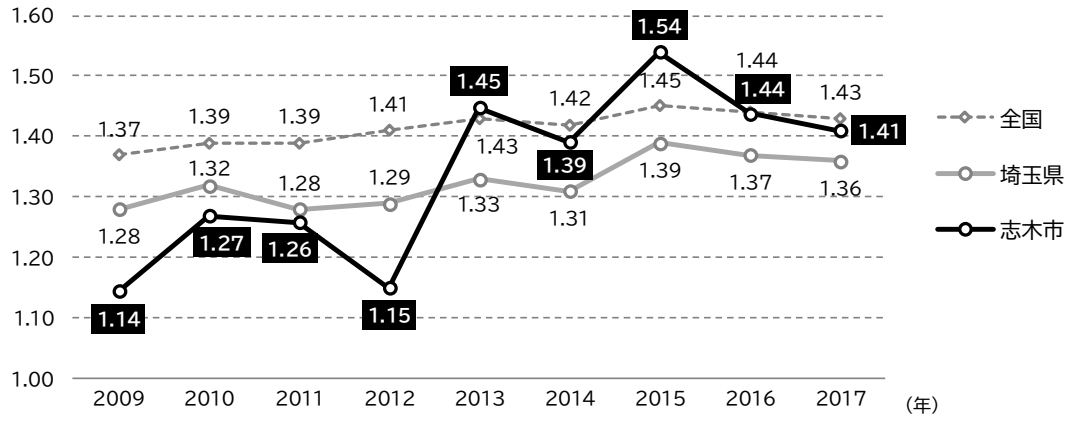

【出典】埼玉県保健統計年報

（2）健康寿命

①65 歳健康寿命

埼玉県が示す「65 歳健康寿命」とは、65 歳に達した県民が、認知症や寝たきり状態ではなく、心身ともに健康で自立した生活を送る期間、具体的には介護保険制度の要介護２以上になるまでの期間を指しています。本市の 65 歳健康寿命は、2011（平成 23）年には男女ともに埼玉県内で１位でしたが、2017（平成 29）年の 65 歳健康寿命をみると、男性が４位、女性が３位となっています。

埼玉県内市町村における平均寿命と 65 歳健康寿命の順位（2017 年時点）

順位	男性				女性			
	平均寿命(歳)		65 歳健康寿命(年)		平均寿命(歳)		65 歳健康寿命(年)	
1	鴻巣市	81.61	鳩山町	19.12	東秩父村	89.03	和光市	21.42
2	所沢市	81.52	和光市	18.40	鳩山町	87.75	鳩山町	21.27
3	北本市	81.44	入間市	18.16	和光市	87.52	**志木市**	**21.06**
4	和光市	81.43	**志木市**	**18.15**	坂戸市	87.34	小川町	21.01
5	蓮田市	81.43	所沢市	18.14	**志木市**	**87.26**	長瀞町	20.88
6	鶴ヶ島市	81.37	狭山市	18.11	入間市	87.25	入間市	20.85
7	桶川市	81.28	小川町	18.07	蓮田市	87.21	毛呂山町	20.85
8	上尾市	81.27	桶川市	18.06	滑川町	87.20	所沢市	20.80
9	朝霞市	81.26	東秩父村	18.06	鴻巣市	87.17	皆野町	20.80
10	宮代町	81.26	北本市	18.04	所沢市	87.17	狭山市	20.79
	県平均	80.85	県平均	17.57	県平均	86.82	県平均	20.36
	志木市 22 位	**81.03**						

【出典】埼玉県衛生研究所「健康指標総合ソフト」

※6　15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

（３）高齢者の状況

①高齢化率の推移

本市の高齢化率をみると、全国・埼玉県よりも低く推移しているものの、緩やかに増加傾向にあります。地区別にみると、館地区が 44.28%と、市全体と比べて約 20 ポイント高くなっており、高齢化が進んでいる地区となっています。

高齢化率の推移（全国・埼玉県・志木市、各年 10 月１日現在）

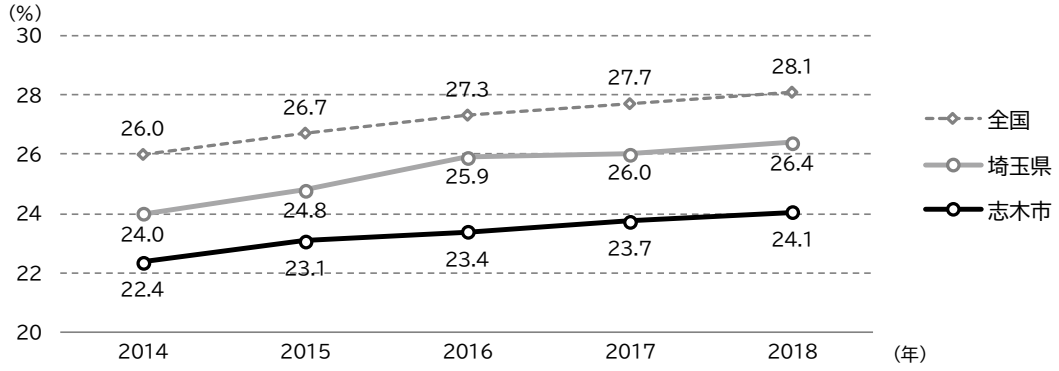

【出典】総務省「人口推計」、志木市「シルバーデータ」

【参考】地区別データ

	市全体	上宗岡	中宗岡	下宗岡	本町	幸町	館	柏町
高齢者人口（人）	18,668	2,362	2,713	1,351	3,620	2,164	3,372	3,078
高齢化率（%）	24.41	28.01	24.23	24.03	20.82	18.31	44.36	21.33

注）2019（令和元）年10月1日現在のデータであり、網掛けに白字は上位1位、網掛けに黒字は上位2位となっています。

②一人暮らしの高齢者世帯数

一人暮らしの高齢者世帯数の推移をみると、2005（平成 17）年の 1,376 世帯と比べて、2015（平成 27）年には２倍近くの 2,742 世帯となっており増加傾向にあります。今後、後期高齢者の増加傾向が予想されていることから、一人暮らしの高齢者世帯数も増える可能性が考えられます。

志木市の一人暮らしの高齢者世帯数の推移

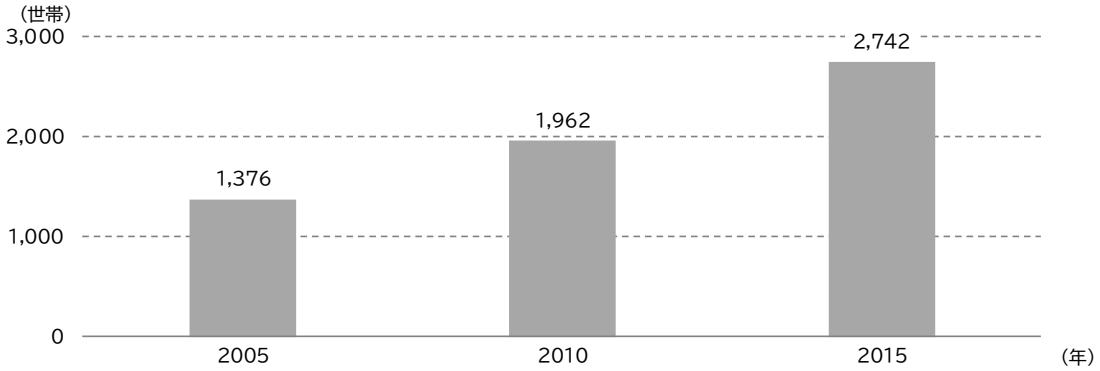

注）ここでの高齢者とは 65 歳以上の市民を指します。

【出典】国勢調査

（4）要支援・要介護認定者の状況

①要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は年々増加しており、2019（令和元）年８月末時点で 2,856 人となっています。なかでも、要支援１と要支援２を合わせると、2019（令和元）年には 800 人を上回っています。

志木市の要支援・要介護認定者数の推移

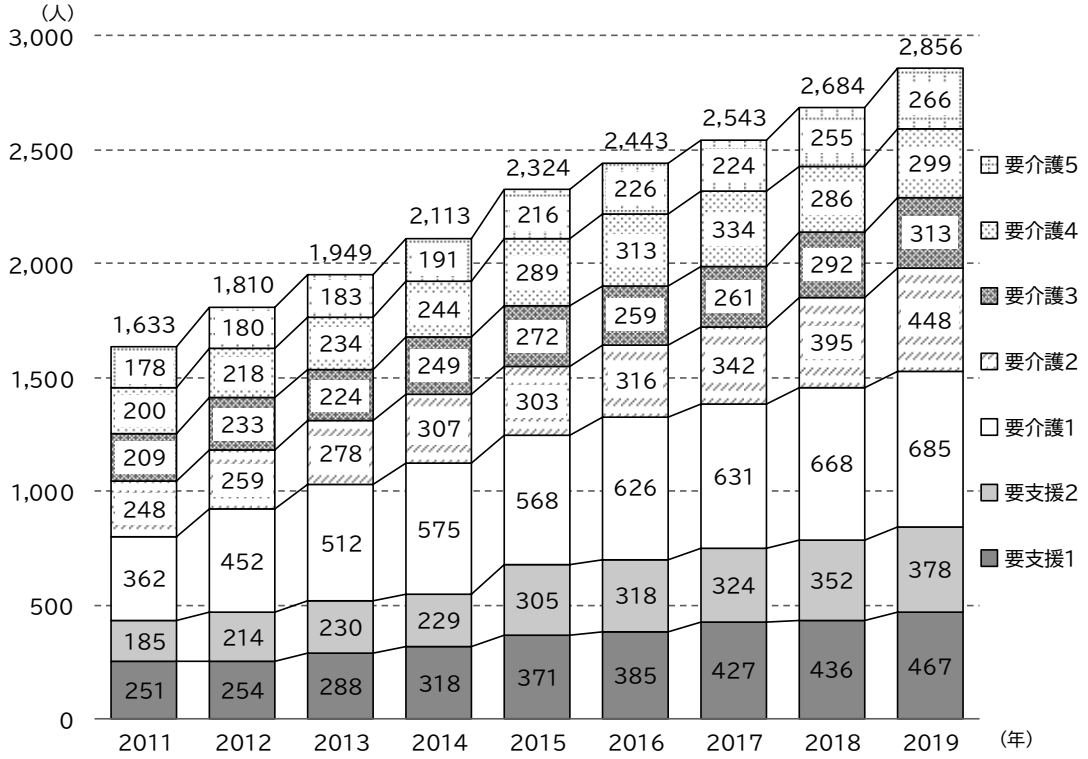

【出典】志木市介護保険事業状況報告（9月月報、2019（令和元）年は3月月報）

【参考】地区別データ

	市全体	上宗岡	中宗岡	下宗岡	本町	幸町	館	柏町	住所地特例者
要介護認定者数（要支援）（人）	818	108	118	51	138	95	115	172	21
要介護認定者数（要介護1・2）（人）	1,092	129	154	74	216	147	126	201	45
要介護認定者数（要介護3以上）（人）	804	93	126	62	166	92	68	148	49

注）2019（令和元）年8月1日現在のデータであり、網掛けに白字は上位1位、網掛けに黒字は上位2位となっています。

注2）2号被保険者を除きます。

注3）出典は志木市シルバーデータです。

（５）障がい者の状況

①障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の３種の合計人数は 2011（平成 23）年度の 2,358 人から 2019（令和元）年度の 2,987 人と約 600 人増加しています。内訳をみると、なかでも精神障害者保健福祉手帳が 2011（平成 23）年度の 316 人から 2019（令和元）年度の 648 人と大きく増加しています。

志木市の障がい者手帳所持者数の推移（各年 10 月１日現在）

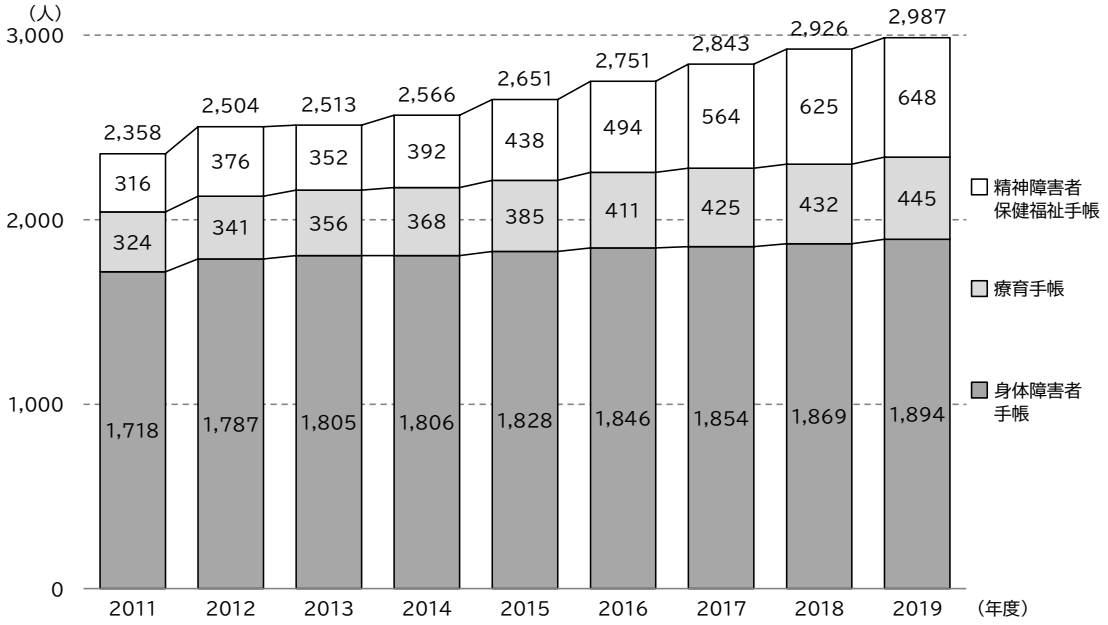

【出典】志木市共生社会推進課資料

【参考】地区別データ

	市全体	上宗岡	中宗岡	下宗岡	本町	幸町	館	柏町
身体障害者手帳所持者数（人）	1,863	247	307	158	347	237	234	330
精神障害者手帳所持者数（人）	667	72	106	51	176	87	56	119
療育手帳所持者数（人）	413	54	74	36	75	56	38	80

注）2019（令和元）年８月１日現在のデータであり、網掛けに白字は上位１位、網掛けに黒字は上位２位となっています。

（６）生活保護の状況

①被保護世帯数及び被保護人員の推移

2015（平成 27）年度以降、被保護世帯数は横ばいで推移し、一方、被保護人員は微減で推移していましたが、2019（令和元）年度は、被保護世帯、被保護人員ともに微増しています。

被保護世帯の１世帯あたりの被保護人員は 2015(平成 27)年度が 1.41 人でしたが、2019（令和元）年度は 1.29 人となっており、単身世帯の割合が高まっています。

志木市の被保護世帯数及び被保護人員の推移（各年 10 月１日現在）

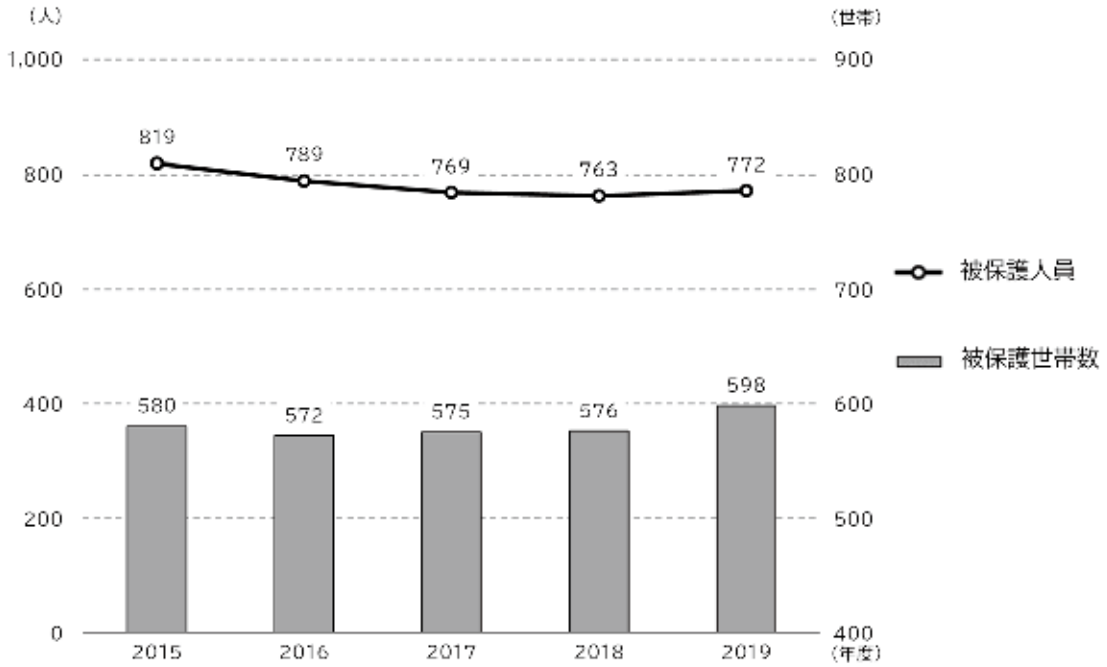

【出典】志木市生活援護課資料

志木市の世帯類型別保護世帯数の推移（各年 10 月１日現在）

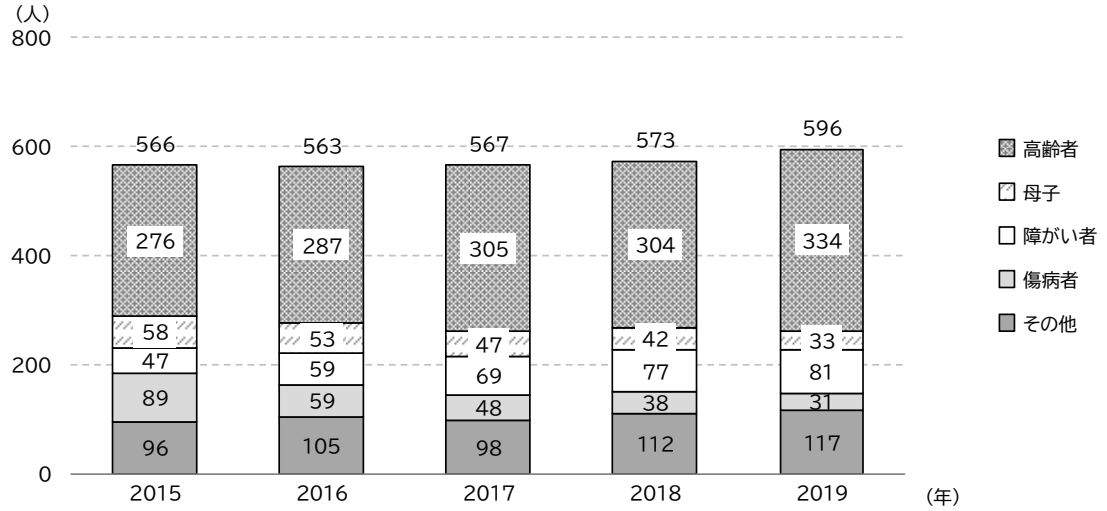

【出典】志木市生活援護課資料

注)保護停止世帯を除きます。

2．市民アンケート調査の結果からみえる現状

（1）調査概要

①目的

住み慣れた地域でいきいきと自分らしく暮らせるまちづくりを進めるため、「第４期志木市地域福祉計画」及び「第５次志木市地域福祉活動計画」を策定するにあたり、市民の福祉に対する考え方、地域での関わりなど実態を把握し、基礎資料とするためアンケート調査を実施しました。

②期間

2018（平成 30）年 11 月5日（月）～2018（平成 30）年 11 月 30 日（金）

③対象者

市在住の 18 歳以上の人の中から、無作為に 1,200 人を抽出
（無作為抽出 1,000 人＋市内小中学校 PTA・商工会 200 人）

④方法

郵送による配付・回収

⑤配付件数及び回収件数

配付件数	回収件数	回収率
1,200 件	500 件	41.7%

⑥結果の見方

○回答すべき箇所が回答されていないものは「無回答」として扱います。
○設問の構成比は、回答者数（該当設問での該当者数）を基数として百分率（%）で示しています。したがって、非該当者数は、構成比に含まれません。
○比率は全て百分率（%）で表し、小数点以下第二位を四捨五入し算出しているため合計が 100%にならない場合があります。
○複数回答については、回答者数を基数として百分率（%）で示しています。したがって、合計値は 100%にならない場合もあります。
○グラフにある「前回」とは、2014（平成 26）年に実施したアンケート調査の結果です。調査概要は以下のとおりです。

期間	2014(平成 26)年7月
対象者	①市在住の 18 歳以上、②PTA 加入保護者、 ③商工会加入者、④市政モニター
配付件数 及び 回収件数	配付件数:1,400 件(①～④の合計) 回収件数:550 件 回 収 率:39.3%

（2）調査結果

①近所付き合いの程度について

今回の結果をみると、「立ち話をする程度」が 39.6%と最も多く、次いで「あいさつをする程度」が 39.0%、「相談し合える」が 14.4%となっています。

前回の結果と比較してほぼ同様の傾向となっており、「ほとんど付き合いはない」が一定程度いるとうかがえます。

近所付き合いの程度

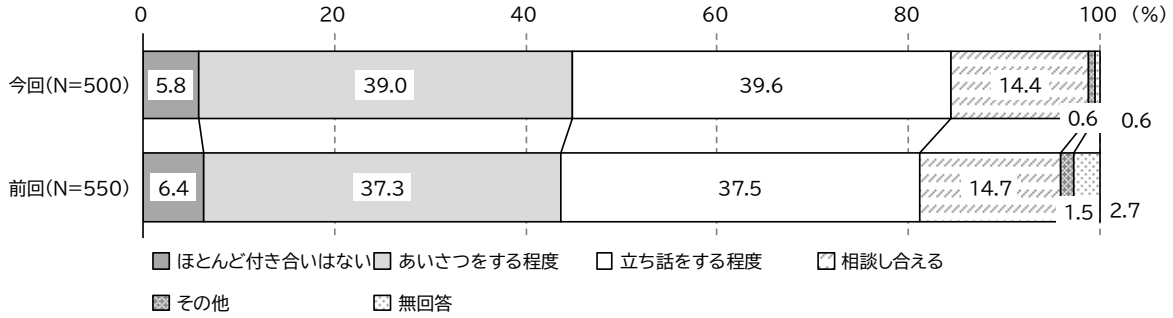

②地域での支え合いに対する意識について

今回の結果をみると、「必要であり、自分自身や地域の人たちを含め積極的にかかわるべき」が 46.4%と最も多く、次いで「行政など公的なサービスで対応すべき」が 33.2%、「地域の支えに頼らず、自立が大切である」と「その他」が 7.0%となっています。

前回の結果と比較すると、「必要であり、自分自身や地域の人たちを含め積極的にかかわるべき」が減少している一方で、「行政など公的なサービスで対応すべき」が増加しています。

地域での支え合いに対する意識

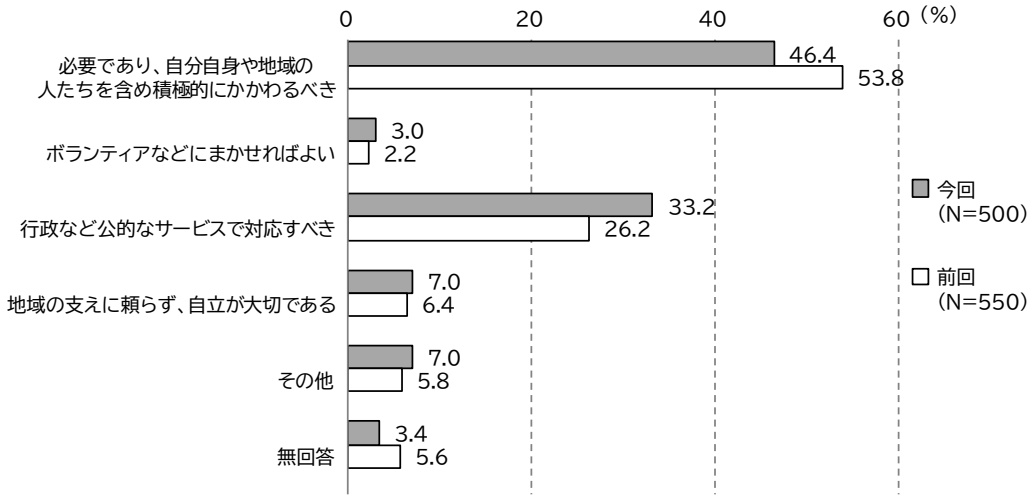

③日常生活で不安に感じていることについて

今回の結果をみると、「自分や家族の健康のこと」が 47.6%と最も多く、次いで「自分や家族の老後のこと」が 43.2%、「地震や火事などの災害のこと」が 36.2%となっています。

前回の結果と比較すると、自分や家族の健康・老後・介護に関する項目（「自分や家族の健康のこと」、「自分や家族の老後のこと」、「介護のこと」）が増加しています。

日常生活で不安に感じていること

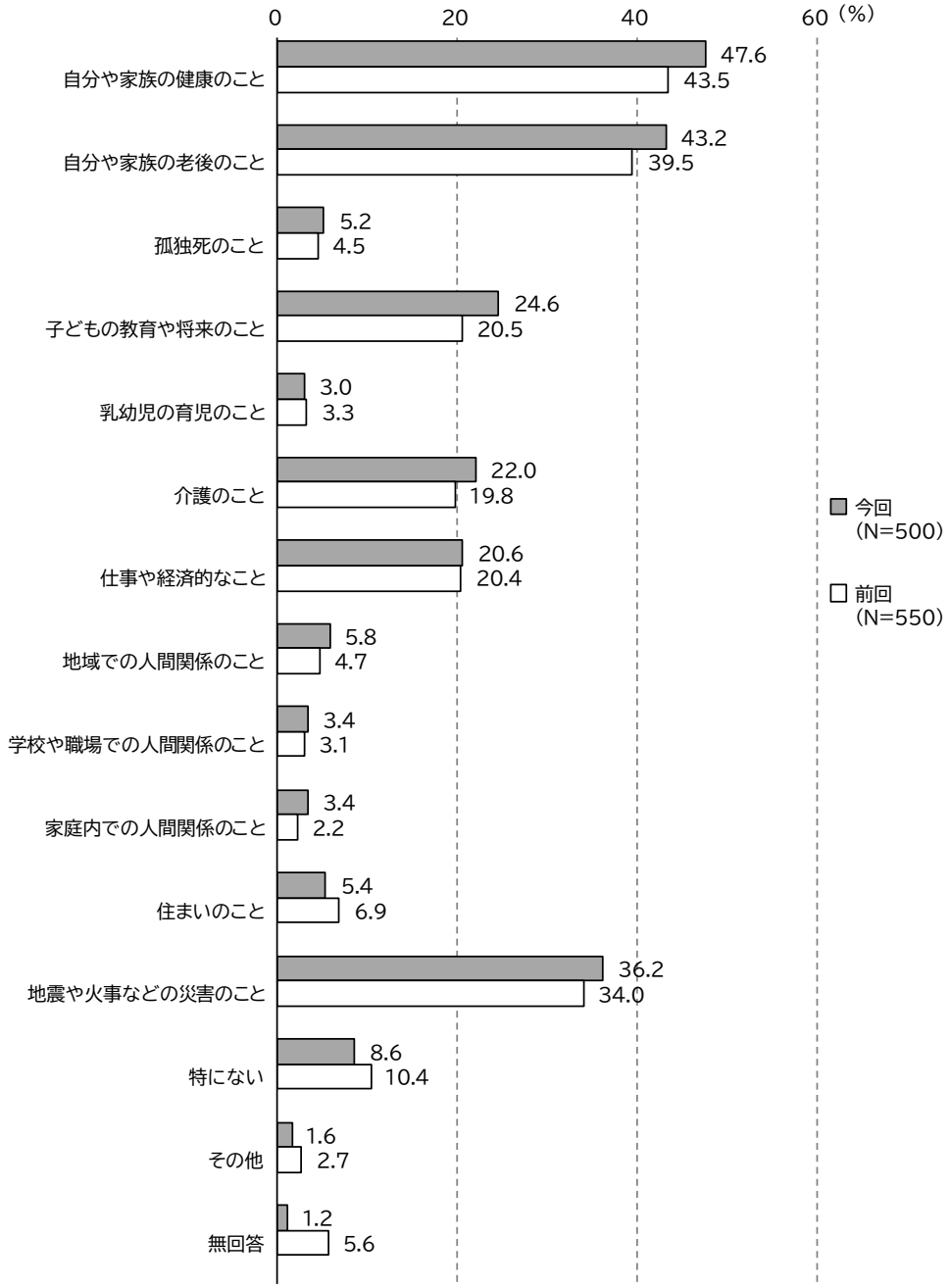

④不安や悩み事の相談先について

今回の結果をみると、「家族」が 85.2%と最も多く、次いで「友人・知人」が 59.6%、「医師」が 12.0%となっています。

前回の結果と比較してほぼ同様の傾向となっており、家族や友人・知人といった身近な人に相談する市民が多いとうかがえます。

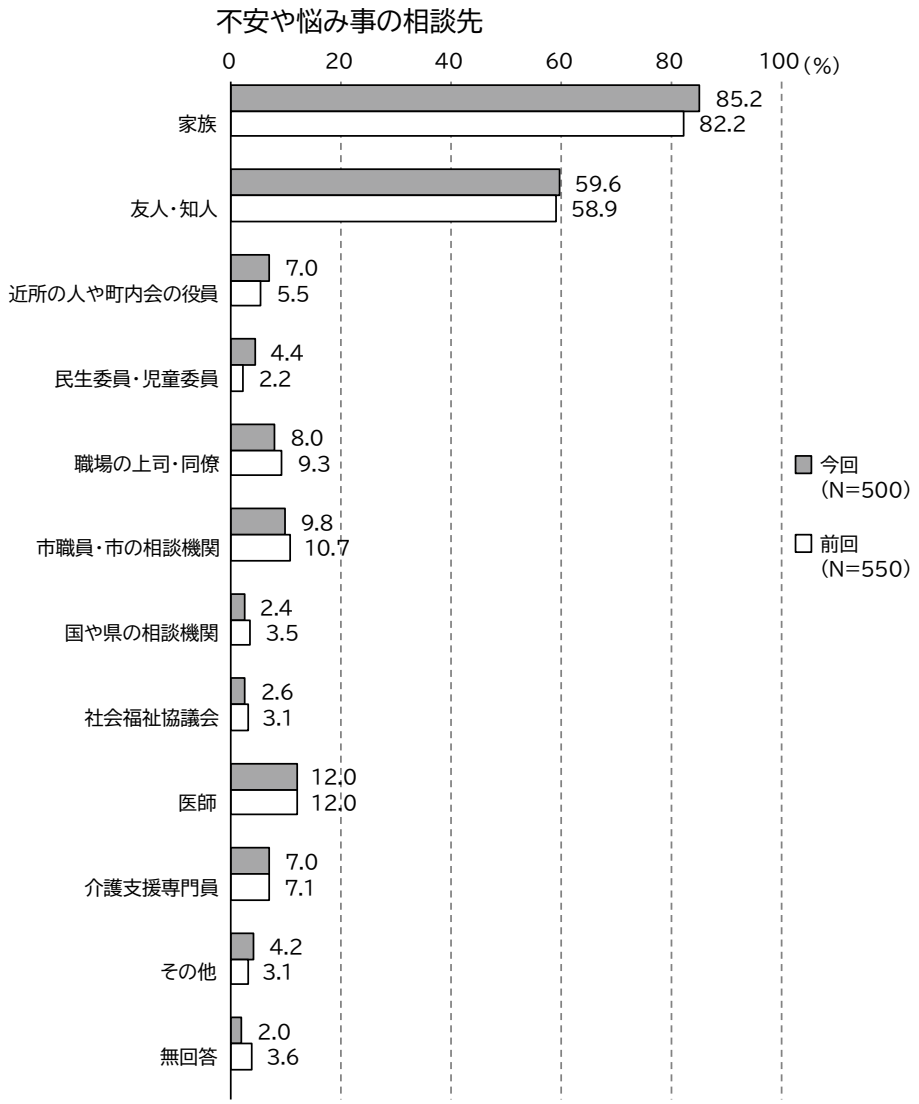

⑤障がいを理由とした差別・偏見の度合いについて

今回のアンケートで初めての設問とした障がいを理由とした差別・偏見の度合いについては、「減ってきたと思う」が43.4%となっている一方で、「変わりないと思う」が49.4%となっています。およそ２人に１人の市民が、障がいを理由とした差別・偏見の度合いに変わりないと思っています。

障がいを理由とした差別・偏見の度合い

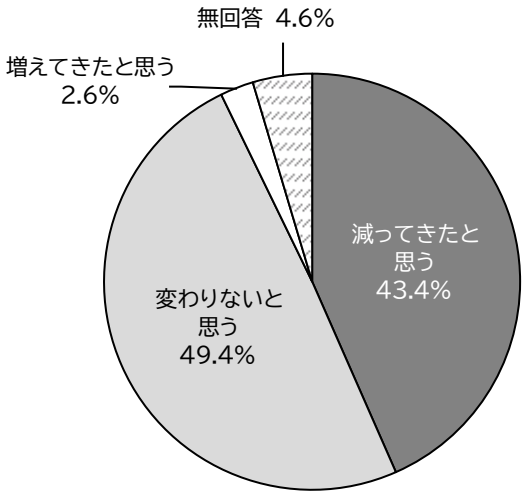

（N=500）

⑥地域での防災の取組について

地域の防災訓練に参加しているかどうかについて、今回の結果をみると、「はい」が22.6%となっており、前回の結果と比較してほぼ同様の傾向となっています。

自分の世帯が地域の自主防災組織に入っているかどうかについて、今回の結果を前回の結果と比較すると、「はい」が27.8%と１割高くなっている一方で、「いいえ」が43.0%と３割以上高くなっています。

地域の防災訓練の参加状況

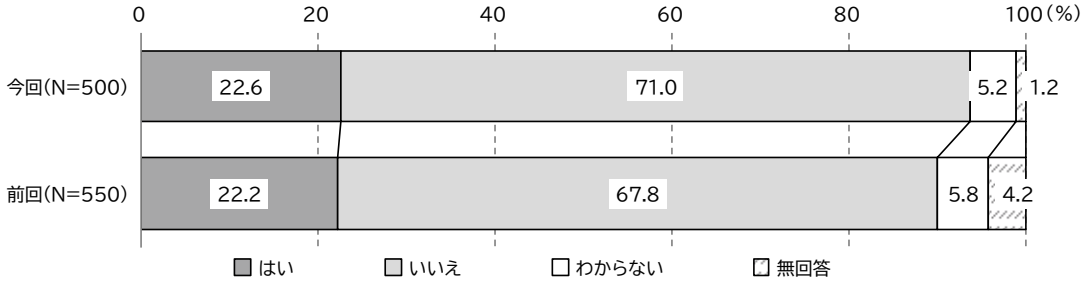

地域の自主防災組織の参加状況

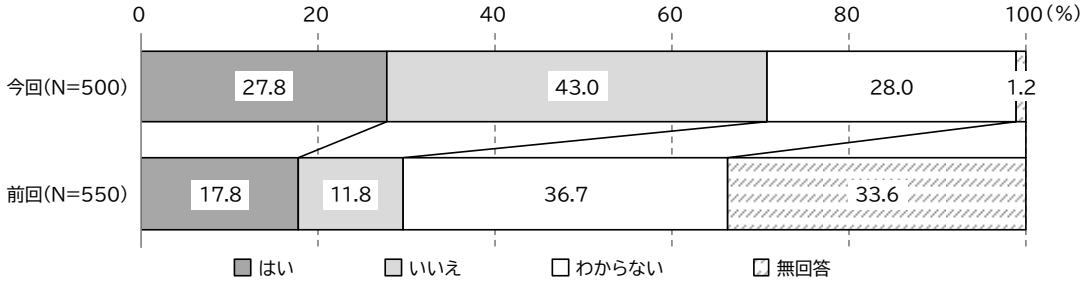

⑦福祉サービスの情報入手経路について

今回の結果をみると、「市の広報紙、チラシなど」が 63.2%と最も多く、「社会福祉協議会などの広報紙、チラシなど」が 16.8%、「インターネット」が 16.0%となっています。また、「入手していない」が 23.6%となっています。

前回の結果と比較すると、「友人・知人」が減少している一方で、「インターネット」「入手していない」が増加しています。

福祉サービスの情報入手経路

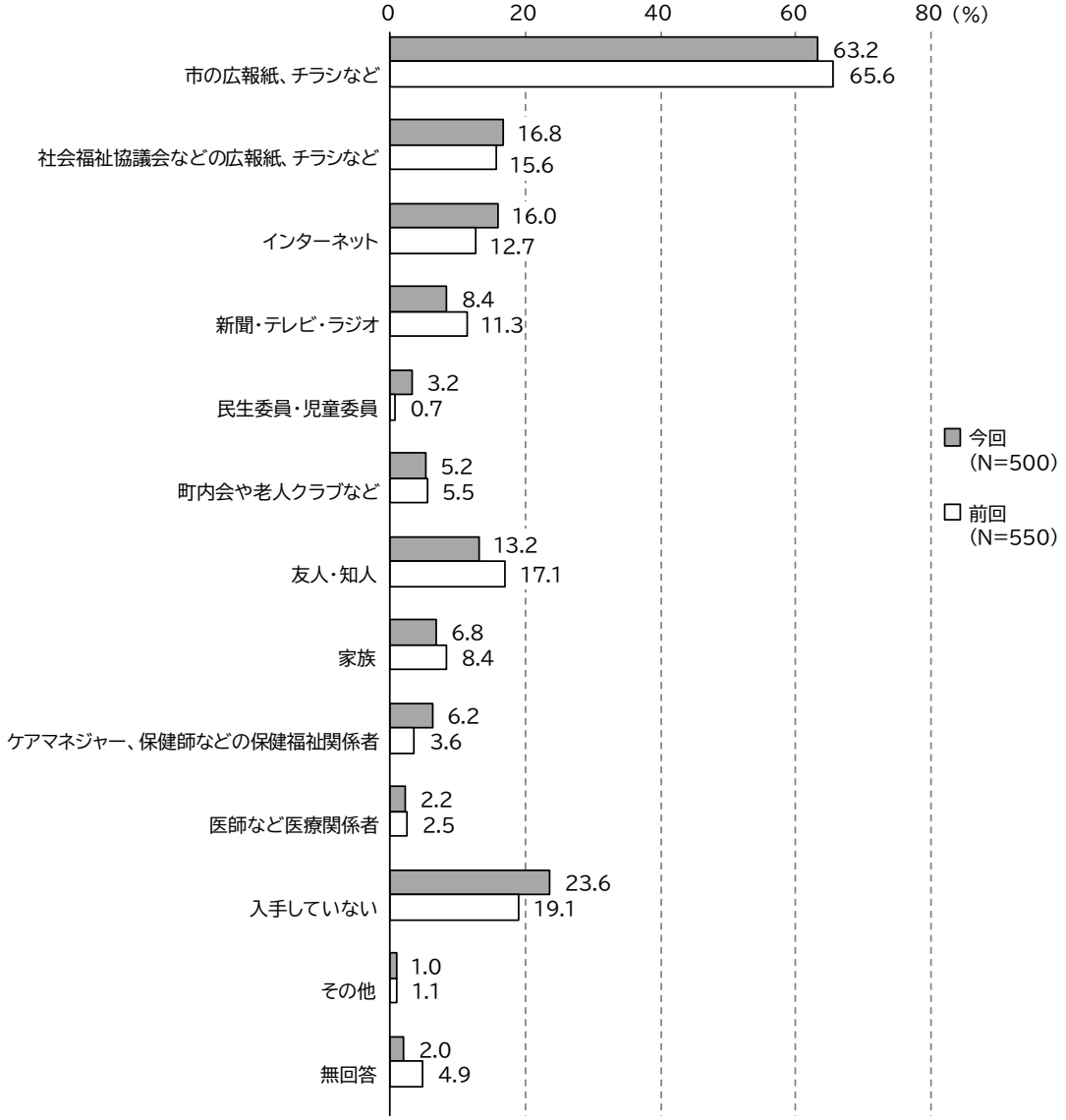

⑧充実してほしい福祉サービスの情報について

今回の結果をみると、「福祉や健康事業の利用方法」が 41.0%と最も多く、次いで「介護サービスなどの情報」が 38.4%、「健康づくりに関する情報」が 37.2%となっています。

前回の結果と比較すると、高齢者・障がい者・介護に関するサービスの情報（「高齢者や障がい者サービスの情報」、「介護サービスなどの情報」）が増加しています。「福祉や健康事業の利用方法」が増加している一方で、「健康づくりに関する情報」は少し減っています。

充実してほしい福祉サービスの情報

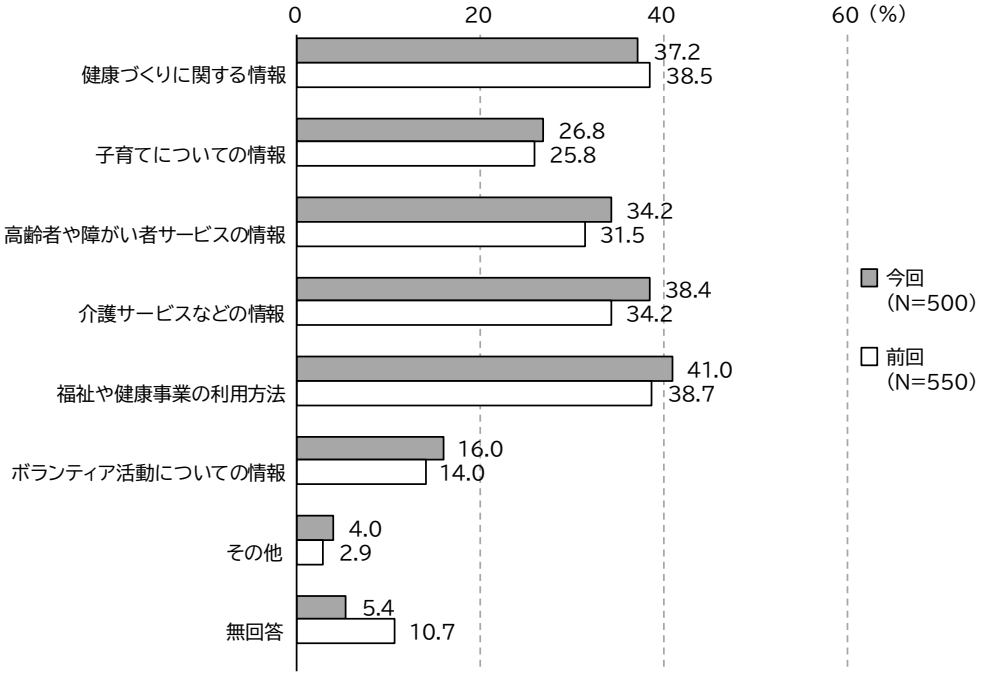

高齢者、幼児、子育て世代に住みやすい街、情報発信をたくさんしてほしいです。

（一般市民男性、40 歳～64 歳）

⑨社会福祉協議会について

今回の結果をみると、「活動内容までよく知っている」が 6.0%、「活動内容を少し知っている」が 27.6%となっています。

前回の結果と比較するとほぼ同様の傾向となっており、活動内容までを知っている市民は半数に満たない状況となっています。

社会福祉協議会の認知度

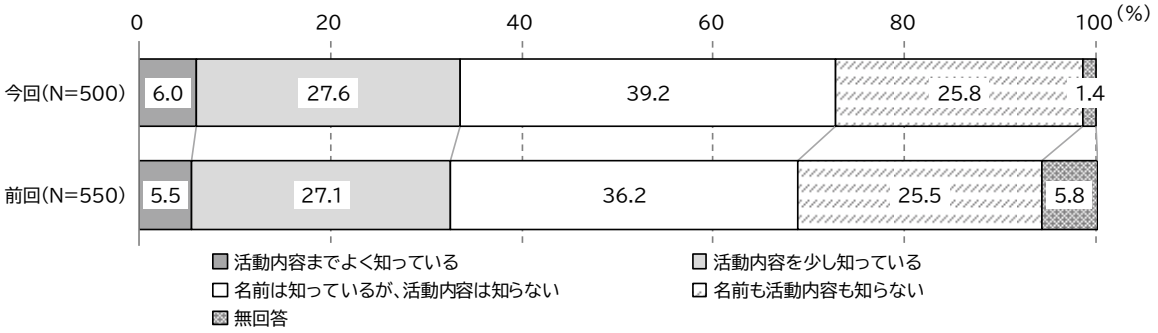

⑩再犯防止啓発事業の認知度について

再犯防止啓発事業※7の認知度について、「聞いたことはない」の回答が、社会を明るくする運動※8は 67.0%、再犯防止啓発月間※9は 70.8%となっており、それぞれ７割前後の市民が知らない状況となっています。

再犯防止啓発事業の認知度

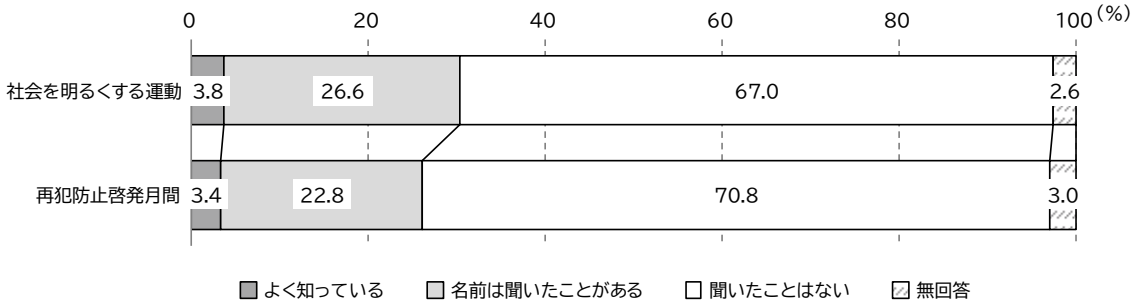

※7　犯罪や非行をした人が社会に戻った後、再び罪を犯さないように指導・支援する取組を進めることにより、安全で安心な社会の実現をめざす事業です。

※8　犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラは、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

※9　2016（平成28）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、同法第6条に、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、７月を再犯防止啓発月間とする旨が定められています。

⑪市が力を入れるべき福祉分野の施策について

今回の結果をみると、「身近な相談窓口の充実」が 29.0%と最も多く、次いで「地域での見守り・支え合いへの支援」が 22.8%、「がん検診や特定健診などの充実」が 22.0%、「保育サービスなど子育て支援の充実」が 21.4%となっています。

前回の結果と比較すると、「身近な相談窓口の充実」が大きく増加しています。また、「福祉サービスの質の向上」、「高齢者や障がい者の生きがいづくり」、「在宅福祉の充実」、「保育サービスなど子育て支援の充実」も増加しています。

市が力を入れるべき福祉分野の施策

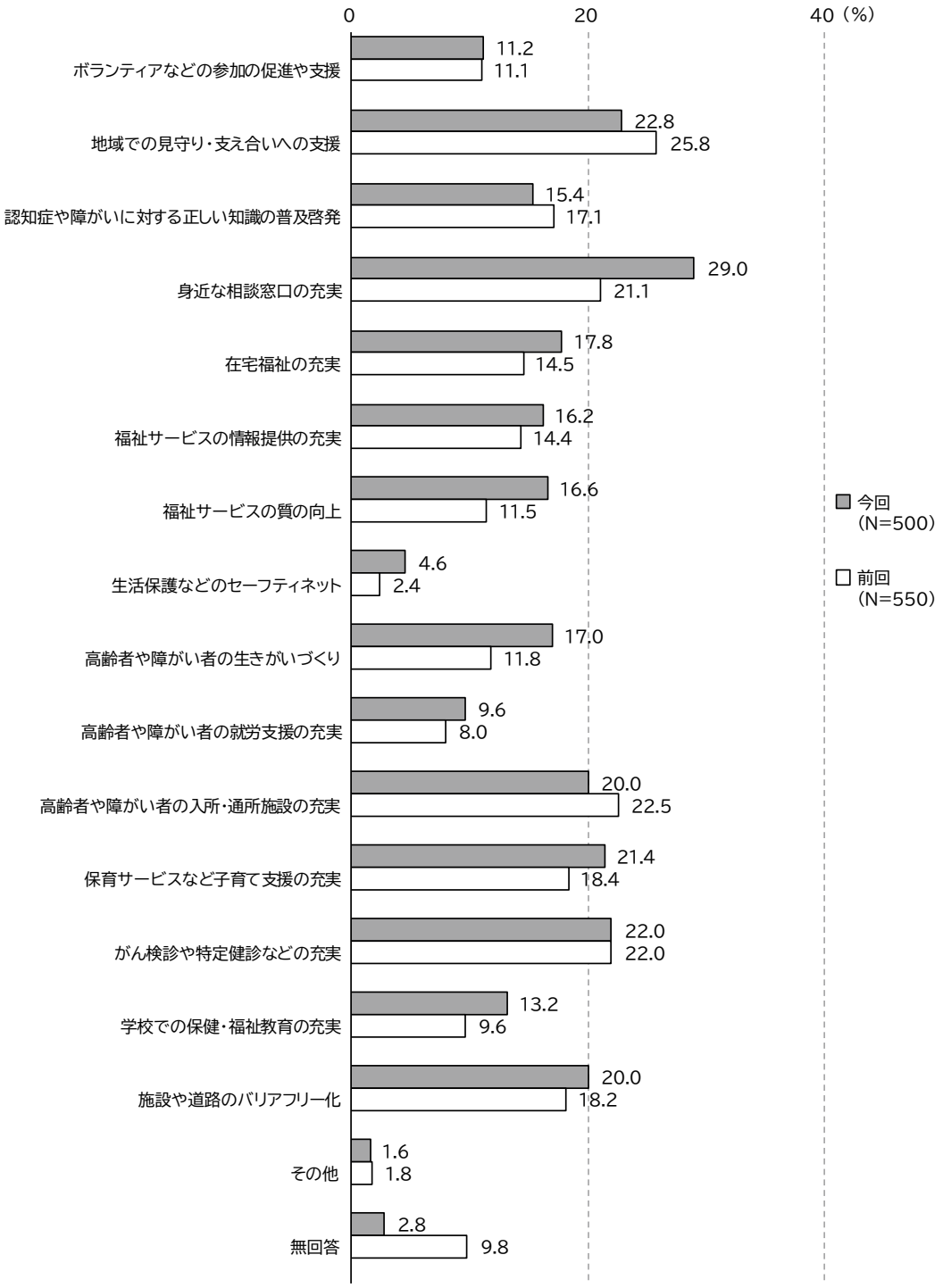

３．第３期計画における取組・評価と課題のまとめ

本市では、第３期計画において、「支え合いのあるまちづくり」、「誰もが必要なサービスを受けられ、自立した生活ができるまちづくり」、「安心・安全に暮らせるまちづくり」の３つの基本目標に基づき地域福祉に関する施策を進めてきました。

基本目標ごとに取組・評価をまとめ、前述した「統計からみえる現状」と「市民アンケート調査の結果からみえる現状」を踏まえ、第４期計画に向けた課題を次のとおり整理しました。

（１）支え合いのあるまちづくり

①第３期計画の取組・評価

地域で支え合う仕組みづくりとして、町内会・自治会、民生委員・児童委員や母子保健推進員等と連携し、地域の福祉ニーズを把握するとともに、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、妊婦や乳幼児のいる家庭に対する見守り活動など、市民力を生かしたまちづくりを推進してきました。

また、ボランティア活動や地域活動を活性化するため、指定管理者と連携を図ったグループサークル情報の提供等により市民活動への支援を展開するとともに、まちづくり推進バンクの利用等により、地域で活躍できる人材の育成に努めてきました。

さらに、支え合える地域をつくるために、多世代交流カフェ、コミュニティサロン、いきがいサロンをはじめ、多世代が交流できるスペースを開設し、地域交流の機会の創出や地域交流の場の充実を図りました。

②第４期計画に向けた課題

本市は、高齢化率や未婚率の上昇などに伴い、一人暮らしの高齢者世帯数が増加傾向にあり、今後、後期高齢者の増加が予想されていることから、単身高齢者が社会的孤立に陥る可能性が高まると考えられます。また、出生率が全国と埼玉県に比べて高い本市は、子育てと介護などの複雑な課題にも対応していく必要があります。

人と人とのつながりが弱まる中で、本市においても近所付き合いのない人が一定程度おり、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できないことにより、課題が深刻化する恐れがあります。これまで高齢者や子育て家庭に対する見守り活動等の支援を進めてきましたが、今後、市民が住み慣れた地域で自分らしく暮らすためには、公的サービスに加えて、人と人とのつながりを再構築し、お互いに暮らしを支え合う意識をもつことが重要です。

「支え手」と「受け手」という関係を越えて、地域の人々や地域の市民活動団体、社会福祉協議会などの多様な主体が支え合いながら暮らすことのできる仕組みを市が構築するとともに、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、市民が主体的に地域を支える意識を高める取組の推進も必要です。

（２）誰もが必要なサービスを受けられ、自立した生活ができるまちづくり

①第３期計画の取組・評価

市民の健康意識が高まっている中、将来、介護が必要とならずに健康で暮らし、健康寿命が伸長できるよう、自主的な健康維持に取り組むための介護予防事業や健康寿命のばしマッスルプロジェクト、市民力を生かし、健康づくりをめざした「いろは健康２１プラン」「志木市食育推進計画」「志木市歯と口腔の健康プラン」を推進してきました。

また、生活困窮者が抱えているさまざまな不安を解消し、地域で安心して生活できるよう、市役所内に「生活相談センター」を開設しました。

②第４期計画に向けた課題

後期高齢者の増加や平均寿命の伸びを踏まえると、人生 100 年時代を見据え、健康寿命の延伸に向けた取組はますます必要と考えられます。心身ともに健康な状態は、市民が自分らしくいきいきと生活するための基盤となるため、健康づくりまたは介護予防に関する取組が重要です。また、要支援・要介護認定者数の増加により、介護保険等サービスにおける充実も求められます。

精神障害者保健福祉手帳の所持者数が増加傾向にあることから、精神障がい者当事者に向けた支援を強化していく必要があります。また、障がいを理由とした差別・偏見の度合いについて、変化を感じていない市民が半数いることから、差別・偏見を解消する取組の強化、障がいのある人に対するさらなる理解を促す取組も必要です。

日常生活の中で自分や家族の健康・老後・介護について不安に感じている市民が多くなっています。不安や悩み事は家族や友人・知人などの身近な人に相談する人が多い一方で、市が力をいれるべき福祉分野をみると、身近な相談窓口の充実が最も求められています。

以上のことから、育児、介護、障がい、貧困、さらには育児と介護のダブルケアや、8050 問題に直面する家庭など、複合化・複雑化した地域生活課題の解決に資する支援を包括的に提供できる体制の整備が必要となっています。

「〇〇なことがあったらこちらへ連絡ください」というような相談や連絡できる窓口をもっと知らせる活動をしたらよいと思います。

（一般市民女性、18 歳～39 歳）

（３）安心・安全に暮らせるまちづくり

①第３期計画の取組・評価

災害時対策における地域のつながりが重要視されている中、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿の登録や自主防災組織の育成に努めるとともに、防災訓練等を通じて市民の防災意識の向上に努めてきました。

また、防犯・事故対策として、安全な生活環境の整備を進めるため、町内会防犯灯設置費用の補助、地区防犯パトロールの実施などに取組、さらに、障がい者、高齢者、乳幼児連れの人が移動しやすい公的移動手段として、デマンド交通やふれあい号の運行事業、道路の維持、補修等を行いました。

②第４期計画に向けた課題

我が国では、2011（平成 23）年の東日本大震災や、東北・北海道地方に被害をもたらした 2016（平成 28）年の台風第 10 号などの大規模災害が発生しており、本市においても 2019（令和元）年の台風第 19 号は大きな浸水被害をもたらし、2,800 人を越える市民が避難所へ避難するなど、防災活動の在り方について課題を残しました。防災活動の基本は、市民一人ひとりが防災についての知識と行動力を身に付け、自分の身は自分で守る、共に協力しあい地域を守る姿勢で災害に対処することが重要です。アンケート調査の結果をみると、地域の防災訓練の参加状況は４人に１人に満たない結果となっており、防災活動に対する関心の喚起に向けた取組が求められています。

また、障がい者、高齢者、妊産婦などの避難行動要支援者が、利用しやすい移送サービスやユニバーサルデザインに配慮した施設整備も重要です。

災害等が起きた時に普段から近所、地域で顔見知りのいる方が助け合えると思います。他団体で交流を持ったり、イベントをしたり、役所も部署が違っても情報を共有し、他団体で交流、イベントの際は協力してほしいです。

（民生委員、5年未満）

第３章　計画の目指す方向性

１．基本理念

本市は、今後 10 年間のまちづくりの指針となる「志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）」を 2016（平成 28）年度に策定し、まちの将来像「市民力でつくる　未来へ続くふるさと　志木市　～ずっと住み続けたい、住んでみたいまちをめざして～」の実現を目指しています。

子どもから高齢者まで、また、障がい者や生活困窮者など、生活上の困難を抱えた市民も含めた誰もが住み慣れた家庭や地域で暮らし続けていくためには、ふだんからお互いのことを思いやり、必要な時に助け合える関係を築いておくことが重要です。また、周囲に打ち明けにくい不安や悩みを抱えた時に相談できる人・団体の存在や、一人ひとりが尊重された地域づくりに向けた取組も必要不可欠です。

以上のことから、本市では、「みんながつながり、安心して自分らしく暮らせるまちの実現」を基本理念として掲げ、市民と市民、市民と地域活動団体等の関係団体とのつながりを深める取組や、支援を必要とする市民がいきいきと生活できる環境づくりを推進します。

みんながつながり、
安心して自分らしく暮らせるまちの実現

「安心して」という意味合いが込められていることが重要だと思います。
（志木市地域福祉推進委員会委員）

子どもから高齢者まで、さまざまな世代の問題を解決できるような計画にしていけると良いです。
（志木市地域福祉推進委員会委員）

2．基本目標

（1）支え合いのあるまちづくり

多様化する住民の福祉ニーズに対応するために、公的な福祉サービスだけでなく、地域住民をはじめ、町内会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO などの関係団体や市、社会福祉協議会が協働するという考えのもと、「支え手」と「受け手」という関係を越えて、あらゆる機関が連携して、みんなで助け合う、支え合いのあるまちづくりを推進します。また、地域の中にふれあいや交流できる場や、さまざまな地域活動への参加の場を提供し、地域での支え合いの仕組みを構築するとともに、市民の福祉意識の醸成に努め、地域で中心となって活躍できる人材の育成や活用を推進します。

（2）誰もが必要なサービスを受けられ、自分らしい生活ができるまちづくり

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく暮らすことができ、支援を必要とする人が適切な福祉サービスを利用できるよう、行政などによる公的な福祉サービスの質の向上を図るとともに、民間事業者等による多様な形態の福祉サービスの提供の支援に努めます。加えて、複合化・複雑化した地域生活課題の解決に資する包括的支援体制の整備に努めます。

（3）安心・安全に暮らせるまちづくり

緊急時や災害時に対応できるよう、普段から市民一人ひとりが備えるとともに、支援が必要な人の把握と地域での見守りの体制を強化します。また、地域の誰もが安全で安心して暮らせるために、防犯体制を充実させるとともに、安全・快適な交通環境・道路環境の整備、バリアフリーの推進に努めます。

公的な福祉サービスの充実整備を図るとともに、住民と行政の協働による新しい福祉との在り方を提示することが必要であると思います。住民が主体的に参加することで、住み慣れた地域でこれまでの社会的な関係を維持しながら、生きがいや社会的役割をもつことができ、より豊かな生活につながることが期待されます。

（一般市民男性、65 歳～74 歳）

3．計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策	市の主な取組
みんながつながり、安心して自分らしく暮らせるまちの実現	1 支え合いのあるまちづくり	(1) 市民力で支え合う仕組みづくり	①地域共生社会に向けた基盤づくりの推進 ②多分野における地域活動の活性化
		(2) 地域活動への参加促進	①住民主体の活動支援 ②ボランティア・福祉人材の育成
		(3) 支え合える環境づくり	①交流拠点の整備 ②交流機会の充実 ③福祉理解・福祉教育の推進
	2 誰もが必要なサービスを受けられ、自分らしい生活ができるまちづくり	(1) 健康づくり・介護予防の推進	①健康づくりの推進 ②介護予防の推進 ③食育の推進
		(2) 生活困窮者等の自立のための環境づくり	①生活困窮者の支援 ②就労の支援
		(3) 再犯防止の支援 （再犯防止推進計画）	①安全で安心なまちづくりの推進 ②就労・住居の確保のための取組 ③保健医療・福祉サービスの利用の促進 ④非行の防止と関係機関と連携した支援の実施 ⑤民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進
		(4) 生活支援の充実	①家族への支援 ②当事者団体・福祉サービス事業者への支援 ③公的支援の検証
		(5) 誰もが必要なサービスを受けられる仕組みづくり	①わかりやすい相談窓口の拡大 ②情報発信・情報提供の充実 ③権利擁護活動の促進 ④関係機関の連携強化
	3 安心・安全に暮らせるまちづくり	(1) 災害時対策の推進	①情報伝達体制の整備 ②避難困難者、避難者への支援 ③避難訓練の実施
		(2) 防犯・事故対策の推進	①防犯活動の推進 ②事故防止・発生時の対応
		(3) 安全な移動手段の確保と道路環境の整備	①公的移動手段の整備 ②安全に通れる道路環境の整備
		(4) 快適な生活環境の推進	①ユニバーサルデザインの推進 ②公園活用・談話スペースの確保 ③生活マナーの向上

４．重点的な取組

本市の計画の中で最も上位に位置づけられている志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）において、「市民力でつくる　未来へ続くふるさと　志木市　～ずっと住み続けたい、住んでみたいまちをめざして～」というまちの将来像を掲げています。

この将来像の実現を進めているなか、社会福祉法の改正を踏まえ、次の４点を本計画における重点的な取組として設定します。

（１）包括的相談支援体制の構築

少子高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化など、社会構造の変化の中で、複合化した課題を抱える世帯に対する支援や制度の狭間の問題など、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図ることが必要となっています。地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指し、地域住民や福祉関係者が支え合い、行政と協働し、解決に向けた支援を行うため、分野横断的な連携を図った包括的な相談支援体制を新たに構築します。

■関連する市の主な取組

頁	市の主な取組
38、55、61、86	基幹福祉相談センター※10の整備と一次相談機関との連携
62	高齢者あんしん相談センターの活用（地域包括支援センター）
55、62	障がい者等相談支援事業所の活用
62	児童発達相談の実施
62	市民合同相談及び各種相談業務の情報交換会の実施

■指標と目標

No.	指標	現状値	目標値
1	基幹福祉相談センターの設置数	新規	1か所

注）現状値は 2018（平成 30）年度末、目標値は計画期間の5年以内に達成する数値。

基幹福祉相談センターの相談体制のイメージ

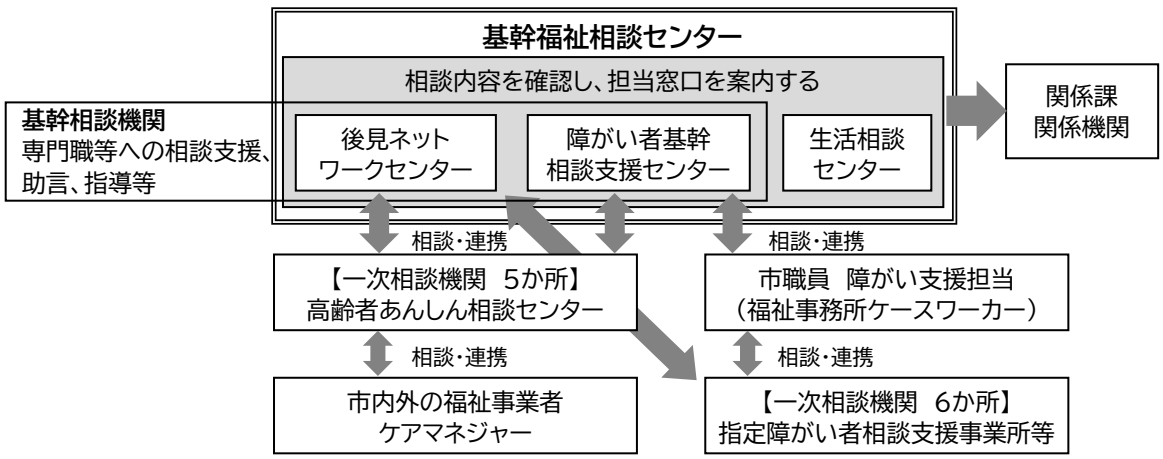

※10　８０５０問題やひきこもりなど多問題や複雑な家庭への支援のため、以下の３つの機能を活かしコーディネート等を行い、さまざまな専門職が連携する体制です。市民や市民後見人への相談支援も行います。
①後見ネットワークセンター、②障がい者基幹相談支援センター、③生活相談センターで構成しています。

（2）地域福祉活動へ参加しやすい環境づくり

国は、地域共生社会の実現に向けて、住民相互の支え合い機能の強化、公的支援と協働した地域課題の解決を試みる体制の整備、多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備などを進めています。

本市では、生活環境や社会構造の変化を踏まえ、市民がさまざまな地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるように、「支え手」と「受け手」という関係を越えて市民や福祉関係者が『我が事』として支え合い、制度・分野の「縦割り」ではなく『丸ごと』つながることで、地域をともにつくることのできる地域共生社会の実現を目指します。

そのため、本市では、子育て、高齢者、健康、防災などに関連する分野横断的な体制を構築するともに、地域を支える人材や団体との連携を強化し、市民が自発的に地域の課題を把握したり、近隣住民と交流を図ることのできる取組や拠点整備などの環境づくりに努めます。

■関連する市の主な取組

頁	市の主な取組
41	生活支援体制整備事業
41	いろは百歳体操
42	まちづくり推進バンク
42、46	アクティブシニア等社会参加支援事業
44	総合福祉センター管理運営・福祉センター・第二福祉センター管理運営
44	いきがいサロン・街なかふれあいサロン管理運営
44	コミュニティふれあいサロン
45	子育て支援センターの管理運営

■指標と目標

No.	指標	現状値	目標値
1	アクティブシニア等社会参加支援事業参加者数	72 人	150 人
2	いろは百歳体操活動場所数	20か所	37 か所

注）現状値は 2018（平成 30）年度末、目標値は計画期間の5年以内に達成する数値。

（3）成年後見制度利用の促進

本市は、2012（平成 24）年から成年後見制度の普及啓発や相談・利用支援、市民後見人の育成などを行いました。2017（平成 29）年４月には、全国初で「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」を施行し、2018（平成 30）年４月から志木市後見ネットワークセンターを市役所内に設置するなど、市民の権利と利益の一層の擁護を図るために、積極的に取り組んでいます。

今後も、急速な高齢化により、認知症高齢者の増加や障がい者等の親亡き後の福祉サービスを維持・継続するための専門職の後見人等が不足することが予想されていることから、成年後見制度の普及啓発や相談、後見人支援とあわせて、市民後見人の育成など積極的に施策を推進します。

■関連する市の主な取組

頁	市の主な取組
42	市民後見人の育成
85	地域連携ネットワークの構築

■指標と目標

No.	指標	現状値	目標値
1	市民後見人養成人数	延べ233人	延べ333人
2	成年後見制度普及啓発事業参加者数	208 人	300 人

注）現状値は 2018（平成 30）年度末、目標値は計画期間の5年以内に達成する数値。

後見人制度を利用しているが、手続きが複雑で相続がからむとさらに分かりづらく進捗も見えにくいし遅い。色々なパターンが各家庭により異なると思うし、そこから先の問題もあると思うので相談できるところがもっと身近にあるといいのではないでしょうか。他のサービスも含めてインターネットで相談できたり、働いていても仕事帰りに相談できたりすると良いです。

（一般市民女性、40 歳～64 歳）

（4）安心・安全な地域づくり

近年、全国各地で大規模な災害が発生している中、災害時の応急対応やまちの復旧・復興には、地域コミュニティが大きな役割を果たしています。特に、東日本大震災において、地域コミュニティにおける住民等の相互の助け合いが重要な役割を果たしたことから、互助・共助の重要性が改めてクローズアップされ、地域コミュニティの役割が重要視されるきっかけとなりました。本市においても、高齢化、核家族化が進み、福祉的な支援が必要な人が増えている状況において、第五次志木市総合振興計画の市民意識調査では、防災・防犯施策が重点的に取り組む施策として最も多くの回答があり、市民の安心・安全に関する意識は高まっています。

安心・安全な地域づくりを進めるために、町内会や自主防災組織、民生委員・児童委員などの地域住民による支え合い活動がさらに円滑に推進できるよう、ハード面とソフト面の双方の地域体制づくりを推進します。

■関連する市の主な取組

頁	市の主な取組
39	町内会活動支援
39	民生委員･児童委員の活動支援
55、69	防犯灯、防犯カメラの設置
66	福祉避難所の設置
66	避難行動要支援者名簿の活用促進
67	地区防災訓練
39、68	自主防犯パトロール活動

■指標と目標

No.	指標	現状値	目標値
1	町内会加入率	56.6%	65%以上
2	福祉避難所設置訓練、地区防災訓練件数	40件	42件以上

注）現状値は 2018（平成 30）年度末、目標値は計画期間の5年以内に達成する数値。

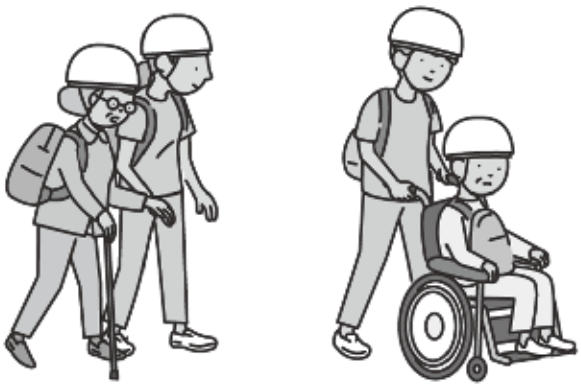

第４章　基本目標及び基本施策ごとの取組

１．支え合いのあるまちづくり

（１）市民力で支え合う仕組みづくり

■現状と課題

地域のつながりの希薄化が問題視されている中、地域での暮らしにおける「社会的孤立」や、制度が対象としない狭間の生活課題への支援など、さまざまな問題が顕在化しています。市民一人ひとりが地域の課題を『我が事』としてとらえ、積極的に活動できる、助け合い・支え合い体制の構築が不可欠となっています。

アンケート調査結果によると、地域での支え合い（支援を必要とする人に地域の方々で協力し、支援をすることなど）について、「必要であり、自分自身や地域の人たちを含め積極的にかかわるべき」が４割台半ばと最も多くなっているものの、2014（平成 26）年の調査結果（以下、「前回調査結果」という）よりも約７ポイント低くなっています。また、隣近所で困っている人のお手伝いや手助けをしたことがあるかどうかについて、「特にない」が６割台半ばと最も多く、前回調査結果よりも約９ポイント多くなっていることからも、支え合いの意識が低く、その経験も乏しくなっていることがうかがえます。地域の人と人とのつながりは、日常の生活課題を解決するための糸口やきっかけに結び付く可能性があります。市民が地域の人や活動に積極的に関わろうという意識を醸成することが必要です。

今後、市の保健・福祉分野でどのような施策に力を入れるべきかについて、「地域での見守り・支え合いへの支援」が２割を越えており、一定数の市民から見守り・支え合いに関する活動のニーズがあるとうかがえます。近所の人からお手伝いや手助けをしてもらいたいことの自由意見においても、「子どもの登下校時の見守り」や「高齢になった際に見守り」についてのニーズが確認できることから、関連団体や民生委員・児童委員等と連携しながら、人材の育成・確保も図りつつ、見守り活動を充実していくことが求められています。

核家族化が進み、本来であれば家族間で対応する日常生活全般が対応しきれないケースが増えています。シングル世帯の軽費の家政婦サービス、夜間対応の見守り支援など複合的なニーズに対応できる支援があると良いです。

（福祉専門職、勤務年数5年～10 年未満）

■施策の方向

地域福祉を推進するために、三者（地域住民、社会福祉を目的とする事業を行う者及び社会福祉に関する活動を行う者）の“市民力”を生かした地域づくりを目指します。

本計画でいう“市民力”とは、小さな市民の力が集まれば大きな力となるという住民主体の考えに基づくだけでなく、地域に住む者、市内で事業を経営する者、活動を行う者を含めた市民一人ひとりが、地域のための仕組みを作ることを指します。本市は、地域福祉の活動の基礎となる町内会や民生委員・児童委員等の活動を支援するとともに、妊婦や乳幼児のいる家庭、一人暮らし高齢者や認知症高齢者に対する見守り活動を推進します。

市の主な取組

①地域共生社会に向けた基盤づくりの推進

②多分野における地域活動の活性化

認知症サポーター養成講座修了者を組織化して、見守り隊のようなものができれば良いのではないでしょうか。

（福祉専門職、勤務年数5年～10 年未満）

一人暮らし、息子一家は都内で、あまり密に連絡なしの状態です。日常的に民生委員・児童委員の方の見回りや新聞配達の方などさりげない見守りがほしいと思います。

（一般市民女性、75 歳以上）

■市の主な取組

①地域共生社会に向けた基盤づくりの推進

本市では、急速に後期高齢者が増加する市の将来環境を見据え、2014（平成 26）年度から検討を開始し、2017（平成 29）年２月に志木市地域包括ケアシステム構築の取組方針を定めました。この方針により、あらゆる地域資源を活用し公的サービス等の充実を推進するとともに、市民がともに支えあい、健康でいつまでも自分らしく生活し地域で活躍できるまちづくりに向け、本市では、「地域包括ケアまちづくり推進体制」による取組を進めています。さらに、新たに市民や多様な団体等の立ち上げ支援や育成を強化し、この取組を進展させ、地域共生社会への仕組みづくりや、きめ細かなサービスの提供体制を維持するとともに、必要な基盤整備を促進していきます。

また、市民ニーズへの課題や地域力向上に向けた検討のため、町内会や婦人会、民生委員、医療・介護事業者を含む民間事業者等と行政とでネットワークづくりや研修等を行います。市民とのまちづくりのため、民間や大学などの教育機関、行政とが互いに連携することにより、地域力の強化と政策形成を図ります。

志木市地域包括ケアまちづくり推進体制イメージ※11

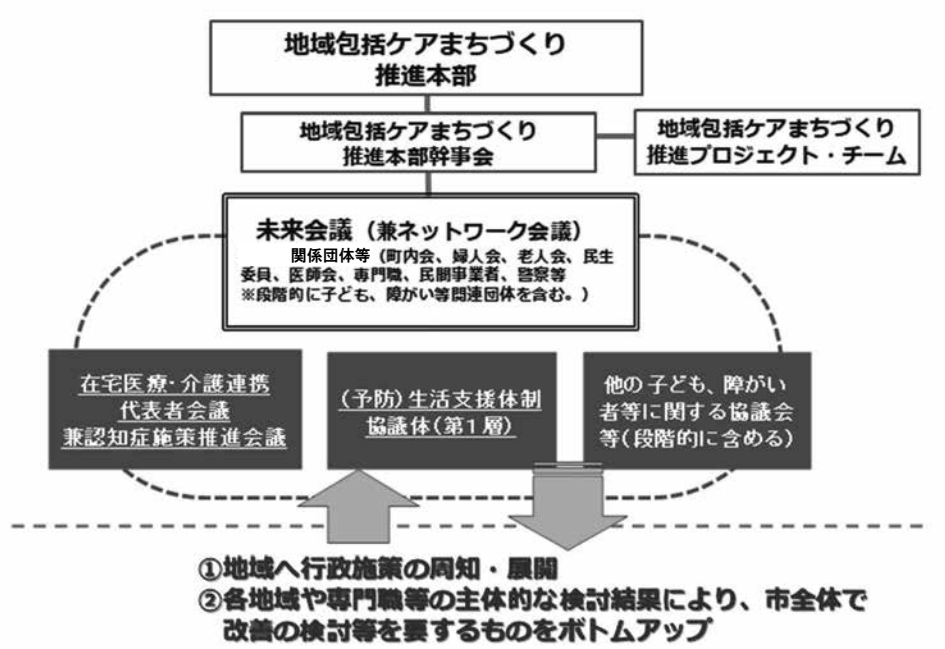

※11　図中の「ボトムアップ」とは、下位に位置する側から上位に向かって手続きや伝達を進める方式のことです。

➢ 地域共生社会に向けた基盤づくりと市民参画　共生社会推進課

超高齢社会の進展等に伴う市の将来に直結する課題に対応するため、市民や地域団体や専門職等が参画し、地域での各分野における課題を把握しながら今後のまちづくりのため、「未来会議」等において研修や検討を行います。また、市の広報やホームページ、イベントなどのさまざまな機会を通じて、市民とともに目指す地域共生社会に向けた地域づくりへの周知・啓発を行います。

➢ 自助・互助に資するまちづくりの推進　共生社会推進課

地域の担い手と活躍の場づくりや、世代間交流の推進、生涯現役の拡大、地域包括ケアの受け手となる団体への支援などの取組を進めるため、2017（平成 29）年度から「志木市地域包括ケアスタートアップ・プログラム　～市民力による地域包括ケアの実践～　持ちつ持たれつ、お互いさまの構築」を策定し、市全体で地域づくりを推進しています。市民の生活に密着してより自由な活動が促進され、公的サービスだけではなく、市民が主役となり多様な選択によって新たな地域の自助・互助に資する事業を実施することで、地域力向上への取組を進めます。

➢ 要援護高齢者等支援ネットワーク会議・ホッとあんしん見守りシステム事業

共生社会推進課、生活援護課、長寿応援課、子ども支援課、健康増進センター、市民活動推進課　他

要援護高齢者等と関わりの多い事業者（新聞販売店やガス事業者など）、医療機関、警察、行政、民生委員・児童委員などによる、地域の見守りに関する取組事例検討等を行い、地域見守り活動と、地域連携のネットワーク強化を図るとともに、地域の要援護高齢者等の異変や虐待、認知症など支援が必要な高齢者を早期に発見し、対応します。また、見守りが必要となる障がい者や児童などについても、関係団体等の声を取り入れながら、横断的な見守り体制づくりを進めます。

➢ 基幹福祉相談センターの整備と一次相談機関との連携

共生社会推進課・長寿応援課

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関となる、基幹福祉相談センターを整備し、高齢者、障がい者、生活困窮等の分野を越えた地域生活課題について、一次相談機関※12と連携した相談に応じ、多分野連携による支援と地域ニーズの把握を行います。

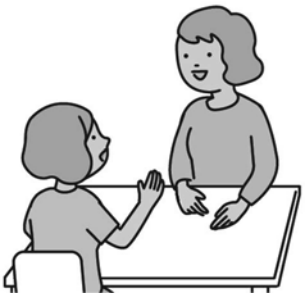

※12 一次相談機関とは、高齢者あんしん相談センターと障がい者等相談支援事業所を位置づけています。

②多分野における地域活動の活性化

町内会・自治会活動、市民活動団体の活性化を図ります。

➢ 町内会活動支援　　市民活動推進課

地域住民間の良好な関係を築くため、町内会・自治会に対して必要な情報の提供と、町内会・自治会の組織活動の活性化と人材の育成を支援します。

➢ 要援護高齢者等支援ネットワーク会議・ホッとあんしん見守りシステム事業（再掲）

共生社会推進課、生活援護課、長寿応援課、子ども支援課、健康増進センター、市民活動推進課　他

要援護高齢者等と関わりの多い事業者（新聞販売店やガス事業者など）、医療機関、警察、行政、民生委員・児童委員などによる、地域の見守りに関する取組事例検討等を行い、地域見守り活動と、地域連携のネットワーク強化を図るとともに、地域の要援護高齢者等の異変や虐待、認知症など支援が必要な高齢者を早期に発見し、対応します。また、見守りが必要となる障がい者や児童などについても、関係団体等の声を取り入れながら、横断的な見守り体制づくりを進めます。

➢ 自主防犯パトロール活動　　市民活動推進課

市内に３７組織（３７町内会）されている自主防犯パトロール隊に対し、パトロール中のボランティア保険に加入するなどの支援に加え、自主防犯パトロール隊長会議を行い、情報共有を図ることにより、「犯罪に強いまち志木」を目指します。

➢ 民生委員・児童委員の活動支援　　生活援護課

民生委員・児童委員は、高齢者、障がい者、子ども、ひとり親家庭、生活困窮者などからのさまざまな相談を受け、必要に応じて関係機関につないでいます。地域において、民生委員・児童委員が活動しやすくなるように、その活動を周知するとともに、各委員へ活動に関する情報の周知を図ります。

➢ 認知症ＳＯＳ声かけ模擬訓練　　長寿応援課

道に迷っているなど心配な人への声かけ方法などの実践訓練を行うことで、地域ぐるみでの認知症高齢者の安全の確保と事故防止に役立てるとともに、障がい者など、さまざまな支援が必要となる人の早期発見、保護につながるよう、関係機関との連携について調整を図ります。

➢ 母子保健推進員による活動　　健康増進センター

健康増進センターと子育て家庭のパイプ役として、乳幼児の健やかな成長を見守るため、地域で家庭訪問や三世代・子育て支援交流会等を実施し、妊婦さんや子育て中の人を支援します。

（２）地域活動への参加促進

■現状と課題

地域における福祉活動の担い手について、担い手不足や高齢化が課題となっています。

アンケート調査結果によると、ボランティア活動をしたことがあるかどうかについて、現在活動している人は１割台半ばであり、活動していない（または活動したことはない）人は約８割となっています。これらの結果は、前回調査（2014（平成 26）年）とほぼ同様の傾向にあり、ボランティア活動の担い手を増やす取組に課題があるとうかがえます。

ボランティア活動をしたことがない理由については、「時間的な余裕がない」が５割台半ばで最も多く、次いで「活動するきっかけがない」が４割近くとなっています。自由意見では、「長い間自営業を手伝っていて仕事をやめた今、自分の体力に自信がない」、「どう行動すればよいか分からない」という声がある一方で、「高齢者が生きがいとしてお役に立てる場があると良い」という活動に前向きな声もみられます。ボランティア活動が身近なものとして認識されていない点を踏まえ、具体的な活動内容や参加方法をわかりやすく周知する必要があります。

専門職向けアンケート調査結果によると、ボランティアの活性化に向けたアイディアとして、例えば「住民でボランティアグループをつくり、１回 100～200 円でちょっとした困りごとサービスを行う」、「ボランティア活動に参加したら、ポイントなど回数がたまったら、他のサービスを受けられるようにする」などがあげられています。活動に対するインセンティブ※13を付与するかどうかも含めた仕組みづくりを検討することも重要です。

■施策の方向

ボランティア活動や地域活動を活性化するために、市民活動への支援を展開するとともに、認知症サポーターの養成、まちづくり推進バンクの利用等により、地域で活躍できる人材の育成に努めます。

市の主な取組
①住民主体の活動支援
②ボランティア・福祉人材の育成

※13　人の意欲を引き出すために外部から与える刺激のことです。

■市の主な取組

①住民主体の活動支援

地域活動への参加の地ならしとして、各種団体の活動に対する支援や市民に対する周知を行い、誰もが地域で活動しやすい環境を整備します。

➢ 生活支援体制整備事業　　長寿応援課

多様な主体による地域における支え合いの体制づくりを推進するため、行政区域全体を対象とする第１層協議体と、各圏域（中学校区）を対象とする第２層協議体を設置するとともに第１層、第２層それぞれに生活支援コーディネーターを配置しています。第１層協議体、第２層協議体での協議を行い、サービスの担い手の必要性等制度の理解や周知を図るとともに住民主体による集いの場づくりに向けた協議等を継続していきます。

➢ いろは百歳体操　　長寿応援課

町内会館や身近に集うことのできる場所で、住民が自主的に実施する体操です。おもりを使い、椅子に座ってできる簡単な体操で誰でも参加することができます。介護予防や地域住民同士のつながりを醸成し、支えあい活動を促進します。

➢ 子ども食堂との連携　　子ども支援課

子ども食堂が地域に根差した活動ができるよう、子ども食堂を実施する団体と日常的なつながりを持つとともに、支援が必要と思われる子どもが上手く利用につながるよう、関係する団体と連携しながら対応します。

➢ 元気の出るまちづくり活動報奨金の支給　　市民活動推進課

市民自らの活動によるふれあいと夢のあるまちづくりを推進するために、社会貢献活動や複数でふれあい活動等を行う市民団体に対して、報奨金を支給します。

➢ グループサークル情報の提供　　生涯学習課

市内に活動拠点を置くサークル団体の活動情報を提供し、学習機会の充実を図ります。

いろは百歳体操

②ボランティア・福祉人材の育成

支援が必要な人に対して、地域で専門的な支援を行うことができるよう、ボランティアや福祉人材の育成・支援に努めます。

➢ 市民後見人の育成　共生社会推進課

市民後見人を養成し、成年後見制度を担う地域の人材を確保します。

➢ 認知症サポーター養成講座　長寿応援課

幅広い世代に認知症についての知識を広めるとともに、認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者、「認知症サポーター」を養成します。

➢ 食生活改善推進員の育成　健康増進センター

食を通じた健康づくりに関する知識や技術の普及を目的に育成・支援します。

➢ アクティブシニア等社会参加支援事業　市民活動推進課

定年退職された人や本市に新たに転入された人、さらには学生や外国人の人々等の「地域活動デビュー」のきっかけづくりとして、市、社会福祉協議会、市民団体、ＮＰＯ法人、シルバー人材センター、ハローワーク等が一堂に会した活動内容説明会を実施し、本市での地域デビューを積極的に支援します。

➢ まちづくり推進バンク（志民力人材バンク・いろは楽学塾・ボランティア便利帳）市民活動推進課

若者から高齢者までさまざまな市民を、志民力人材バンク、いろは楽学塾、ボランティア便利帳からなるまちづくり推進バンクに登録し、さらなるまちづくりの推進を図ります。

認知症 SOS 声かけ模擬訓練

（3）支え合える環境づくり

■現状と課題

本市では、住みよい地域社会の形成と福祉の増進を図るため、総合福祉センターを設置しています。総合福祉センターは、趣味や軽スポーツ、音楽活動など、多世代の市民が気軽に利用できる施設が複数併設され、市民の交流拠点となっています。

本市は、高齢者の社会参加を促す憩いの場、また、高齢者間の連帯やコミュニケーションを深め、生きがいのある生活を支援する場づくりを進めています。これまで、老人クラブに関する事業等とともに、地域との関わりとして、保育園との交流や学校行事の参加等、世代間交流に繋がる事業等を実施してきました。また、地域敬老会支援事業補助金を設け、地域で行う敬老会などの経費を補助するとともに、ご長寿応援買物券や敬老祝金の配布により長寿を祝福しました。市民同士の交流を深めるためには、拠点となる施設の管理運営をはじめ、交流機会の創出・充実も重要となります。今後も、市民の交流の充実を図る取組が期待されます。

昨今、地域共生社会の実現に向けて国や埼玉県が力を入れている中、市でも障がい者理解を広く促してきました。アンケート調査結果によると、障がいのある人との共生社会を進めている中で、障がいを理由とした差別や偏見について変わりないと思う人は、約５割と２人に１人の割合となっており、継続して障がい者に対する理解促進に向けた取組が必要と考えます。

■施策の方向

市民が地域で、いきいきと暮らしていくために、子どもから高齢者まで、世代間の交流を目指し地域に人々が集まることができる活動スペースや、積極的に人と人とが交流できる機会を整備し、地域活動をするための活動拠点、市民の生きがい活動の場、若者が気軽に集える場づくりを推進します。

また、障がい者理解促進事業を実施し、子どもから大人まで、幅広い層に対して福祉意識の向上に努めるとともに、地域で中心となって活躍できる人材の育成や活用を推進します。

市の主な取組

①交流拠点の整備
②交流機会の充実
③福祉理解・福祉教育の推進

■市の主な取組

①交流拠点の整備

地域活動をするための活動拠点、市民の生きがい活動や、さまざまな立場の市民が気軽に集える場づくりを推進します。

➢ 総合福祉センター管理運営・福祉センター・第二福祉センター管理運営

共生社会推進課・長寿応援課

住み良い地域社会の形成や高齢者の福祉の増進を図るための管理・運営を行います。

➢ いきがいサロン・街なかふれあいサロン管理運営 長寿応援課

高齢者間のコミュニケーションを深め、児童との交流を図り、社会参加を促進するために、市内小学校に「いきがいサロン」を設置しています。また、空き店舗を活用した「街なかふれあいサロン」を運営し、見守り・声かけをはじめとする福祉活動を行います。

➢ 市民農園管理 産業観光課

地域住民から農地を借り受け、市民農園を開設し、希望者に貸し出しを行い、地域での交流を促進します。

➢ 地域交流スペース事業 生涯学習課

校舎の余裕教室を地域に開放し、地域コミュニティの向上を図るとともに、学習の場を提供し、開かれた学校づくりを展開します。

➢ 志木市立いろは遊学館・宗岡公民館・宗岡第二公民館管理運営 いろは遊学館

市民の生涯にわたる学習活動を推進し、健康の増進等を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進のため各施設における管理・運営を行います。

➢ ふれあい館「もくせい」 市民活動推進課

志木第四小学校の北校舎 1 階部分のゆとり教室を生かし、活動スペース、多世代交流カフェ、学童保育クラブ、放課後子ども教室を事業展開しています。

➢ コミュニティふれあいサロン 市民活動推進課

市内の空き家・空き店舗を活用し、多世代交流や地域のコミュニティ活動の拠点として運用ができるよう整備を行います。また、宗岡地区にコミュニティふれあいサロン「Ｒｅｉｗａ」（次頁のコラム参照）を開所しており、コミュニティ活動の推進を図ります。

コラム　コミュニティふれあいサロン「Ｒｅｉｗａ」

本市では、宗岡地区に市民が交流できる場が少ないという現状と、深刻化する空き家問題の現状をとらえ、2019（令和元）年７月８日に市内初となる空き家を活用したコミュニティふれあいサロン「Ｒｅｉｗａ」を開所しました。運営は市民団体によるもので、子どもから高齢者までの多世代が交流できる場として期待されています。

＜サロンの概要（2020（令和２）年１月１日現在）＞

〇利用時間　　月～金曜日 10 時～15 時（祝休日は休所）
〇所在地　　志木市下宗岡２－３－２３
〇運営団体　　Ｒｅｉｗａ会
〇主な事業内容　・お茶やコーヒーの提供
　　・将棋や囲碁の設置
　　・手芸、編み物、絵手紙などの参加型教室

②交流機会の充実

市民主体の各種活動を支援し、誰もが参加したくなるような交流の場づくりを推進します。

➢ 地域敬老会支援事業補助金　　長寿応援課

長寿を祝福するとともに、広く地域の交流を深め、集いの場の創設と発展を図るため、地域で行う敬老会などの経費の一部を補助することにより、町内会や婦人会、老人クラブやサークルなど継続的に活動をしている団体に支援をしていきます。

➢ 子育て支援センターの管理運営　　子ども支援課

子育てに関する情報提供、あそびの広場などの交流機会の提供、子育てサークル等への支援など、子育て家庭の育児を支援します。

➢ 児童センターの管理運営　　子ども支援課

異年齢の子どもたちの交流の場として、子どもたちが心身ともに健やかに成長するよう遊びの場を提供します。

➢ アクティブシニア等社会参加支援事業（再掲）　市民活動推進課

定年退職された人や本市に新たに転入された人、さらには学生や外国人の人々等の「地域活動デビュー」のきっかけづくりとして、市、社会福祉協議会、市民団体、ＮＰＯ法人、シルバー人材センター、ハローワーク等が一堂に会した活動内容説明会を実施し、本市での地域デビューを積極的に支援します。

➢ 学社融合事業、大学生との合同企画講座　いろは遊学館

地域住民同士の親睦と交流を深めることを目的として、志木小学校といろは遊学館・いろは遊学図書館にて、いろはふれあい祭りを行います。また、いろは遊学館では若い世代に地域活動に興味を持ってもらうため、大学生と合同で講座を開催します。その他、宗岡公民館まつりや総合福祉センターまつりなど、各地域においてイベントを開催します。

③福祉理解・福祉教育の推進

福祉に関する啓発活動、学校教育の場だけではなく、あらゆる世代を対象とした広報・啓発活動や学習機会の提供・福祉教育の推進に努めます。

➢ 障がい者理解促進事業　共生社会推進課

広く市民へ向けて障がいの理解を深め、差別や虐待防止のため、理解促進、啓発事業を行っていきます。

➢ 認知症サポーター養成講座（再掲）　長寿応援課

幅広い世代に認知症についての知識を広めるとともに、認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者、「認知症サポーター」を養成します。

➢ 各教科領域での実践　学校教育課

市内各小中学校において、各教科領域の内容と関連させた体験型福祉教育を年間指導計画の中に位置づけ、実施します。

２．誰もが必要なサービスを受けられ、自分らしい生活ができるまちづくり

（１）健康づくり・介護予防の推進

■現状と課題

本市では、次世代を担う子どもや若者、そして高齢者まで、全ての世代の市民が人生100 年時代を見据え、地域の中で健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現に向けて、健康増進計画である「いろは健康２１プラン」を策定しています。本計画に基づき、健康寿命の延伸や医療費の適正化など、超高齢社会に対応したまちを構築するため、全ての市民の主体的な健康づくりを支援する取組を展開しています。

また、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、保健、医療、福祉、教育等各分野との緊密な連携のもとに、高齢者が地域の中で人々とお互いに理解し協力しあい、ともに支え合いながら、豊かに生活できるような環境づくりを進めています。これにより、高齢者が健康で自分らしく生きがいを持って、自立した生活ができるまちの実現を目指しています。

本市の統計データによると、2011（平成 23）年に男女ともに埼玉県内１位であった65 歳健康寿命は、2017（平成 29）年に男性が４位、女性が３位となっており、伸び悩んでいる傾向にあります。また、要支援・要介護認定者数は年々増加しています。アンケート調査結果によると、日常生活で不安に感じていることは、「自分や家族の健康のこと」が最も多くなっていることからも、健康づくりや介護予防に向けた取組が必要です。

■施策の方向

市民一人ひとりが元気で充実した生活を送るために、健康を維持増進するための取組が重要となります。そのため、全ての市民が元気で健康に過ごせるために、健康づくりの推進や誰もが安心して医療を受けられる地域医療体制の整備に努めるとともに、保育園、小中学校での食育、介護予防事業など身近な地域を核とした健康づくりを促進します。

市の主な取組

①健康づくりの推進
②介護予防の推進
③食育の推進

■市の主な取組

①健康づくりの推進

全ての世代に向けた健康づくりのために、「いろは健康２１プラン」の推進をはじめ、一人ひとりのニーズに応じた健康づくりの支援と身近な健康管理体制の充実に努めます。

➢ いろは健康ポイント事業　健康政策課

40 歳以上の市民を対象に、参加者全員に活動量計を無償で貸与し、歩数や体組成等定期的に測定した数値や健康増進につながる行動をした場合などにポイントが獲得でき、獲得したポイントは市内で使える商品券に交換が可能なインセンティブ事業を実施します。

➢ おいしく減塩！「減らソルト」プロジェクト　健康政策課

市民の健康寿命の延伸を目的に、「減塩」をキーワードとした健康づくり事業を全ての年代を対象に実施します。また、産官民学の連携を図り、効果的かつ継続的に事業を展開します。

➢ いろは健康２１プラン推進事業　健康政策課

市民の健康寿命の延伸及びスポーツを通じた健康づくりとにぎわいの創出を図ることを目的に活動しています。さまざまな健康に関する事業（ノルディックウォーキング・ポールウォーキングの普及、市民勉強会の開催など）の企画・運営に取り組みます。

➢ スマート・ウォーカー（旧スマート・ウォーク・リーダー）育成講座　健康政策課

健康に対する意識や知識の向上と地域の健康づくりの担い手を育成します。

➢ がん検診事業　健康政策課

がん等の病気を早期に発見し、早期治療に結びつけることを目的に、がん検診を受診できる機会の拡充や、一定の年齢層を対象として無料クーポン券を配布し、検診受診率の向上を図ります。

➢ 生活習慣病重症化予防対策事業　健康政策課

糖尿病が重症化するリスクの高い受診者・治療中断者を治療に結びつけるとともに、治療中のうち、重症化するリスクの高い糖尿病患者に対して保健指導を行い、人工透析への移行を防止します。

➢ 子どもの健康づくりプロジェクト　健康政策課

生涯にわたり健康的な生活を送るため、小学生を対象に、足圧分布や下肢筋力などの足部の測定を行い、子ども一人ひとりが抱える足の現状や課題に対し、日常的なセルフケア方法などのアドバイスを行う足部機能・骨格発達支援事業を実施するなど、子どもたちの健全なからだの育成と正しい生活習慣の定着を目指した取組を実施します。

➢ 健康 Step　up 講座　健康増進センター

幅広い世代を対象に、運動と健康講話を組み合わせた健康講座を実施し、生活習慣病予防と健康意識の向上を目指します。

➢ 出前健康講座　健康増進センター

市民団体や町内会等を対象に、専門の講師を派遣し、生活習慣（高血圧症や糖尿病など）の予防や改善を目的として、講話や実技を組み合せた健康教育を実施し、市民が自ら「健康づくり」に取り組む意識の向上を図ります。

➢ しきっ子あんしん子育てサポート事業　健康増進センター

妊娠届出時の助産師・保健師との面接相談を始めとして、育児サポート事業等各種事業を実施し、妊娠を望む人から、妊娠・出産・子育てまで切れ目ない支援を行うことで、安心して子どもを産み育てられる環境を整えます。

➢ こころの相談　健康増進センター

こころの病気やさまざまな悩みごとをもつ市民、精神障がい者を支える家族の相談を受け、問題解決のための支援を行います。

②介護予防の推進

将来、介護が必要とならずに健康で暮らし、健康寿命が延伸できるよう、自主的な健康維持に取り組むための「介護予防事業」の推進や、社会参加の場、介護予防の場の拡充に努めます。

➢ 介護予防事業・フレイル予防事業　長寿応援課

身体機能の向上や維持を目的とした運動に加えて、認知症予防や口腔機能向上、栄養改善事業を実施します。また、住民を主体として、年代を問わずに参加できる「いろは百歳体操」を各地で展開しており、自主活動の立ち上げや継続を支援します。さらに、健康と要介護の中間の段階を指す「フレイル」（次頁のコラム参照）を早期から予防するため、フレイルチェックや医療専門職による講話や相談を実施します。介護予防やフレイル予防を通して、社会参加や生きがいづくり、住民同士のふれあいや見守りにつながるような取組を進めていきます。

➢ GENKI 増進プログラムの実施　　生涯学習課

文化スポーツ振興公社の自主事業である GENKI 増進プログラム（市内施設においてスポーツや体操を定期的に実施するプログラム）を実施することにより、住民の健康増進を図るとともに、公共施設の利用を促進します。

➢ ミズノ運動プログラムの実施　　生涯学習課

ミズノグループの自主事業であるミズノ運動プログラム（市民体育館においてスポーツや体操を定期的に実施するプログラム）を実施することにより、住民の健康増進を図るとともに、施設の利用を促進します。

コラム　フレイルとは

「フレイル」とは、一般に、加齢により、心身の活力が低下した状態などをいいます。年をとると、筋力が落ちたり、全身の機能が衰えたりと、からだがもろくなってしまうことがあります。こういった状態が長く続くことで、介護が必要な状態になってしまうことも多いのです。

次の状態を感じている人は注意が必要です。

フレイル予防のポイントを４つ紹介します。

ポイント①　歯と口を健康に保つため、かかりつけ歯科医をもち、歯みがきの指導や定期的な歯科検診を受けましょう。

ポイント②　筋肉量を維持できるように、タンパク質の多い肉や魚、大豆製品などを積極的にとるようにしましょう。

ポイント③　筋力が衰えないように、毎日コツコツとからだを動かしましょう。

ポイント④　人とのつながりの低下はフレイルの第１段階ともされています。地域活動に参加するなど、地域とのつながりを大切にしましょう。

（参考）「はじめよう　75 歳からの健康づくり」埼玉県後期高齢者医療広域連合・市町村

③食育の推進

市民の生活習慣病予防と健康維持のために、多様な方法で地域での食育を推進します。

➢ 保育園における食育の推進　保育課

保育園給食を通じ食に対する関心を高め、食べることの意味や大切さを伝えます。

➢ ランチで食育事業による食育の推進　子ども支援課

保育園の給食試食体験や栄養士による食育講座を通して、調理方法や食べさせ方の工夫などの情報を伝えることで、在宅子育て家庭の食育をサポートします。

➢ 子ども食堂との連携（再掲）　子ども支援課

子ども食堂が地域に根差した活動ができるよう、子ども食堂を実施する団体と日常的なつながりを持つとともに、支援が必要と思われる子どもが上手く利用につながるよう、関係する団体と連携しながら対応します。

➢ 地域の「しょく（食・職）場づくり」担い手育成による食育推進事業　健康政策課

市民が主体となって、地域の人が食事をともにする共食の場を創出するため、民間企業との共同研究により、食の担い手となる市民食育サポーターを養成します。また、自立した地域食育活動の展開を推進し、子どもや高齢者の孤食の防止をはじめ、食生活の改善にもつなげます。

➢ 市民を対象とした食育講座の開催　健康増進センター

幅広い年代を対象に、それぞれの課題に応じた教室を行うことで、食育の推進を図ります。

➢ 男性料理教室の開催　健康増進センター

食生活改善推進員による事業において、料理体験が少ない男性でも調理ができるよう料理の基本技術を提供し、食生活の自立を図ります。

➢ 小中学校における食育の推進　学校教育課

小中学校において、児童・生徒の健全な心身を育むために生活習慣の基礎となる食育を推進します。

（2）生活困窮者等の自立のための環境づくり

■現状と課題

これまで本市では、適正な保護の実施を確保するため、生活保護支援相談員による面接相談等や就労支援員による就労支援、生活保護診療報酬明細書点検等を実施してきました。今後も、生活困窮者の自立を促すための効果的な取組が必要です。

また、障がい者に対し、ハローワーク朝霞と一体的に就労支援を行っています。障がい者が企業実習を行った際の交通費の補助や職場への定着支援なども行っており、今後も障がい者の社会進出に向けた支援を強化することが重要です。

■施策の方向

生活に困窮した人が、経済的な不安を解消し、地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携して生活困窮者の発見と経済的支援に努めるとともに、各種相談に対応しながら就労・自立に向けた継続的な支援を図ります。また、誰もが身近な地域で働くことができ、就労希望者のニーズに対応できる、多様な雇用の場の確保に努めます。

市の主な取組
①生活困窮者の支援
②就労の支援

■市の主な取組

①生活困窮者の支援

生活困窮者に対する住まいや就労の確保などの支援を充実するとともに、市、町内会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、民間福祉事業者、商工会などが連携し、地域に密着したサービスを推進します。

➢ 生活困窮者自立相談支援事業 共生社会推進課

生活困窮者に対し、包括的な相談支援を行う自立相談支援事業、住居確保給付金（離職等により住宅を失った人への家賃相当の給付金（有期））を支給します。

➢ 家計改善支援事業 共生社会推進課

家計の視点から相談支援を実施し、家計の収支バランスの改善を図ります。

➢ 学習支援事業 共生社会推進課

貧困の連鎖を断ち切ることを目的として、生活困窮世帯の小学生、中学生及び高校生の学力を向上させ、高校進学支援及び高校中退防止を図ります。

②就労の支援

誰もが身近な地域で働くことができるよう、雇用の場の確保や就労支援施設との連携など、多様な雇用の場の創出に努めます。

➢ 障がい者等就労支援センター　共生社会推進課

障がいのある人や生活困窮者が働き、地域の中で自立して暮らすために、就労相談、就労に向けての準備、就労後の職場定着支援、就労中の相談など、切れ目のない支援を行います。

➢ 障がい者雇用の促進　人事課

障害者雇用促進法に基づき、雇用における均等な機会、待遇の確保を進めます。

➢ ジョブスポットしきの活用の充実　産業観光課

ハローワークと連携し、ジョブスポットしきを通じた就労支援を行うとともに就労希望者と企業との直接面接会を開催し、雇用の創出を図ります。

認知症の方でも就労できる施設があれば
生きがいややりがいがでると思います。
（福祉専門職、勤務年数5年～10 年未満）

若者の雇用を増やしてほしいです。
5 年以上働けるようにしてほしいです。
（一般市民女性、18 歳～39 歳）

（３）再犯防止の支援（志木市再犯防止推進計画）

■現状と課題

2004（平成 16）年度以降、刑法犯の検挙件数が減少する一方、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

そのため国では、再犯の防止等の推進に関する法律（2016（平成 28）年法律第 104 号）を制定し、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に取り組んでいます。

犯罪をした人の中には、高齢者や障がい者などの福祉的な支援が必要な人や出所時に住居や就労先がなく生活が成り立たないことから、再び犯罪に手を染める人などが多く、刑務所へ再入所した人のうち、約７割が再犯時に無職であったという状況です。また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約３倍高く、不安定な就労状況が再犯リスクに結びつきやすいことがわかっています。

人生において失敗や過ちを犯してしまったとしても、再び自身の能力を発揮できる場づくりが必要です。

■施策の方向

犯罪をした人々の再犯を防止するために、社会復帰をするための支援と社会が受け入れる体制づくりが重要です。

支援が必要な人が適切な制度を利用することは、他者の援助を受けなくなるということを単に援助のゴールとするのではなく、制度・サービスを継続的に利用しながら、他者や地域との関わりで生きていく力を身につけていくことです。誰もが安心して暮らすことができるまちづくりとして、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合うことで、地域住民が立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現を目指します。

更生保護、犯罪者の更生支援や犯罪の予防啓発については、本市では朝霞地区保護司会志木支部の保護司と連携して行っていくとともに、国において策定された「再犯防止推進計画（2017（平成 29）年 12 月 15 日閣議決定）」を踏まえ、地域や関係機関との連携により次の取組を推進します。

市の主な取組

①安全で安心なまちづくりの推進
②就労・住居の確保のための取組
③保健医療・福祉サービスの利用の促進
④非行の防止と関係機関と連携した支援の実施
⑤民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

■市の主な取組

①安全で安心なまちづくりの推進

防犯意識の向上を図るとともに、犯罪や犯罪被害の起きにくい環境美化を進めるなど、安心・安全なまちづくりを目指します。

➢ 防犯灯・防犯カメラの設置　　市民活動推進課

「犯罪に強いまち志木」のスローガンのもと、防犯及び犯罪抑止の取組を強化し、市民が安全に安心して地域で暮らすため、町内会、学校、警察等と協議・連携し、市内要所に、防犯カメラを設置しています。また、町内会で設置、管理しているLED防犯灯を新設するときに必要な費用の一部を補助金として交付します。

②就労・住居の確保のための取組

ハローワークや就労支援センター等の活用など、さまざまな社会資源を活用して対象者に必要な支援を行います。

また、住宅確保要配慮者（低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯等）の民間賃貸住宅への円滑な入居を可能とすることを目的に、関係機関による支援を行います。

➢ ジョブスポットしき就労支援センターの活用　　共生社会推進課

障がい者、生活困窮者などに対する就労支援を目的に、ジョブスポットしき就労支援センターに就労支援員を配置するとともに、協力雇用主の登録を促進します。

③保健医療・福祉サービスの利用の促進

高齢者や障がい者などの保健医療・福祉の支援を必要とする犯罪をした者等に対して、地域での生活が可能となるよう、適切に保健医療・福祉サービスにつなげることを目指します。

➢ 基幹福祉相談センターの整備と一次相談機関との連携（再掲）

共生社会推進課・長寿応援課

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関となる、基幹福祉相談センターを整備し、高齢者、障がい者、生活困窮等の分野を越えた地域生活課題について、一次相談機関と連携した相談に応じ、多分野連携による支援と地域ニーズの把握を行います。

➢ 障がい者等相談支援事業所の活用　　共生社会推進課

委託相談事業所では、障がいのある人が在宅で安心して生活できるようお手伝いをする、障がい者のための総合相談窓口として、福祉サービス等のご案内や福祉事務所等との連絡調整を行います。また、計画相談事業所では、サービス利用計画を作成しサービスの利用を支援します。

④非行の防止と関係機関と連携した支援の実施

悩みや心配ごとについて相談を受けるとともに、必要に応じて他の専門機関と連携して支援を行い、地域全体で青少年を見守り、健やかな成長を支えます。

➢ 保護司による出前講座　生活援護課

保護司の活動内容、犯罪の未然防止などを目的として、市内の中学校に保護司が出向く出前講座を行います。

➢ 学習支援事業（再掲）　共生社会推進課

貧困の連鎖を断ち切ることを目的として、生活困窮世帯の小学生、中学生及び高校生の学力を向上させ、高校進学支援及び高校中退防止を図ります。

➢ 子どもと家庭に関わる相談支援　子ども支援課

０歳から 18 歳未満の子どもに関するさまざまな相談に応じています。保護者、親族、知り合い、近所の人、また、子どもからの相談を家庭児童相談員が受け付けます。

➢ 非行・薬物乱用防止キャンペーン　生涯学習課

青少年育成市民会議が主体となって、青少年はもとより市民を対象に、非行・薬物乱用防止に関する意識の高揚及び正しい知識の普及、啓発などを行います。

➢ スクールソーシャルワーカーによる支援の実施　教育サポートセンター

児童・生徒の問題に対し、保護者や教員、また、関係機関と協力・連携しながら問題の解決を図ります。

⑤民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

罪を犯した人の社会復帰に向けた支援等の更生保護活動や広報・啓発活動を推進することで、立ち直ろうとする人を支え、犯罪や非行をする人を生み出さない地域社会を築いていきます。

➢ 社会を明るくする運動　生活援護課

社会を明るくする運動とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

本市でも朝霞地区保護司会志木支部、朝霞地区更生保護女性会志木支部、民生委員・児童委員等と協力して、本運動を推進します。

➢ 協力雇用主登録促進事業　生活援護課

罪や非行を犯した人たちが更生するために必要な就労先の確保に向け、協力雇用主、保護司、ジョブスポット志木、朝霞ハローワークなど、関係機関と定期的に情報交換会を実施するなどして、協力雇用主の登録促進を図ります。

➢ 更生保護関係団体への支援

生活援護課

更生保護活動を行っている朝霞地区保護司会志木支部、朝霞地区更生保護女性会志木支部等の民間ボランティア団体の活動を支援することにより、犯罪や非行をした人たちの再犯防止と円滑な社会復帰を促進します。

コラム　犯罪予防活動

犯罪をした人や非行のある少年の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、地域の犯罪や非行を抑止する力を増進し、犯罪や非行を未然に防ぐ観点から、更生保護では「講演会」、「学校との連携」などの犯罪予防活動を促進しています。

更生保護における犯罪予防活動

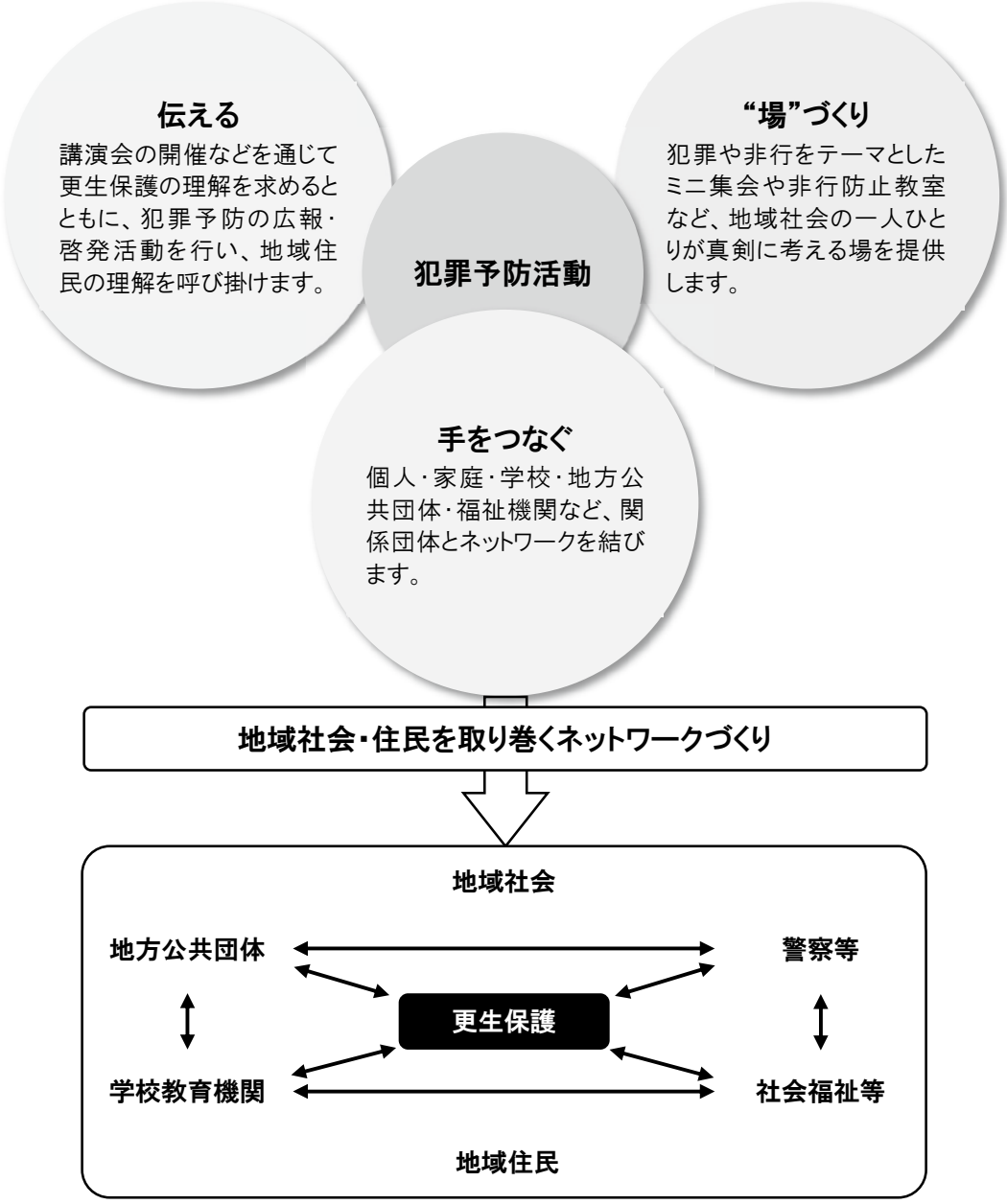

【出典】法務省保護局

（4）生活支援の充実

■現状と課題

本市では、在宅で日常生活を営む上で支障のある、ひとり暮らしや虚弱な高齢者、及び要介護高齢者を介護している家族に対して生活支援サービスを提供することにより、高齢者及び家族の精神的及び経済的な負担の軽減を図っています。また、在宅の障がい児者の支援のため、日常生活用具の給付や相談支援事業、訪問入浴サービス事業、移動支援事業等を実施してきました。アンケート調査結果の自由意見によると、「在宅で介護をすることは、24 時間気の抜けないことも多く、デイサービスなどの福祉サービスを利用することにより、ホッとする時間がとれた」という前向きな声がみられる一方、ふだん福祉サービスに関する情報を「入手していない」と回答した人は約２割となっています。福祉サービスを受けることができた人には満足してもらえている半面、そもそも情報が行き届いていない市民も一定数みられます。福祉サービスに関する情報をより一層広く周知する取組が求められます。

また、障がい者団体に補助金を交付し、団体の育成を図っています。一方、アンケート調査結果の自由意見では、「支えられる側の方のサービスはあるが、支える側へのサービスがない。・・・（中略）・・・行政にはどちらか一方ではなく両面をみて対応して欲しい。」という声がみられます。専門職アンケート調査結果によると、現行の公的サービスで対応できず困っていることとして、「在宅介護サービスの内容が不充分（公的サービスの範囲が狭い）」という声もあがっていることから、引き続き福祉サービスの充実やそのサービスを提供する団体への支援が必要です。

■施策の方向

子育て家庭や高齢者、障がい者の介護等をする家族など地域の中で孤立している人たちの存在が懸念されます。そのために、このような家庭・家族の支援、福祉サービスを進めるとともに、各種福祉サービスの質の向上に向け、当事者団体やボランティア団体、NPO などの当事者団体等の支援を行います。

また、これらのサービスや支援の在り方について、有識者等で構成された各種組織において検討を行い、適切な支援、サービスの提供を進めます。

市の主な取組

①家族への支援
②当事者団体・福祉サービス事業者への支援
③公的支援の検証

■市の主な取組

①家族への支援

子育て家庭や高齢者・障がい者を介護・介助する家族に対して、助成金の交付、保育料の引き下げ等による経済的支援や負担軽減のための各種サービスの利用促進を行います。

➢ 福祉サービスの利用促進 共生社会推進課・長寿応援課

介護する人の負担軽減が図られるよう介護者支援や居宅介護、短期入所、日中一時支援などの福祉サービスの利用促進を図ります。

➢ 家族介護者交流事業 長寿応援課

在宅で高齢者を介護している家族のために、介護情報の提供をはじめ、介護に関する情報交換の場として介護者相互の交流を図ります。

➢ 幼児教育・保育の無償化 保育課

３歳から５歳までの全ての子ども及び０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子どもの幼稚園、保育園、認定こども園などの利用料を無償化します。あわせて、保育の必要性の認定を受けた子どもの「幼稚園の預かり保育」や「認可外保育施設等の利用料」についても、原則無償化とします。

➢ 家庭ごみ戸別訪問収集事業 環境推進課

家庭ごみを集積所まで持ち出す事が困難な高齢者などの世帯で、身近な人などの協力を得ることができない場合に、戸別に玄関先まで収集に伺うとともに安否確認を行い、日常生活の負担軽減をするなど、在宅生活の支援を図ります。

②当事者団体・福祉サービス事業者への支援

支援が必要な当事者やその家族が孤立することなく、同じ立場同士で相談や情報共有できる場を確保します。また、各種福祉サービスの質の向上に向け、幅広い事業主体の福祉サービスへの参入促進や情報提供等の支援を行います。

さらに、不足している福祉サービスを整備するため、通所事業所等への補助事業などを行います。

➢ 障がい者の活動の場の整備 共生社会推進課

障害者総合支援法に基づく通所の事業所（生活介護等）及び児童福祉法に基づく障がい児の通所事業所を実施する事業所（児童発達支援等）、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所等に対し支援します。

➢ 障がい者就労施設等への発注の促進　共生社会推進課

障害者優先調達推進法に基づき、障がい者施設などで働く障がい者の収入を増やすことを目的として、障がい者就労施設等から優先的、積極的に物品や役務の発注を推進します。

➢ 障がい者団体等への支援　共生社会推進課

活動に対する助言や運営費についての支援など、当事者団体の自主的な活動を支援します。

➢ 福祉団体連絡会の支援　共生社会推進課

当事者団体が所属している福祉団体連絡会の運営を支援し、団体間の交流を図ります。

③公的支援の検証

高齢者、障がい者、子育て世帯の支援の充実を図るため、有識者等で構成された各種組織において、情報の共有や支援の在り方について検討します。

➢ 審議会等による検討　共生社会推進課、他

地域福祉計画の進捗状況や見直しの検討をはじめ、福祉に関する他計画との連携を図るため、各種審議会等において、地域福祉の推進に関わる提言を行います。

市の施策や社協の行っている事業や町内会が行っている事業に、市民の人たちが関心を持ってもらうように市内の団体との連絡等を密にしてほしいです。

（一般市民男性、75 歳以上）

（５）誰もが必要なサービスを受けられる仕組みづくり

■現状と課題

アンケート調査結果によると、福祉サービスに関する情報の入手方法は、「市の広報紙、チラシなど」が最も多く、次いで「友人・知人」、「社会福祉協議会などの広報紙、チラシなど」となっています。一方、「入手していない」が約２割となっており、この結果は、前回調査（2014（平成 26）年）とほぼ同様の傾向にあることから、市が行っているさまざまな福祉サービスに関する情報発信に課題があるとうかがえます。

保健・福祉について充実してほしいと思う情報は、「福祉や健康事業の利用方法」、「介護サービスなどの情報」、「健康づくりに関する情報」、「高齢者や障がい者サービスの情報」が上位となっています。自由意見では、「行政側には情報が市民により届くようにこれからも続けてほしいと思います」という声もみられることから、情報提供の充実と発信強化に取り組むことが期待されます。

■施策の方向

地域で誰もが安心して、自分らしく生活していくためには、地域で福祉サービスを必要とする人が、必要なサービスを受けることができるような体制を整備することが求められています。

そのため、相談活動や情報提供の充実を図るとともに、権利擁護や保健・医療・福祉との連携の推進にも努めます。

市の主な取組

①わかりやすい相談窓口の拡大
②情報発信・情報提供の充実
③権利擁護活動の促進
④関係機関の連携強化

■市の主な取組

①わかりやすい相談窓口の拡大

日常生活の中で困りごとが生じたときに相談できる機関や窓口の情報を一体的に周知していくとともに、民生委員・児童委員など身近な地域の相談窓口との連携や各種機関と連携した専門的な相談体制の充実を図ります。

➢ **基幹福祉相談センターの整備と一次相談機関との連携（再掲）**

共生社会推進課・長寿応援課

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関となる、基幹福祉相談センターを整備し、高齢者、障がい者、生活困窮等の分野を越えた地域生活課題について、一次相談機関と連携した相談に応じ、多分野連携による支援と地域ニーズの把握を行います。

➢ 障がい者等相談支援事業所の活用（再掲）　共生社会推進課

委託相談事業所では、障がいのある人が在宅で安心して生活できるようお手伝いをする、障がい者のための総合相談窓口として、福祉サービス等のご案内や福祉事務所等との連絡調整を行います。また、計画相談事業所では、サービス利用計画を作成しサービスの利用を支援します。

➢ 高齢者あんしん相談センターの活用（地域包括支援センター）　長寿応援課

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるように、保健師（看護師）、社会福祉士、主任ケアマネージャー等の職員が中心となり、介護、医療、福祉、健康などを総合的に支援するため、高齢者やその家族、地域住民などからさまざまな相談を受けたり、訪問を行います。

➢ 児童発達相談の実施　児童発達相談センター

発達に心配のある児童とその家族に対する相談に応じ、適切な支援を行います。

➢ 健康相談の実施　健康増進センター

専門職によるこころと身体の健康に関する相談（面接・訪問等）を実施します。

➢ 外国人申請・相談サポート　市民活動推進課

英語（月２回）、中国語（月２回）、ベトナム語（月１回）の通訳を定期的に配置するとともに、予約でも受け付け、外国人のサポートに努めます。

➢ 市民相談の実施　総合窓口課

法律相談・人権相談・行政相談などの市民相談を定期的に実施します。

➢ 市民合同相談及び各種相談業務の情報交換会の実施　総合窓口課

各種市民相談を同時に開催する合同相談及び各種相談業務担当者の連絡会議を実施します。

②情報発信・情報提供の充実

市民が必要な情報を得ることができるよう、さまざまな媒体を活用して、誰もが必要な情報を手に入れられる環境づくりを推進します。

➢ 広報しき・ホームページの活用　市政情報課

市のお知らせや、催し物、事業、できごとなどを「市の広報ならではの市民が知りたい役立つ地域情報」を市民に伝えるために発行していくとともに、ホームページでタイムリーに発信していきます。

➢ 視覚障がい者への図書サービス　柳瀬川図書館

ボランティアの協力により、対面朗読及び録音資料の製作・貸出しを実施し、視覚障がい者への支援を行います。

➢ LL ブック貸し出し　柳瀬川図書館

知的障がい者や自閉症の人でも、やさしく本が読めるように LL ブックを貸し出します。いろは遊学図書館でも貸し出します。

➢ 宅配サービス　柳瀬川図書館

障がいや高齢により、図書館への来訪が困難な市民に対して、図書・CD などを職員が自宅に届けます。

➢ 特集コーナーによる情報提供　いろは遊学図書館

シニア・子育て支援・介護支援の各コーナーを設置し、本やＤＶＤなどの貸出しを行います。

③権利擁護活動の促進

誰もが安心して地域で生活するために、成年後見制度などの権利擁護事業を利用することができるよう、成年後見制度をはじめとした、権利擁護活動を促進します。

※成年後見制度の利用促進に向けた市の取組の詳細は、「第５章　志木市成年後見制度利用促進基本計画」に体系的にまとめています。

➢ 後見ネットワークセンターの活用と一次相談窓口との連携　共生社会推進課・長寿応援課

市民や福祉サービス事業者からの権利擁護相談を集約する、一次相談窓口となる高齢者あんしん相談センター及び障がい者等相談支援事業所と、後見制度の利用に関する支援を行う後見ネットワークセンターとが連携し、市民の権利擁護を推進していきます。

➢ 女性相談・男性相談　子ども支援課

DV や不安なこと、生き方など、女性や男性のさまざまな相談に応じています。

➢ 要保護児童対策地域協議会　子ども支援課

虐待や非行などさまざまな問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、関係機関による情報交換や支援を行うために協議を行っています。

➢ 人権擁護委員の配置　人権推進室

人権問題の解決に向けて、相談に乗るなどの支援をしています。

➢ 人権研修会　生涯学習課

市民を対象に、さまざまな人権課題についての研修会を開催します。

④関係機関の連携強化

地域の各種団体・事業者同士や、市の機関、社会福祉協議会など、地域福祉に関わる関係機関が連携し、総合的に地域福祉を推進していきます。

➢ 要援護高齢者等支援ネットワーク会議・ホッとあんしん見守りシステム事業（再掲）

共生社会推進課、生活援護課、長寿応援課、子ども支援課、健康増進センター、市民活動推進課　他

要援護高齢者等と関わりの多い事業者（新聞販売店やガス事業者など）、医療機関、警察、行政、民生委員・児童委員などによる、地域の見守りに関する取組事例検討等を行い、地域見守り活動と、地域連携のネットワーク強化を図るとともに、地域の要援護高齢者等の異変や虐待、認知症など支援が必要な高齢者を早期に発見し、対応します。また、見守りが必要となる障がい者や児童などについても、関係団体等の声を取り入れながら、横断的な見守り体制づくりを進めます。

➢ 志木市地域医療連絡協議会の開催　健康政策課

市内の医療関係機関の専門職と庁内の関係機関や消防署と連携し、事業の共通認識を図るなど、地域医療の向上を目指します。

➢ さいたま人権擁護委員協議会との連携　人権推進室

さいたま人権擁護委員協議会に所属する志木市人権擁護委員の事務局として関係機関との連携・調整を行います。

事業所を越えた企画では、協力体制をとる為、密な連携で相互理解が必要です。
（福祉専門職、勤務年数 10 年～15 年未満）

市役所と社会福祉協議会との連携強化が必要です。
（民生委員、勤務年数5年～10 年未満）

3．安心・安全に暮らせるまちづくり

（1）災害時対策の推進

■現状と課題

東日本大震災を契機に、地域のつながりが再認識され、災害に備えた見直しが求められています。地域が一体となった災害対策を進めるためには、まず自分の身を自分で守る「自助」、地域や近隣の人が互いに協力し合う「共助」の意識をさらに醸成し、市が行う「公助」と連携し合いながら、施策を推進していくことが求められています。

本市では、2018（平成 30）年３月に改正した「志木市地域防災計画」に基づき、防災対策を推進してきましたが、2019（令和元）年に生じた台風第 19 号は、本市に大きな浸水被害をもたらしました。このような状況を受け、課題を整理、検証しながら震災対策、風水害対策等を計画的に実行していかなければなりません。

アンケート調査結果によると、日常生活で不安に感じていることの上位に「地震や火事などの災害のこと」があげられており、また、専門職アンケート調査結果においても、地域で気になる問題や増えていると感じる問題の上位に「防災」があげられていることから、市民の防災に対する関心の高まりがうかがえます。一方、日ごろから地域の防災訓練に参加している人は２割を越える程度に留まっており、防災に対して関心はあるが、行動できないという市民が多いと考えられます。また、アンケート調査結果の自由意見では、「災害時の協力体制を作っておくことが必要と考えている」という声もみられます。災害に対する備えを実践するとともに、いざという時に助け合うことのできる関係の重要性を啓発する取組が必要です。

■施策の方向

東日本大震災以降、地域のつながりを含めた災害時の対策が重要視されており、災害に対する地域での準備と、いざというときに支援が必要な人の把握と支援の在り方の確立が急務となっています。

そのため、災害時・緊急時に平常時から備えるとともに、災害時・緊急時には住民同士が助け合えるような仕組み・関係を構築します。

市の主な取組

①情報伝達体制の整備
②避難困難者、避難者への支援
③避難訓練の実施

■市の主な取組

①情報伝達体制の整備

災害時に、市民が安全に避難することができるよう、避難場所の周知を図るとともに、情報伝達手段として、防災行政無線のほか、携帯電話のメール配信に加え、放送した内容を電話で確認できるテレホンサービス等、あらゆる手段を用いて、災害時の迅速な市民への情報伝達を図ります。

➢ メール配信サービス 市政情報課

緊急情報や災害情報など、広くお知らせする必要がある情報などを配信します。

➢ 防災行政無線の維持管理 防災危機管理課

災害発生時等の緊急時に放送が出来るよう、維持管理に努めます。

➢ 防災意識啓発 防災危機管理課

防災ハンドブック等を活用し、災害による被害を最小限にとどめるべく、防災意識の啓発を図ります。

②避難困難者、避難者への支援

一人暮らし高齢者や障がい者等の要配慮者を把握し、町内会や民生委員・児童委員と連携しながら、平常時からの情報共有体制の整備・充実を図るとともに、災害時における支援の仕組みづくりに努めます。

➢ 福祉避難所の設置 共生社会推進課、長寿応援課

災害時に、一般避難所では避難生活が困難な高齢者、妊婦など、災害時に援護が必要な要援護者に配慮した避難施設（総合福祉センター・第二福祉センター）を設置します。

➢ 災害応援協定 防災危機管理課

大規模な災害が発生したときのために、人的・物的支援などの協力を事前に民間事業者などと協定を締結し、支援体制を整えます。

➢ 避難行動要支援者名簿の活用促進
防災危機管理課・共生社会推進課・生活援護課・長寿応援課・市民活動推進課

いつ起こるかわからない災害に対応するため、75 歳以上の一人暮らし高齢者や要介護の認定を受けている人や障がい者などを対象とした避難行動要支援者名簿を活用し、防災訓練を行います。

③避難訓練の実施

いざという時に近所での助け合いを円滑に行うことができるよう、各地域における自主防災組織の育成に努めるとともに、防災訓練等を通じて、市民の防災意識の向上を図ります。

➢ 地区防災訓練（町内会単位での訓練の実施）　防災危機管理課

町内会などの単位で、地区防災訓練を実施し、災害に強いまちづくりを推進します。

➢ 地区防災訓練（要配慮者に対する支援訓練の実施）　防災危機管理課

市民総合防災訓練、地区防災訓練において、災害時に必要な支援が行えるよう、避難行動要支援者名簿の活用を訓練メニューに取り入れ、実施します。

高齢化の進展に伴い、現在の防災、防犯組織を維持するのが難しくなってきました。
（福祉専門職、勤務年数 10 年～15 年未満）

志木市洪水ハザードマップ

市民の皆さんが、洪水による被害に合わないように、避難に役立つ情報をまとめた地図となります。日頃から避難場所や避難経路などを確認しておくようにしましょう。

荒川編

新河岸川・柳瀬川編

志木市地震ハザードマップ

揺れやすさ、液状化、地域危険度を示した地図となります。お住まいの地域の状況を確認いただき、建物の耐震化や家具の転倒防止策など、日頃からの備えにお役立てください。

建物倒壊危険度等

揺れやすさ等

（２）防犯・事故対策の推進

■現状と課題

「犯罪に強いまち志木」のスローガンのもと、のぼり旗を作成し、各町内会などへ配布した他、市内の小・中学校から防犯啓発用の原画を募り「防犯啓発ポスター」を作成し、市内の公共機関及び銀行・郵便局やATM端末機などに設置するとともに、埼玉県が防犯月間としている10月に「防犯キャンペーン」を実施し、防犯に対する意識づけを行っています。また、防犯パトロール時の安全確保、連帯感の強化を目的として、防犯パトロール隊員にリフレクター付きのベスト、帽子を貸与し、市民等が行う防犯パトロール活動を支援し、安全・安心なまちづくりのための防犯体制の確立も図っています。

一方、子どもや女性を狙った不審者による犯罪や高齢者を狙った振り込め詐欺などによる不安、要支援状態または要介護状態の人における家庭内や生活上の事故に対する恐れを取り除き、市と地域が協力して犯罪を防ぐことが必要です。

アンケート調査結果によると、現在ボランティア活動をしている人の内容において、「防犯や防災に関する活動」が上位にあげられており、市民との協働により、防犯・事故対策を充実していくことが期待されます。

■施策の方向

安全な生活環境の整備に努めるとともに、関係機関と連携し、日ごろからの家庭・地域でのコミュニケーションを図り、地域の安全・安心を守れるよう、防犯・見守り活動を促進します。

市の主な取組
①防犯活動の推進
②事故防止・発生時の対応

■市の主な取組

①防犯活動の推進

地域の安全は、地域で守ることができるよう、地域と学校やＰＴＡが連携して、パトロール活動や子どもの安全を守る活動を推進します。

➢ 自主防犯パトロール活動（再掲） 市民活動推進課

市内に３７組織（３７町内会）されている自主防犯パトロール隊に対し、パトロール中のボランティア保険に加入するなどの支援に加え、自主防犯パトロール隊長会議を行い、情報共有を図ることにより、「犯罪に強いまち志木」を目指します。

➢ 青色防犯パトロール　市民活動推進課

市が所有している青色回転灯を装着したパトロール車で防犯パトロールを実施することで、防犯体制をより強化し「犯罪に強いまち志木」を目指します。

➢ 防犯灯、防犯カメラの設置（再掲）　市民活動推進課

「犯罪に強いまち志木」のスローガンのもと、防犯及び犯罪抑止の取組を強化し、市民が安全に安心して地域で暮らすため、町内会、学校、警察等と協議・連携し、市内要所に、防犯カメラを設置しています。また、町内会で設置、管理しているLED防犯灯を新設するときに必要な費用の一部を補助金として交付します。

②事故防止・発生時の対応

高齢者等の家庭内外での事故防止のために、家屋の改修や地域での見守り活動を推進するとともに、高齢者の虐待や孤立等に対応するための見守りについて、民生委員・児童委員の連携や、要保護児童に対するセーフティーネットなどの連携強化を図ります。

➢ 要援護高齢者等支援ネットワーク会議・ホッとあんしん見守りシステム事業（再掲）

共生社会推進課、生活援護課、長寿応援課、子ども支援課、健康増進センター、市民活動推進課　他

要援護高齢者等と関わりの多い事業者（新聞販売店やガス事業者など）、医療機関、警察、行政、民生委員・児童委員などによる、地域の見守りに関する取組事例検討等を行い、地域見守り活動と、地域連携のネットワーク強化を図るとともに、地域の要援護高齢者等の異変や虐待、認知症など支援が必要な高齢者を早期に発見し、対応します。また、見守りが必要となる障がい者や児童などについても、関係団体等の声を取り入れながら、横断的な見守り体制づくりを進めます。

➢ 認知症ＳＯＳ声かけ模擬訓練（再掲）　長寿応援課

道に迷っているなど心配な人への声かけ方法などの実践訓練を行うことで、地域ぐるみでの認知症高齢者の安全の確保と事故防止に役立てるとともに、障がい者など、さまざまな支援が必要となる人の早期発見、保護につながるよう、関係機関との連携について調整を図ります。

➢ 家具転倒防止器具お助け隊　防災危機管理課

震災による家具転倒を防止し、被害の軽減を図るため、市職員による家具転倒防止器具お助け隊が直接自宅へ訪問し、家具転倒防止器具の取り付けを無料で行います（対象者に制限があります）。

（３）安全な移動手段の確保と道路環境の整備

■現状と課題

本市では、路線バス事業に係る経費の一部を負担するとともに、路線バスのバリアフリー化を促進するためノンステップバスの導入を支援するなど、高齢者や障がい者をはじめとする市民の移動の円滑化及び利便性の向上に努めてきました。また、高齢者や障がい者、妊婦、未就学児の子育て世帯などの安全な移動手段を確保するため、自宅や公共施設、病院、商業施設などの間の移動において低額でタクシーを利用できる公共交通サービス「デマンド交通」も実施しています。

一方、アンケート調査結果の自由意見では、「交通インフラの整備がされていくとなお良い」、「交通量が多く歩行スペースの少ない場所や通学路でも見通しの悪い場所の整備を進めてほしい」という声もみられることから、今後も安全な移動手段の確保と道路環境の整備に向けた取組が必要です。

■施策の方向

市民の日常的な生活の基盤であり、社会参加を行う上で重要である移動手段の確保については、公共交通だけではさまざまなニーズに対応することが困難であることから、事業者等を含めた移送サービスを検討していく必要があります。

そのため、公的移動手段及び安全に通れる道路環境を整備し、市民の移動手段と安全な移動環境の確保に努めます。

市の主な取組
①公的移動手段の整備
②安全に通れる道路環境の整備

■市の主な取組

①公的移動手段の整備

障がい者、高齢者、乳幼児連れの人が移動しやすく使いやすい公共交通と、より利用しやすい移送サービスを推進します。

➢ **福祉有償運送**　　共生社会推進課

福祉有償運送を行う事業者の地域内における移動制約者等への福祉有償運送事業の必要性の判断を行います。

➢ 福祉タクシー利用券等交付事業　共生社会推進課

一定の等級以上の障がい者手帳、療育手帳を所持している人に対する移動手段の確保について支援を行います。

➢ デマンド交通　都市計画課

交通弱者の移動手段の確保と利便性の向上を図るため、既存のタクシーを活用し、利用したい場所や時間への要望（デマンド）を受け、自宅と公共施設や病院、商業施設などの共通乗降場、または共通乗降時間を低額で利用できる事前連絡制の公共交通サービスを実施します。

②安全に通れる道路環境の整備

障がい者、高齢者、車いす、ベビーカーなど誰もが安全に、そして自由にどこへでも出かけられる道路環境を整備するとともに、放置自転車や違法駐車、迷惑駐車をなくし、歩道などの安全な通行環境の確保に努めます。

➢ 道路環境の整備　道路課

安全で円滑な道路交通を確保するための生活道路の整備や道路照明灯、道路反射鏡及び道路標示などを整備します。

➢ 道路橋梁の維持管理及び補修・修繕

（歩道の快適化、舗装長寿命化修繕計画、橋梁長寿命化修繕計画）　道路課

快適で安全な道路環境を保つため、道路橋梁の維持管理を行うとともに、舗装や橋梁の長寿命化修繕計画に基づき道路橋梁の補修・修繕工事を行います。また、市内の既存歩道における段差の解消、平たん性や有効幅員の確保など誰もが安心して歩きやすい歩道の整備を行います。

➢ 交通安全教育の充実　学校教育課

子どもたちを交通事故から守るため、関係機関、団体等と連携を密にし、交通安全教育の充実を図ります。

（4）快適な生活環境の推進

■現状と課題

本市では、市の広報紙である「広報しき」を 2016（平成 28）年５月にリニューアルし、誰もが見やすいユニバーサルデザインフォントを活用するなど、ユニバーサルデザイン※14の推進を図ってきました。一方、アンケート調査結果によると、共生社会を進めていく上で必要と思われるものの上位に「バリアフリーの整備促進」があげられており、障がい者や高齢者のために、生活に障がいとなる障壁の除去が求められています。誰もが住み慣れたまちで快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた環境づくりに努めます。

さらに、アンケート調査結果によると、生活マナーについて改善を求める声がみられました。施設や道路といった目に見える部分の環境づくりだけではなく、市民が気持ちよく快適に過ごすことのできるように、日ごろの生活マナー向上の啓発も大切です。

■施策の方向

公共施設などを誰もが利用しやすいように配慮し、ユニバーサルデザインの普及・啓発を行うとともに、地域の資源を活用した住民同士のコミュニケーションの促進や生活マナー向上の啓発に努めます。

市の主な取組
①ユニバーサルデザインの推進
②公園活用・談話スペースの確保
③生活マナーの向上

■市の主な取組

①ユニバーサルデザインの推進

誰もが利用しやすい公共空間の創出を目指して、道路や公共施設、民間施設においてユニバーサルデザインを推進します。

➢ 歩道の快適化事業 道路課

市内にある歩道の段差の解消、平たん性、有効幅員の確保など、誰もが安心して歩きやすい歩道にするため、歩道の快適化を推進します。

※14 あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。ユニバーサルデザインに対して、バリアフリーは、障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。

②公園活用・談話スペースの確保

子どもから高齢者まで誰もが市内のいたる所で交流することができるよう、ニーズに対応した公園づくりと管理運営、公共施設内やまちなかにおける談話スペースの確保に努めます。

➢ 総合福祉センター及び宗岡第二公民館談話スペースの確保　共生社会推進課・いろは遊学館

施設の指定管理者と連携し、総合福祉センター及び宗岡第二公民館にテーブルや椅子を配備し、談話などのスペースを確保します。

➢ 市民会館談話スペースの確保　市民活動推進課

施設の指定管理者と連携し、市民会館の一部分にテーブルや椅子を配備し、談話などのスペースを確保します。

➢ 市民体育館及び秋ケ瀬スポーツセンター談話スペースの確保　生涯学習課

市民体育館及び秋ケ瀬スポーツセンターのロビーに椅子を設置し、談話などのスペースを確保します。

➢ いろは遊学館及び宗岡公民館談話スペースの確保　いろは遊学館

いろは遊学館の１階ロビーに談話などのスペースを確保するとともに、指定管理者との連携により、宗岡公民館の１階ロビーに談話などのスペースを確保します。宗岡公民館については、令和２年度に大規模改修工事を行い、老朽化した壁の補修や塗替え並びに照明のLED化などを実施し、より快適な交流環境となるよう整備します。

③生活マナーの向上

誰もが快適な地域環境の中で生活できるよう、路上喫煙やポイ捨ての防止など、市民一人ひとりの生活マナーの向上を図ります。

➢ 路上喫煙防止事業　環境推進課

志木駅・柳瀬川駅周辺の路上喫煙禁止地区における禁煙指導を行います。

➢ ポイ捨て防止の啓発　環境推進課

ポイ捨てを防止するための啓発看板等の配布を行います。また、市民クリーンパトロール員が市内河川敷等を巡回し、ごみ拾いや不法投棄防止活動を行います。

➢ 受動喫煙防止啓発事業　健康増進センター

たばこの健康への悪影響や受動喫煙についての正しい知識を、喫煙者に十分理解してもらうとともに、分煙を進める啓発事業を実施します。

第５章　志木市成年後見制度利用促進基本計画

１．計画策定にあたって

（１）計画策定の意義

①成年後見制度利用促進基本計画策定の背景

成年後見制度は、認知症高齢者や障がい者など判断能力の不十分な人のために財産管理や契約を代わって行う後見人などを選任する制度であり、1999（平成 11）年民法の一部改正により、従来の禁治産制度が見直しされ、2000（平成 12）年から制度が始まっています。

一方、障がい者の人権や尊厳の尊重等に向けて「障害者の権利に関する条約」が発効し、国においては 2014（平成 26）年 1 月に批准されています。

2016（平成 28）年５月には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、国ではこれまでの取組と、さらにノーマライゼーション※15、自己決定権の尊重、身上保護※16の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされたところです。

また、法では市町村に対して、成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進するため、基本計画策定と合議制の機関の設置について努力義務が課されたことから、本市では、2017（平成 29）年３月に全国初となる「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」（以下「条例」という。）を制定し、市の責務として、2018（平成 30）年４月には新たな「志木市成年後見制度利用促進基本計画（平成 30 年度～平成 31 年度）」により、「権利と利益を市民とともに守る福祉のまち　志木」を基本理念に掲げ、成年後見制度利用促進に取り組んできたところです。

引き続き、2018（平成 30）年度の「地域福祉計画アンケート調査」や 2019（令和元）年度の「専門職アンケート」を実施した結果から見えた課題等を踏まえ、共生社会の実現を念頭に、成年後見制度利用促進をさらに進めるため、第２期志木市成年後見制度利用促進基本計画（令和２年度～令和６年度）」を策定するものです。

※15　子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、お互いが特別に区別されることなく、共に社会生活ができることです。
※16　民法第858条に基づき、本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に配慮して、医療や住居、介護等の契約行為の履行が適正に行われているか確認するなどがあり、実際の介護等の行為の事実行為は含まれません。

②成年後見制度の趣旨及び内容

＜成年後見制度の趣旨＞

成年後見制度とは、精神上の障がいによって判断能力に欠ける、あるいは不十分な人（以下「本人」という。）の権利を守る援助者として、家庭裁判所への手続により成年後見人等を選任し、本人に代わって契約を結ぶことや、本人の誤った判断による行為を取り消して本人を法的に保護し、その判断能力を補う制度です。

判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理や、身のまわりの介助のための介護サービス又は施設への入所などに関する契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭う恐れもあります。

このような判断能力の不十分な人を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理や契約行為などの支援を行います。

成年後見制度は、本人保護を根本とし、本人の意思や自己決定権の尊重もその理念とされています。保佐又は補助開始の申立てをする場合に、家庭裁判所では、できる限り本人の意向を聴き、代理権の付与等には本人の同意を必要とするなど、本人の意思を尊重する制度が取り入れられています。

また、「子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、家庭や地域で区別することなく共に生活することができる社会をつくろう」というノーマライゼーションの理念も、成年後見制度の理念の一つであるとされています。

＜成年後見制度の主な内容＞

成年後見制度は、障がいなどにより判断能力が不十分、著しく不十分、欠く状況にある人が利用される制度で、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の２つがあります。法定後見にはさらに、「後見」、「保佐」、「補助」という３つの類型があり、家庭裁判所への手続により、本人の判断能力の程度に応じて、類型が選ばれます。後見制度の申立時に医師の診断書等を添付し、申立後に家庭裁判所が必要に応じて鑑定を行い、審判により類型が決定されます。

また、選任される後見人等については、第三者である専門職が後見人等になる場合と、家族などが親族後見人として選任される場合があります。

（２）計画の位置づけ

①計画の対象

成年後見制度とは、民法に基づく法定後見と、任意後見契約に関する法律に基づく任意後見に規定されます。本計画では成年後見だけでなく、民法第 838 条以降に規定された未成年後見の利用者と両制度の利用が必要な市民を対象とします。

成年後見制度の利用は、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者及び未成年者などが対象となるため、広い視点で本計画を策定しています。

②施策に関する位置づけ

本計画は、条例第６条に基づき、理念及び基本目標を定め、需要の把握と必要量の確保を図るものであり、本市の成年後見制度の利用を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となります。

（３）計画策定のための取組及び体制

①「志木市成年後見制度利用促進審議会」による審議

学識経験者や法律関係者、医療・福祉関係者、市民等の参画を求め、「志木市成年後見制度利用促進審議会」を設置し、研修及び審議を重ね、幅広い意見を聴取しその反映に努めました。

②市民アンケート調査等の実施と市民意見の公募結果の反映等

市民のニーズを十分に踏まえながら、本市の条例に基づき、多様な意見を考慮して施策を定めるため、地域福祉計画と一体的に、障がい当事者団体を含む市民アンケートによるニーズ調査とともに、意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、意見の反映に努めました。

また、本市が設置している健康福祉施策庁内推進会議において、内容及び関連施策との整合等について横断的な検討を行いました。

2．志木市の現状と課題

（1）統計からみえる志木市の現状

人生 100 年時代と言われる中で、国内では認知症や親亡き後の障がい者の急増が見込まれ、2012（平成 24）年の認知症高齢者数 2,100 人の推計は、2025（令和７）年になると 1.9 倍の 4,000 人になると試算されています。こうした将来環境を的確に捉え、認知症高齢者や親なきあとの障がい者の権利と利益を守るためにも、成年後見制度は大きな役割があります。

さらに、児童等の親が成年後見制度を必要とする場合や、児童へ親権を行使する者がいないことなどから、未成年後見の制度支援が必要な場合があるため、個々の家庭状況を踏まえた上で、制度利用に関する県との調整や連携を図っています。

制度利用に関連する認知症の症状がある高齢者数の推計（志木市）

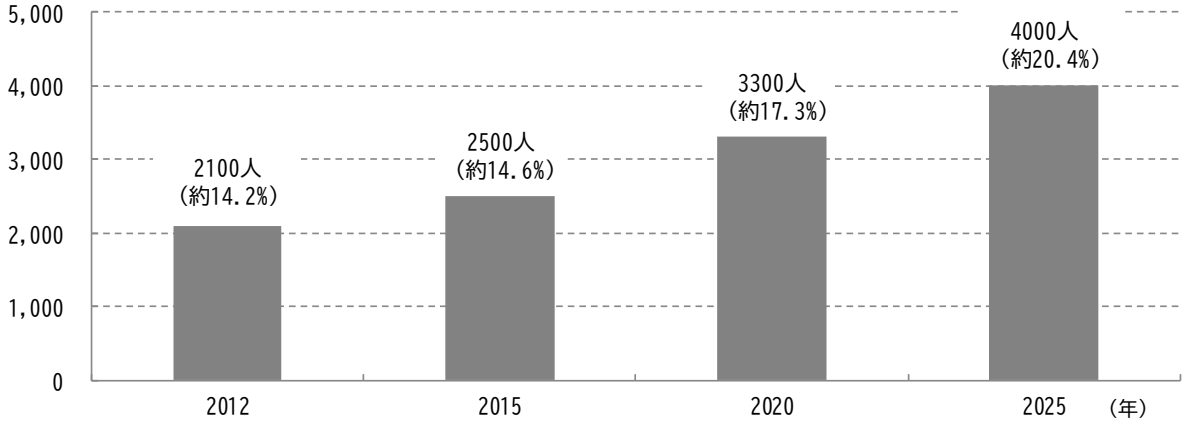

（注）：表中の（）内の%は、65 歳以上の人口に対する割合です。
資料：2015（平成 27）年時点での国及び県における「新オレンジプラン」を基に認知症高齢者数から市で試算「認知症と地域の支援早わかりガイドブック」から引用

（２）志木市の成年後見制度の利用ニーズの現状

①市民アンケートの結果からみえるニーズの現状

2018（平成 30）年度に調査を行った、本計画策定のための市民アンケート調査結果では、成年後見制度について、「知っている」が 48.4%で、「聞いたことがある」が 28.8%、「知らない」が 22.0%となっており、「知っている」と答えた人が全体の約５割で、「聞いたことがある」人も含めると、全体で約 80%の人が制度の名称については、聞いたことがあるという結果になりました。

一方、成年後見制度の利用については、「必要になったら利用したい」が 44.0%で、「必要になっても利用は考えていない」が 10.4%となっており、約半数の人が必要に応じて後見制度を利用したいと考えています。一方、「わからない」と答えた人も 44.8%と約半数おり、制度の普及啓発を更に進めていくことで、今後の健康状態や家族の高齢化等により、制度の必要性を感じる方向に変化していく可能性がうかがえます。

成年後見制度を利用したいと思うか（地域福祉計画市民アンケート調査から）

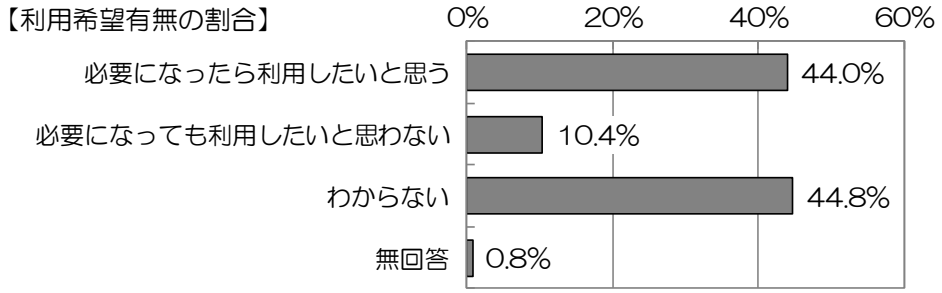

【利用希望有無の人数及び構成比】

項目	度数	構成比
必要になったら利用したいと思う	220	44.0%
必要になっても利用したいと思わない	52	10.4%
わからない	224	44.8%
無回答	4	0.8%
合計	500	100.0%

※度数とは、項目ごとの人数を表しています。

また、「必要になっても利用は考えていない」と回答した人の中では、「費用が発生する、無料ならば利用可」、「手続きが面倒」といった理由が挙げられています。このため、成年後見制度の仕組みや利便性とともに、「ノーマライゼーション」、「自己決定権の尊重」の理念を踏まえ、改めてその運用の在り方と周知方法の検討が必要となっています。

②専門職アンケートの結果からみえるニーズの現状

2018（平成 30）年度に行った、本計画策定における専門職アンケート調査の結果では、支援している人で、「後見制度を利用中の方または利用が必要と思われる方はいますか」との設問について、34.6%の専門職が後見制度の必要性を感じているという結果となりました。

一方、2019（令和元）年６月に行った、第２期志木市成年後見制度利用促進基本計画策定のための専門職アンケート調査のうち、「支援を行う人に、後見制度の利用が必要な人がいますか」との設問に対し、45.1%が「いる」と回答しています。

成年後見制度利用促進基本計画における専門職アンケートは、地域福祉計画専門職アンケート対象者のうち、実際に後見制度の対象となる認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の支援を行う、介護支援専門員と相談支援専門員、高齢者あんしん相談センター職員に加えて、弁護士・司法書士・社会福祉士等の後見専門職に対してのみ実施しており、地域福祉計画専門職と比較すると、「いる」と回答した人数が高くなっています。

支援対象者の中に、後見制度が必要な人がいるか（各アンケート結果の比較）

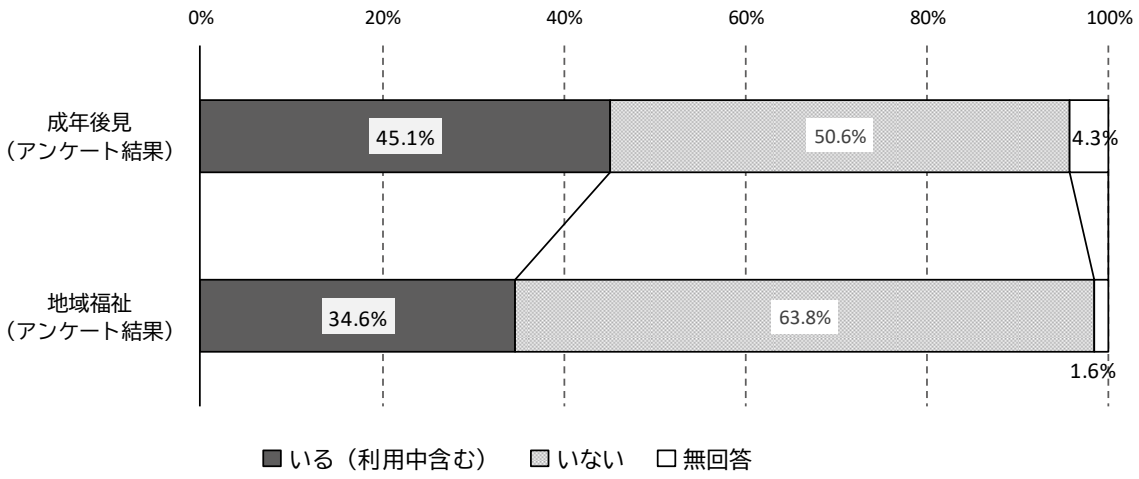

成年後見制度利用促進基本計画専門職アンケートにより、「いる」（利用中を含む）と回答した人の延べ人数は、指定特定障がい者等相談支援事業所が 36.9%と専門職の分類の中では最も多くを占めており、その中でも後見制度を既に利用中の人が 34 人（うち後見 31 人、保佐 3 人）と、認知症高齢者等 21 人（ケアマネジャーと高齢者あんしん相談センター支援対象者計）と比較すると、制度を利用中と回答した支援対象者の実人数は、障がい者が高齢者より多くなっています。

この要因の一つとして、障がい者は高齢になる前に、専門職（指定特定障がい者等相談支援事業所）が親族等の状況を把握し積極的に支援を行うため、親族を含めて後見制度の利用を早期から検討していることが考えられます。

専門職により把握された後見制度が必要な人（利用中を含む）の内訳
（成年後見制度利用促進基本計画アンケート調査から）

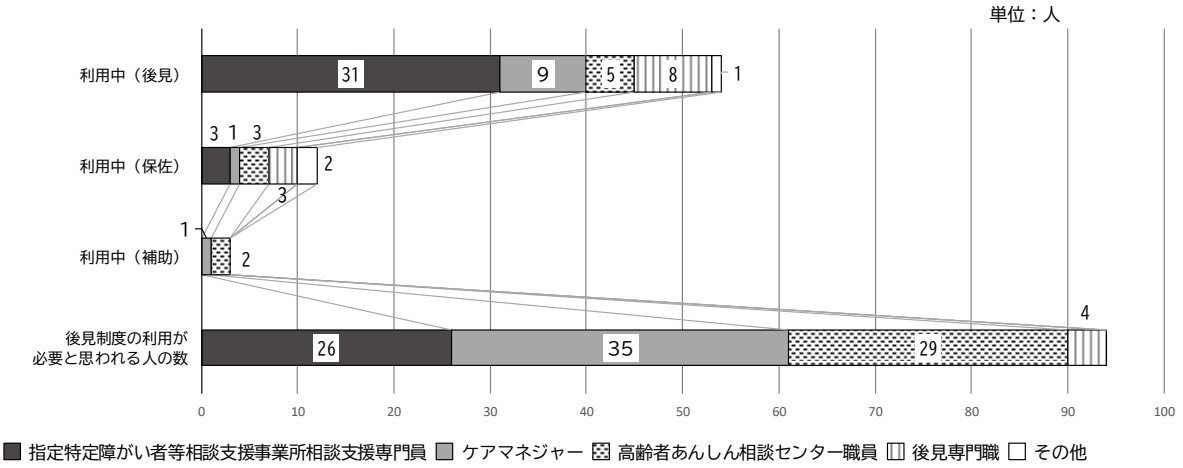

後見制度が必要な人（利用中を含む）の専門職別構成比

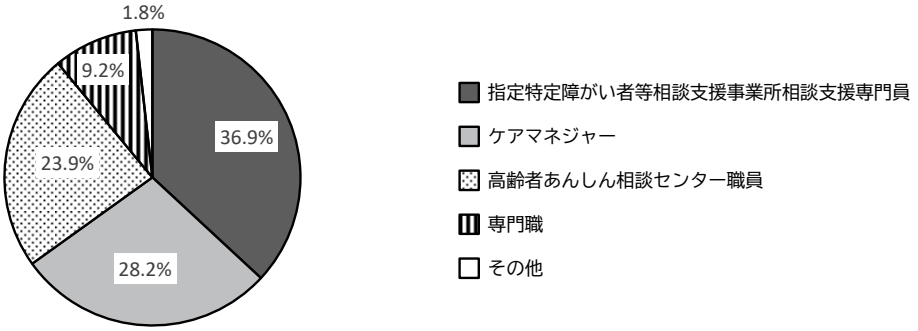

※委託障がい者等相談支援事業所については、後見制度が必要な人の回答数が0であったため、グラフには含まれていない。

成年後見制度利用促進基本計画専門職アンケートにおいて、「後見制度の利用が必要と思われる人がいる」と回答した場合、なぜ後見制度の利用につながっていないかとの設問に対しては、「本人・親族が制度の利用を考えていないため」が半数を占めています。

結果のうちで、障がい者は既に後見制度利用中の人が多いことから、障がい者は若年のうちに支援機関と適切につながっている人が多く、後見制度についても早期から検討する機会があると考えられます。また、「その他」では、親族と後見制度の認識はあるが話し合う機会がないことや、家族がいないなどの意見が見受けられることから、それ以外の人にも将来の自身や家族の権利擁護を適切に行うために、若いうちから後見制度の理解や啓発を進め、検討し備える機会が必要であると考えられます。

後見制度の利用が必要と考えられるが、利用につながらない理由

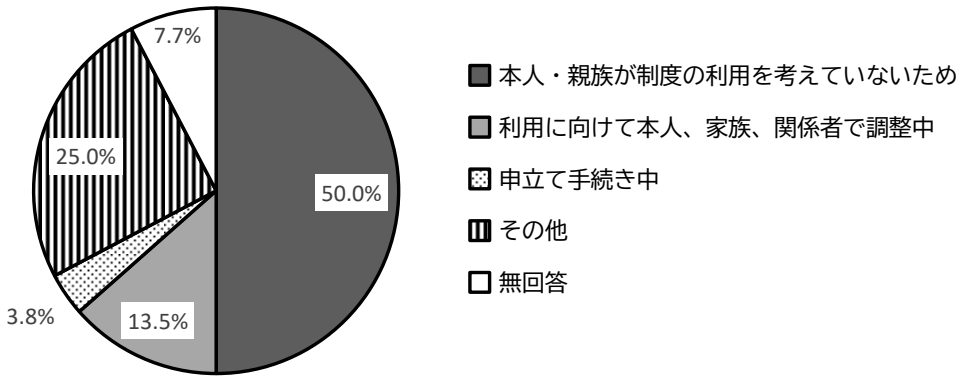

③志木市の成年後見制度の利用に関する推移等

本市での制度に関する相談・支援件数は、2012（平成 24）年度に対して 7 年後の 2018（平成 30）年度では約 16 倍になっています。特に行政・専門職からの相談等は、約 34 倍の伸びとなっています。

また、市民では本人の相談・支援が７年間で約 2.5 倍であるのに対し、家族の相談・支援は約 15 倍になっており、家族に比べ本人は変動が小さく、本人からの利用相談や支援へはつながりにくい状況となっています。

これらの成年後見制度の相談・支援の実態を把握するとともに、適切に対象者及び利用の需要を分析し、利用促進にかかる体制づくりに活かすものとします。

制度に関する相談・支援件数の推移（単位：件）

区分	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
市民（本人）	15	18	13	43	27	19	37
市民（家族）	9	55	57	72	128	134	139
行政･専門職	12	67	93	142	254	132	403
合計	36	140	163	257	409	285	579

※2017(平成 29)年度までは志木市成年後見支援センター※17、2018(平成 30)年度から後見ネットワークセンター

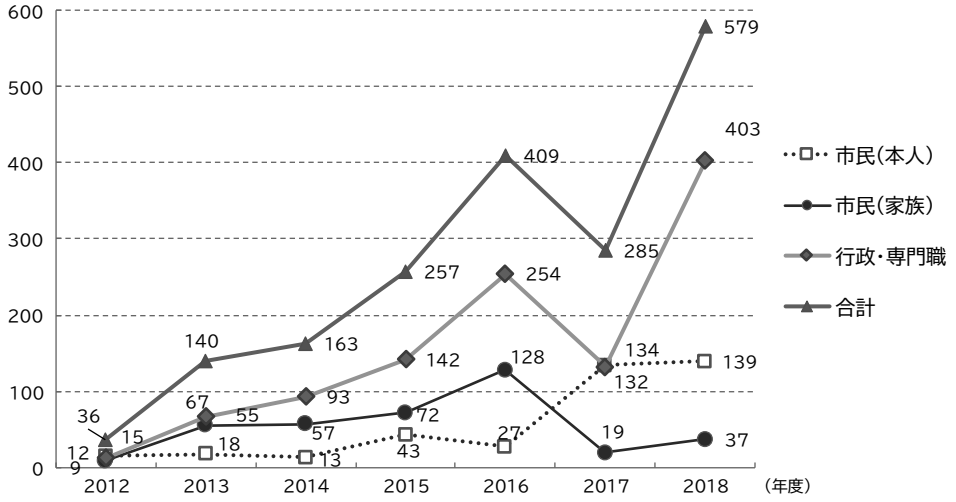

志木市における制度利用者数（単位：人）

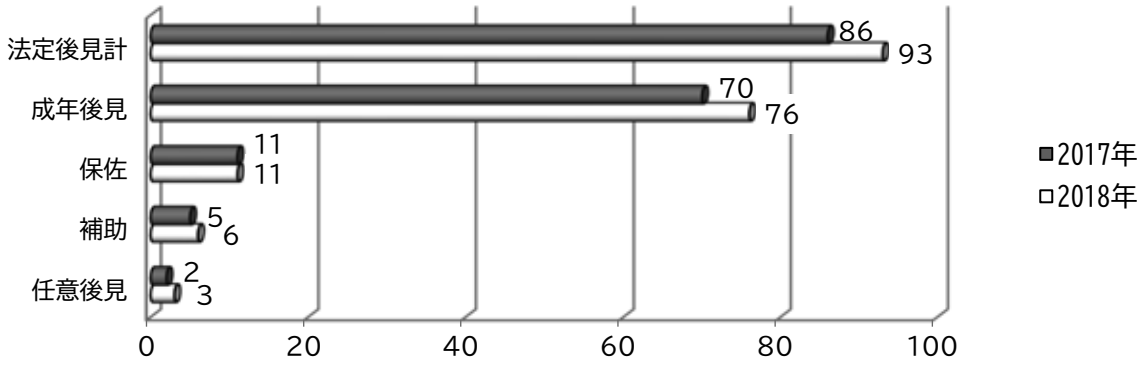

※17　2012（平成24）年度から市の成年後見支援センターで実施していた成年後見制度に関する支援業務は、2018（平成30）年４月から後見ネットワークセンターで実施しています。

３．計画の理念及び体系

（１）基本理念

基本理念　権利と利益を市民とともに守る福祉のまち 志木

本市の成年後見制度の利用に関する現状及び課題とともに、今後の社会環境と法の趣旨を踏まえ、成年後見制度の現状と課題解決に向け、次のとおり市の基本理念を定め、施策等を総合的に展開します。

１　志木市は、地域連携ネットワークを柱に、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市民の権利や利益が守られるまちづくりを行います。

２　志木市は、人が最後まで人らしく生き、自らの尊厳と意思が尊重され生活が営めるまちづくりに向けて、成年後見制度の施策を進めます。

３　志木市は、地域共生社会※18の実現に向けて、市民とともに支えあう地域づくりを進め、高齢者や障がい者、子どもに関し地域包括ケア※19の一環として、制度の利用が必要な人に積極的に成年後見制度の利用を促進します。

（２）基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の３つの「基本目標」を掲げ、その方向性を明らかにし、実行計画を定め市の総合的な施策の展開を着実に推進します。

基本目標１　成年後見制度の地域連携ネットワークの構築等
基本目標２　制度理解と不正防止効果の向上
基本目標３　利用者がメリットを実感できる制度の運用

※18　制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」と「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

※19　住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいの支援が自助・互助・共助・公助で一体的に受けられる仕組みであり、この体制づくりを団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年までを目途に構築することを目標としています。

（３）施策の体系

基本理念　権利と利益を市民とともに守る福祉のまち 志木

- **基本目標１　成年後見制度の地域連携ネットワークの構築等**
  - 実行計画 1-1　地域連携ネットワークの構築
  - 実行計画 1-2　実施体制の整備等
  - 実行計画 1-3　市民後見人の育成及び担い手の確保
- **基本目標２　制度理解と不正防止効果の向上**
  - 実行計画 2-1　制度理解と地域の見守り等
  - 実行計画 2-2　不正防止のための関係機関との連携
- **基本目標３　利用者がメリットを実感できる制度の運用**
  - 実行計画 3-1　利用者の把握と早期発見・早期支援
  - 実行計画 3-2　利用者本人の意思決定支援及び身上保護の実施
  - 実行計画 3-3　後見類型等の選択と他のサービスとの一体的提供

４．地域連携ネットワークの構築と具体的施策

（１）成年後見制度の地域連携ネットワークの構築等

①現状と課題

１）国の目標を踏まえた成年後見制度利用に関する体制の推進と役割

市民の権利や利益が守られるためには、これまでの取組に加え、成年後見制度の適切な利用が必要になっています。そのため家庭裁判所等の司法との連携は不可欠であり、協議や課題解決のための地域連携ネットワークづくりが求められています。これらの体制を限られた地域資源を有効に活用する上で、既存のネットワークを生かし、国や関係機関との役割を明確にしながら、適切な利用を進めることが課題となっています。

２）地域共生社会の実現に向けた一体的取組

地域で暮らす高齢者、障がい者、子どもに関する専門的なケアや福祉サービスのニーズとあわせ、後見制度のニーズを把握することで、より効果的な支援と成年後見制度の利用の促進が図られるものとなります。必要な後見制度の支援を各種サービスと包括的かつ一体的に提供をする包括的支援の体制づくりに取り組むとともに、地域福祉計画や高齢者、障がい者、子どもに関する計画と連動を図る必要があります。

３）後見人の確保と市民後見人の育成

制度利用の需要の増加に対応した後見人の確保等のため、専門３士会（弁護士・司法書士・社会福祉士）等との連携はもとより、地域共生社会を体現化する担い手として市民後見人の養成及び活用が期待され、より強化することが重要となっています。

②基本目標の取組

家庭裁判所と民間や企業、市及び関係機関との地域連携ネットワークを強化し、市民や地域との連携により効果的に成年後見制度の利用を促進します。

市民一人ひとりの権利擁護を積極的に推進するとともに、市民後見人を養成し、選任する家庭裁判所との円滑な連携等により、一層の取組を進めます。地域での後見活動を推進するため、市民力の醸成による一体的な地域づくりを目指します。

実行計画

1-1　地域連携ネットワークの構築

市民及び地域とともに、行政、家庭裁判所、民間・企業の三者が一体的に連携・協力し支援を行う公的支援システムとして、地域連携ネットワークの体制を構築します。

地域連携ネットワークでは、必要な制度支援のため、福祉関係者や法人後見、一次相談機関（地域包括支援センター及び障がい者等相談支援事業所等）と中核機関及び基幹型センターである後見ネットワークセンターとの連携を強化します。既存の保健・医療・福祉の支援ネットワークを生かし、家庭裁判所や専門３士会等との連携のもと、障がい者や子どもも含めた横断的な支援体制としてさらなる拡充を行い、成年後見制度に

おける支援を推進します。既存の各分野や地域の活動を生かし、有機的連携により、支援の必要な市民に対し制度利用の体制づくりを進めます。

■地域連携ネットワークで期待される関係者等の役割と連携

行政、家庭裁判所のほか、民間・企業として、市民の成年後見制度の利用について、後見に関する専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）には、直接相談や支援を担うなどの役割があります。また、異なる専門職（医療機関、介護専門職、相談支援専門員、サービス事業者等）においても、日常的な業務から制度利用が必要な人を発見し、つなぐ役割等が期待されます。

市民・地域として、地域活動を行う町内会、民生委員等とともに、民間・企業（電気・水道事業者・新聞事業者・金融機関・店舗等）においても、学校及び地域での日常の見守りや気づきから支援の窓口へつなぐ役割があり、相互の連携が必要です。

主要な取組	要援護高齢者等支援ネットワーク会議（障がい者・子どもの機関を含む）、保健・医療・介護・福祉による自立支援・重症化防止の連携、医療・介護連携推進事業、認知症施策推進事業、関係機関・専門職との協議　等	推進担当課	共生社会推進課 長寿応援課、 子ども支援課、 健康増進センター

地域連携ネットワークイメージ図

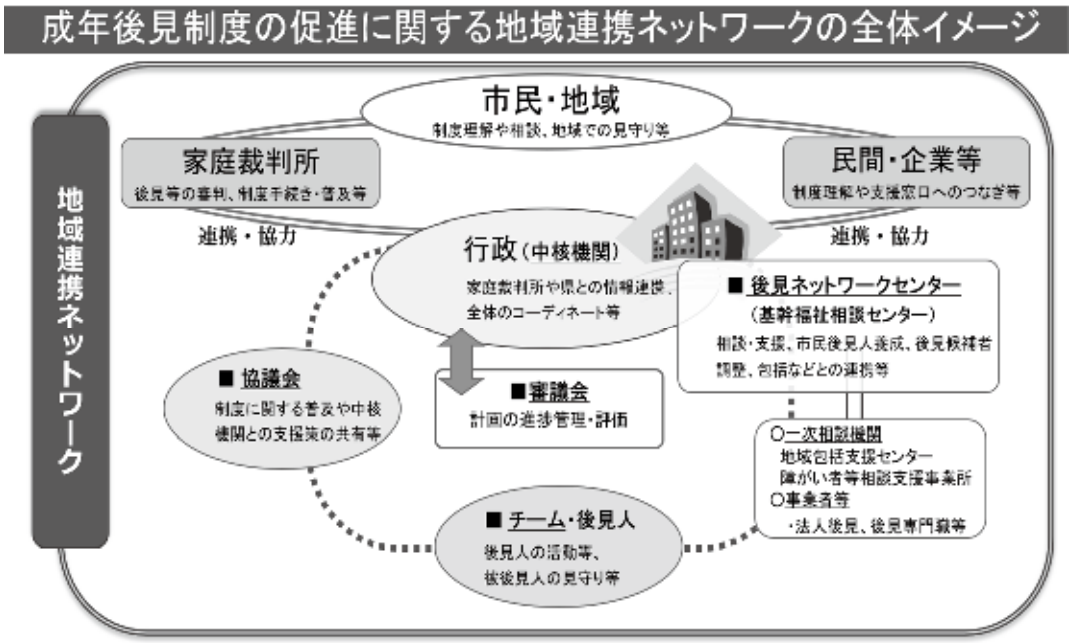

■基幹福祉相談センターとは

８０５０問題やひきこもりなど多問題や複雑な家庭への支援のため、以下の３つの機能を活かしコーディネート等を行い、さまざまな専門職が連携する体制です。市民や市民後見人への相談支援も行います。
①後見ネットワークセンター、②障がい者基幹相談支援センター、③生活相談センターで構成しています。

※基幹福祉相談センターについては、p31 のイメージを参照ください。

指標	現状値	目標値
基幹福祉相談センターの設置数 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関を指し、複合的な連携を進めます	新規	1か所
一次相談機関の強化・活用 身近な地域で後見制度に関する相談支援を受けられる窓口のことを指します	市内11か所	市内11か所

1-2　実施体制の整備等

市が直営する後見ネットワークセンター※20を含む中核機関が、市内における一次相談機関（地域包括支援センター・障がい者等相談支援事業所）との有機的連携により、利用が必要な市民を把握し、成年後見制度に関する適切な利用支援の体制を強化します。

また、必要に応じて、本人と日常的なケアの専門職等に加え、後見人と後方支援を行うチーム（以下「チーム」）を編成し、支援します。取組にあたっては、審議会や地域自立支援協議会等による検討結果を踏まえ、市民の福祉と後見のニーズを包括的に把握しながら、より専門的で包括的な支援体制を構築することで、生活の質の向上のために制度の利用支援が一層向上するよう効果的に推進します。

1）審議会

- ◆ 効果的に施策を推進するため、中・長期的かつ専門的な審議を行います。本計画に基づく施策の進行管理とともに、ネットワークの構築や制度利用の取組に関する点検・評価を行います。
- ◆ 中・長期的な観点から、市民後見人養成等を含む、近隣市との広域的連携による実施体制の検討を行います。

2）後見ネットワークセンターを含む中核機関

- ◆ 後見人等支援のため家庭裁判所との適切な情報連携を行います。
- ◆ 基幹型センターとなる後見ネットワークセンターと一次相談機関が連携し、重層的な体制により相談支援を強化します。他の福祉サービスとの一体的提供を行うため、福祉事務所や関係機関、サービス事業者への専門研修などネットワーク構築に係る施策を展開します。
- ◆ 地域における適切な制度利用のため、制度の普及啓発や相談支援を行うとともに、市民後見人の養成を行います。市民後見人を含む受任候補者の調整や手続き等とともに、法律専門職を派遣するなどチームへの助言等の具体的な施策を実施します。
- ◆ 制度利用等に関するデータを把握し分析をするとともに、中・長期的な観点から、市民後見人養成等を含む近隣市との広域的連携による実施体制を検討・構築します。

3）協議会

- ◆ 既存の地域自立支援協議会等を生かして協議を行い、新たに多職種※21による成年

※20　中核となる機関として市の組織に位置づけています。国により「制度広報」「利用相談」「利用促進」「後見人支援」の4つの機能を担うものとされています。
※21　介護やサービス事業者、医療職、法律関係者など専門的背景の異なる職種の人です。

後見制度に関する支援策を推進するため情報の集約を行います。本人の意向及び尊厳から、意思決定支援など適切な制度利用となるように運用に関する評価や検討、調査を協議するなど必要に応じ、適切な支援のための見直しを行います。

- 他の福祉サービスと後見制度との一体的な提供体制について、チームにおける課題などの意見集約を行います。適切な制度の利用に関する実務の向上のため、中核機関と連携し、個々のケースへの助言などの情報共有及び周知を行います。

4）チーム及び後見人

- ◆ チームは、後見人を含み福祉サービス事業者やケアマネジャー、相談支援専門員、民生委員等などの本人を支援する人などで構成します。チームの専門職は、本人の権利擁護のため、判断力が低下し制度利用に至る前から積極的にニーズを把握し、十分に周知するなどの支援を行うとともに、制度利用後も一次相談機関や関係機関との連携など、本人の生活に即した支援が行われるよう専門研修などの強化を図ります。
- ◆ 後見人等は、身上保護と財産管理を充実させるとともに、権利擁護が図られるよう適切な後見活動を行い、後見ネットワークセンターを含む中核機関と協力し、チームの構成員と後見活動及び見守りに関する必要な情報共有を行います。

主要な取組	審議会での協議及び評価、後見ネットワークセンターを含む中核機関による各分野の横断的支援、地域自立支援協議会・成年後見制度利用促進調整会議・チーム専門職との協議、法律専門職の派遣　等	推進担当課	共生社会推進課、 長寿応援課、 子ども支援課

1-3　市民後見人の育成及び担い手の確保

市民の地域貢献ニーズを掘り起こすよう広報や普及啓発を強化します。市民後見人の養成研修とともに継続的な教育を行うことで、より多くの市民後見人を養成・輩出し、着実な活動を進めます。また、家庭裁判所との連携や協議により、必要な事業の見直しを行います。あわせて、受任前の履修や活動の場として、新たな法人等を活用し育成します。

主要な取組	後見人活動理解促進のための連絡会、普及啓発講演会、広報やホームページ等による周知、市民後見人養成講座・フォローアップ研修、地域での制度出前講座、認知症ＳＯＳ声かけ模擬訓練との連携、利用調整会議　等	推進担当課	共生社会推進課

➢ 市民後見人の養成・選任の概要

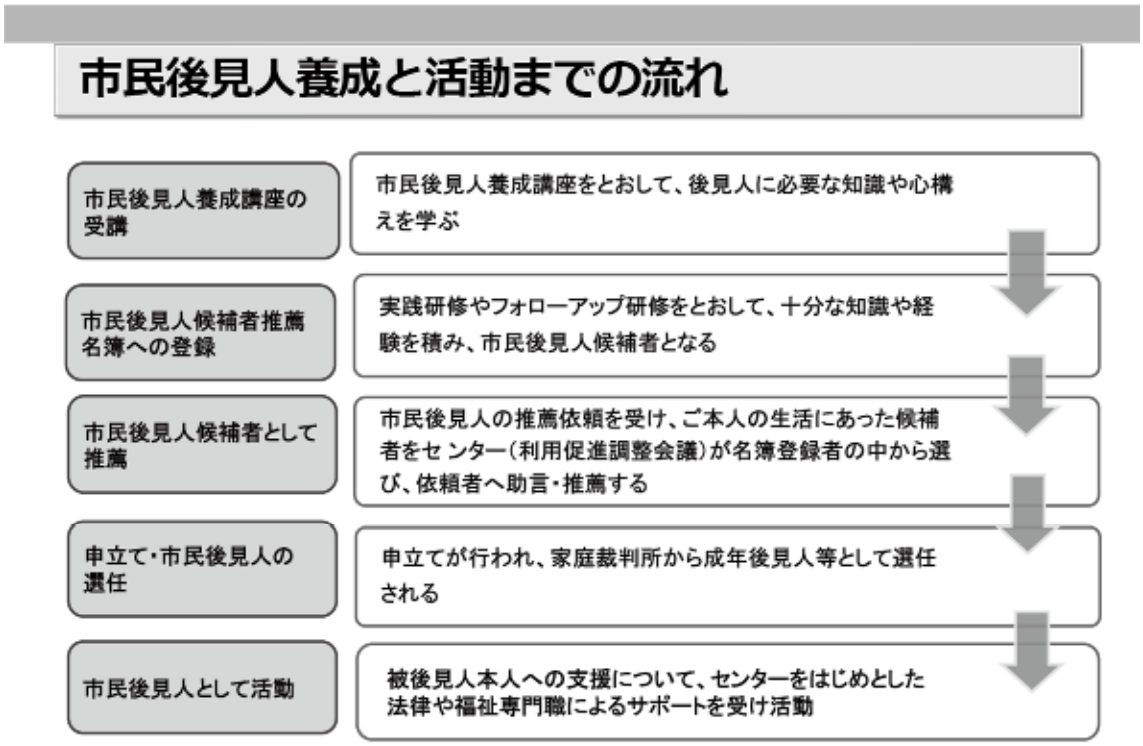

指標	現状値	目標値
市民後見人の受任及び活動 市民が地域貢献により家庭裁判所から第三者の後見人と選任された件数と人数の指標です	（受任７件） ６人	（受任１３件） １１人

（２）制度理解と不正防止効果の向上

①現状と課題

１）制度理解と地域の見守り

現状の成年後見制度の利用において、社会生活上で大きな支障が生じない限り又は生じていても、制度の普及が進んでいないなどから、利用に至らないといった実情があります。市民や福祉関係者についても見守りや支援を行う中で、地域における後見制度を必要とする人を早期に発見し、適切に後見制度の利用につなげるため、成年後見制度について理解を深め、不正の未然防止や早期発見への対応に留意する必要があります。

また、親族後見人等からの相談支援は、監督する家庭裁判所で行われていますが、本人が地域でどのような支援を受け、権利が守られ生活できているかなど、身上保護や財産管理等の福祉的な面では、家庭裁判所で把握できる情報が限られている状況にあります。このため、後見人へ本人の利益や生活状況を踏まえた、十分な助言等が行える環境づくりが必要となっています。

２）財産管理等の後見人による不正防止

本人の適切な財産管理等のため選任された後見人によって、国内では不正事案が発生しており、家庭裁判所が行う後見人への監督等によって発見されています。成年後見制度における後見人等には、第三者の専門職等が選任される場合と、専門職以外の家族などが親族後見人等として選任される場合があります。2018（平成 30）年における不正事案は減少しており、専門職が 18 件で全体の 7.2%、専門職以外の親族後見人では、232 件で全体の 92.8%となり全体で 250 件にもなるため、引き続き、監督機能も重要とされています。一方、自治体で養成された市民後見人は、これまで不正事案がなく社会貢献としての後見活動が着実に行われています。

また、親族後見人の制度理解が不十分なため意図せず不正につながってしまうなど、後見人を支援する体制によって、不正防止対策や適切な制度利用と後見活動との両面から支援し不正防止の効果を高めることにより、これらのマイナス面を改善し、信頼される制度として築いていくことも必要になっています。

②基本目標の取組

福祉専門職や民間事業者等に向けて、成年後見制度の周知や啓発を行い、制度未利用の認知症高齢者等が、早期に成年後見制度の利用へとつながり、適切に本人の財産管理や契約行為等が行われるよう体制を整備します。

また、教育現場を含め、早期から幅広い市民への制度理解と周知を行い、後見人の普及啓発や研修を行うことで、地域で信頼される制度として安心して利用され、支えていくことができる仕組みの構築を目指します。

あわせて、家庭裁判所と連携し、福祉的な視点から後見ネットワークセンターを含む中核機関が中心となり、地域連携ネットワークにおけるチームでの対応や支援を行う中で、未然の不正防止効果の向上や早期発見へつなげます。

実行計画

2-1　制度理解と地域の見守り等

制度の適切な周知や普及に不可欠である保健・医療・介護・福祉サービスの専門職や事業者等に対して、必要とする市民に支援が行われるよう成年後見制度の研修を強化します。また、学齢期の児童・生徒を含む市民に対して、一次相談機関等による出前講座や認知症ＳＯＳ声かけ模擬訓練との連携により、健康なうちから普及啓発することで、適切な選択のもと制度利用を図ります。地域での見守り等を市民が積極的に行うことで、安心な生活基盤を市民が自ら考える機会として生かし、市民の制度理解が効果的に図られるよう一層推進します。

さらに、市民後見人の活動を通じて、市民後見人の養成との連携や制度利用の理解を推進します。

主要な取組	専門職制度研修、事業者等研修、地域での制度出前講座（制度普及と後見人活動理解促進）、普及啓発講演会、市民後見人養成講座・フォローアップ・スキルアップ研修、要援護高齢者等支援ネットワーク会議、エンディングノート配布、認知症ＳＯＳ声かけ模擬訓練との連携等	推進担当課	共生社会推進課、長寿応援課、子ども支援課、健康増進センター、学校教育課

2-2　不正防止効果のための関係機関との連携

適切な後見人の選任のもと、後見人とのチーム編成による被後見人のサポートや、金融機関や民間事業者等を含むネットワークにより、不正の未然防止につながるような運用を図り、相談や支援を行います。また、広く市民へ制度の理解を促し、普及することにより、不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。

主要な取組	後見人への相談・支援、専門職会議、地域での制度出前講座、認知症ＳＯＳ声かけ模擬訓練との連携、要援護高齢者等支援ネットワーク会議　等	推進担当課	共生社会推進課、長寿応援課

（３）利用者がメリットを実感できる制度の運用

①現状と課題

１）利用しやすさと利用者の把握

成年後見制度は、制度自体の難しさや利用するときの準備に複雑さなどがあり、市民にとってまだ十分に身近な制度ではないため、利用しづらいと考えられます。また、高齢期等を迎え段階的、あるいは急速に判断力が衰えたときのことを想定して、事前に市民自らが備えなければならないという難しい面があります。こうした準備がない場合、判断力の低下により消費者被害に遭うことや適切な財産の保全が行えなくなることは、生活の基盤を損なうことに直結していきます。

また、制度利用者の現状として、市長申立て[※22]を除く大半の利用者は、市を介さずに家庭裁判所へ直接申立てをしており、市と家庭裁判所との情報共有がなく制度利用者や後見人を把握できないため、必要な支援ができない面があります。

２）利用者本人の意思決定支援[※23]、早期支援及び身上保護、見守り等

特に、ひとり暮らしや家族がいても理解がない場合など、適切に成年後見制度の利用を周知する必要があります。また、親権者の不在による権利行使等ができない未成年者に対しては、児童相談所等と連携し、制度の利用者となった際には、必要な福祉サービスや医療等の日常生活を支える公的サービス等と一体的、かつ段階的に身上保護等につなげる必要があります。

３）適切な類型等への支援、他のサービスとのつなぎ連携

具体的な後見の種別となる類型を本人の意思を反映しながら適切に選択でき、個人の状況に応じて福祉サービスや医療等の日常生活を支える公的サービス等が提供されることも課題となっています。

また、社会環境の変化による本人の生活課題の複雑化等から、継続的な後見活動へのニーズが増加する傾向にあり、重要な地域資源として法人後見の利用が必要になっています。

②基本目標の取組

市民や地域とともに制度理解を推進し、成年後見制度利用支援事業等を有効に活用します。また、既存のネットワークを生かし、後見制度の利用が必要な市民の早期把握と早期支援につなぐことによって、積極的に権利や利益を守ります。

さらに、制度利用者には後見人との適切な身上保護や財産管理、見守りによって、利用者本人の意向及び尊厳を基本に、福祉サービスや医療等の日常生活を支える公的サービスへ一体的につなげ、市民がメリットとして、生活基盤の安定を図り、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう目指します。

※22　成年後見制度を利用したくても、申し立てることのできる配偶者や四親等内の親族がおらず又は音信不通等で申し立てることができない場合、市長が代わりに家庭裁判所へ申し立てることができる制度です。（老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条の２、精神保健福祉法第51条の11）※四親等内の親族とは、主に次の人たちです。
１．親、祖父母、子、孫、ひ孫、　２．兄弟姉妹、甥、姪、　３．おじ、おば、いとこ、　４．配偶者の親、配偶者の子、配偶者の兄弟姉妹　報酬助成は、後見人へ支払いが困難な場合の報酬を助成する制度です。

※23　自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思を決定できるよう支援することです。

実行計画

3-1　利用者の把握と早期発見・早期支援

医療や介護職、関係機関や金融機関を含む民間事業者等との地域でのネットワークにより、利用者を早期に把握しニーズに合った制度支援を行います。

主要な取組	警察等の関係機関との連携、専門職連絡会、ケア会議・認知症初期集中支援チーム会議等、要援護高齢者等支援ネットワーク会議　等	推進担当課	共生社会推進課、長寿応援課、健康増進センター

3-2　利用者本人の意思決定支援及び身上保護と財産管理

後見人が制度利用者に対し、適切な身上保護と見守りを行うとともに、本人の尊厳を守りながら、本人の意向に基づいた福祉サービスや医療等の公的サービスの提供がなされるよう、チームによる支援を行います。また、本人の財産が福祉サービスや介護など、生活の質の向上に活かされるよう支援します。

主要な取組	地域自立支援協議会、専門職会議での検討、要援護高齢者等支援ネットワーク会議　等	推進担当課	共生社会推進課、長寿応援課

3-3　後見類型等の選択と他のサービスとの一体的提供

適切な後見制度等の選択のため、支援対応の向上を図り、速やかに必要な制度利用につなげるとともに、法定後見制度だけでなく任意後見制度等を周知し、市民の意思を反映しながら個人の生活に応じた制度の利用を進めます。また、社会福祉協議会で行われている「日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）※24」と連携し、認知症や障がいの程度に応じてスムーズに後見制度への移行を図り、他の公的サービス等と一体的に連動して提供を行います。

また、成年後見制度の利用が必要であるが申立人がいない場合等については、市長申立てによる後見等の申立てを行うことで、適切に制度につなげます。成年後見制度利用支援事業による申立て費用の助成及び親族以外の第三者に対する報酬助成を行うことで、市民が安心して成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

あわせて、本人の生活課題の複雑化に合わせ、継続的で複雑な後見活動も行う地域資源として近隣市等も含めた法人後見等の把握や、適切な制度利用に向け資源を発掘します。

主要な取組	市民への相談・支援、成年後見制度利用支援事業（市長申立て・報酬助成等の助成）、関係機関との協議　等	推進担当課	共生社会推進課、長寿応援課

※24　社会福祉協議会で行われ、事業内容は、認知症などで判断能力が衰えた方が、日常的な生活を支援してもらえば、まだまだ住み慣れた地域で自立した生活が送れるという場合、契約に基づき、福祉サービスの利用契約や日常生活に必要なお金の出し入れ等の援助が行われます。

コラム　　～◇ 自分らしい生活を人生の最後まで送るために ◇～
（後見制度の活用方法などがイメージしやすいように、コラムを載せています。）

●ケース１　認知症の心配があるＡさんの場合

Ａさんはご主人が亡くなってからは一人暮らしで子どもはいません。生活は、年金と貸家からの収入でまかなっていて、財産は、自宅の土地・建物、貸家の土地・建物と、いくらかの預貯金があります。老人会や地域の行事などに積極的に顔を出し健康的な毎日を送っていますが、ある日、テレビで高齢者の５人に１人が認知症になるかもしれないとのニュースを見て、将来のことが不安になりました。そこでＡさんは近所に住む民生委員のＢさんに相談をしたところ、Ｂさんから市が運営をする後見ネットワークセンターの存在を教えてもらいました。

後見ネットワークセンターでは、将来の心配事への対応として任意後見制度を勧められました。その後Ａさんは、日頃頼りにしている姪に代理人（任意後見人）になってもらい公証役場で任意後見制度の手続きを行い、安心して生活を送れるようになりました。

Ａさんが公証役場で結んだ契約は、判断能力が衰える前の見守り契約と判断能力が衰えた時のための任意後見契約の２つです。判断能力が実際に衰えたかどうかは自分では判断が難しいため、月に一度くらいの頻度で健康や生活の変化を見続けてもらう必要があると判断し、この見守り契約も一緒に結びました。その後、Ａさんは外出した時に自宅への帰路が分からなくなるなど判断能力に自信が無くなり、任意後見契約の受任者の姪の勧めで近所の主治医に診てもらったところ認知症の疑いがあると判断されました。そこで家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立て手続をして、任意後見監督人に弁護士が選任されました。これにより、正式にＡさんのための任意後見が始まることになりました。

☆任意後見制度とは・・・

将来の判断能力低下に備えて、自分の財産や身の回りのことについて、「誰に」「どんなことを頼むか」をあらかじめ自分の意思で決め、判断能力が不十分になったときに自分で選んだ任意後見人が、財産管理や福祉サービスの利用計画などを本人に代わって行う制度です。任意後見の最大の特徴は将来後見人になる人を自分自身で決定し、信頼できる人に財産の管理や施設の手続き等を任せられることです。

●ケース２　認知症高齢者で後見制度を利用したＤさんの場合

Ｃさんは一人暮らしで認知症の症状が見られ始めた母親のＤさんの生活支援のため、市役所に行き、後見ネットワークセンターで現在のＤさんの生活状況を相談しました。

後見ネットワークセンターでは、成年後見制度についての説明を受け、後見人は判断能力が心配な D さんに変わり、生活支援の代理権行使、必要のない契約を取り消すことができることを知りました。遠方で持病のある娘の C さんが申立書を作り、専門職の司法書士が後見人として選任されました。その後、判断能力が低下して不用意に自宅に勧誘に訪れた保険外交員との間で、不要な保険契約を締結してしまったことを、銀行からの指摘でＣさんは気がつきました。後見開始後に間違った契約をＤさんが締結したことを理由として、後見人が契約を取り消し、困りごとが解消されました。

☆法定後見制度とは・・・

認知症や障がいなどで判断能力が不十分な方に対し、法的な権限を与えられた後見人等が福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その方の生活をサポートする制度です。法定後見人制度は判断能力の程度に応じて、「後見」・「保佐」・「補助」の３つの種類に分かれます。

●ケース３　精神障がい者が後見制度を利用したＣさんの場合

若いうちから精神の病気になったＣさんと軽度の知的障がいのある兄のＤさんは母親と 3 人で暮らしていました。近くに頼れる親族はいませんが、生計は父親から相続した土地の地代収入と年金収入で立てています。C さん、D さんは日中、福祉事業所に通い、充実した生活を送っていたのですが、あるときから母親に認知症の症状が現れ始め在宅での生活が難しくなり、老人ホームに入所することとなりました。

これまで福祉事業所の契約やお金の管理については母親が手伝っていたのでＣさん、D さんはこれからの生活が心配になりました。C さんを担当する相談支援専門員は支援の必要性を認め、後見ネットワークセンターに相談に行きました。その後、相談支援専門員と後見ネットワークセンターが連携して市長申立てによる後見制度利用につなげ、福祉の専門職である社会福祉士が後見人として選任されました。

第６章　計画の推進にあたって

１．計画の推進体制

本計画は、本市における今後５年間の地域福祉に関わる活動や取組を市民、関係機関・関係団体、市等が相互に連携して効果的に行うことにより、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせることを目指すものです。

本計画を実施していく中で、ＰＤＣＡサイクル（計画、実行、評価、改善）を実行するとともに、複合化・複雑化する地域の課題に対し、より効果的に事業を実施する必要があります。

２．計画の進行管理

本計画の施策や事業については、毎年度、学識経験者や関係機関・市民活動団体の代表者、市等によって構成される志木市地域福祉推進委員会や成年後見制度利用促進審議会等において、重点的な取組の指標に基づき進捗状況の把握及び評価を行います。

また、社会環境や制度の変更などの際には必要に応じて、本計画に記載した内容以外にも施策や事業の充実等に努めていきます。

参考資料

１．志木市地域福祉推進委員会設置規程

志木市地域福祉推進委員会設置規程

平成 20 年3月 12 日
告示第 32 号
改正　平成２５年４月１日告示第１０５号
平成２６年９月３０日告示第２２０号
平成２８年６月３日告示第１２３号
平成２９年３月２４日告示第５５号

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条の規定により策定した志木市地域福祉計画（以下「計画」という。）を総合的に推進するため、志木市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)計画の進行状況の検証に関すること。
(2)計画の見直しに関すること。
(3)地域福祉の推進に係る提言に関すること。
(4)社会福祉法人志木市社会福祉協議会が設置する志木市地域福祉活動連絡会議との連絡調整に関すること。
(5)その他計画の推進に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員１３人以内をもって組織する。

（委員）

第４条　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）　町内会等地縁団体の代表者
（2）　保健、福祉、教育、産業等に関する団体の代表者
（3）　高齢者団体の代表者
（4）　障がい者団体の代表者
（5）　子育て支援団体の代表者
（6）　社会福祉関係事業者の代表者
（7）　社会福祉協議会の代表者
（8）　地域福祉に関し識見を有する者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者 の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）
第５条　委員会に、委員長及び副委員長を置く。
２　委員長は、委員の互選により選出する。
３　委員長は、会務を総理する。
４　副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　会議は、委員長が招集し、その議長となる。
２　委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。
（庶務）
第７条　委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。
（その他）
第８条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。
附　則
１　この告示は、平成 20 年３月 21 日から施行する。
２　この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第４条第２項本文の規程にかかわらず、令和３年９月 30 日までとする。

2．志木市地域福祉推進委員会委員名簿

任期：2018（平成30）年10月1日～2021（令和3）年9月30日

No.	選出区分	氏名	所属団体
1	町内会等地縁団体の代表者	○竹 前 榮 二※1）	志木市町内会連合会会長
2	保健、福祉、教育、産業等に関する団体の代表者	吉田かほる	志木市母子保健推進員連絡協議会副会長
3		川 原 照 男※2） 山 﨑 誠 司※3）	志木市民生委員・児童委員協議会副会長 東部地区会長
4		八 木 由 子	志木市立学校ＰＴＡ連合会特別理事
5		村　山　宏	志木市商工会理事
6		柴 﨑 英 雄※4）	朝霞地区保護司会志木支部支部長
7	高齢者団体の代表者	安 部 卯 内	志木市老人クラブ連合会会長 上木町寿会
8	障がい者団体の代表者	小 澤 静 枝	志木市福祉団体連絡会おおぞら副会長
9	子育て支援団体の代表者	塩沢夕起子	ＮＰＯ法人 志木子育てネットワークひろがる輪事務局長
10	社会福祉関係事業者の代表者	清 水 裕 司	社会福祉法人ルストホフ志木事務長
11	社会福祉協議会を代表する者	中 村 勝 義	社会福祉法人 志木市社会福祉協議会会長
12	識見を有する者	倉 持 香 苗	日本社会事業大学講師
13		◎菱 沼 幹 男※1）	日本社会事業大学准教授

※1）「◎」は会長、「○」は副会長
※2）2019（令和元）年11月30日まで
※3）2019（令和元）年12月1日から
※4）2019（平成31）年4月1日から

３．志木市地域福祉推進委員会開催経過

回数	開催日	検討内容
第１回	令和元年５月20日	○成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画について ○第４期地域福祉計画の骨子案について
第２回	令和元年７月25日	○成年後見制度利用促進基本計画について （志木市成年後見制度利用促進審議会委員との意見交換） ○第４期地域福祉計画の素案について
第３回	令和元年９月17日	○第４期地域福祉計画の素案について
第４回	令和元年10月28日	○第４期地域福祉計画の素案について
第５回	令和元年12月16日	○第４期志木市地域福祉計画に対する意見公募の結果について
第６回	令和２年１月20日	○第４期地域福祉計画の計画案について

４．志木市成年後見制度の利用を促進するための条例

志木市成年後見制度の利用を促進するための条例

平成 29 年３月 24 日

条例第１号

（目的）

第１条　この条例は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号。以下「法」という。)の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、志木市成年後見制度利用促進審議会を設置することにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第２条　成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等(法第 2 条第 2 項に規定する成年被後見人等をいう。以下同じ。)が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

２　成年後見制度の利用の促進は、市民の中から成年後見人等(法第 2 条第 1 項に規定する成年後見人等をいう。以下同じ。)の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、成年後見制度の利用に係る需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

（市の責務）

第３条　市は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自ら率先して施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者の努力）

第４条　成年後見人等、成年後見等実施機関(法第 2 条第 3 項に規定する成年後見等実施機関をいう。以下同じ。)及び成年後見関連事業者(法第 2 条第 4 項に規定する成年後見関連事業者をいう。以下同じ。)は、市が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第５条　市並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携体制の確立に努めるものとする。

（計画の策定）

第６条　市は、法第 12 条第 1 項に規定する成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものとする。

（地域連携ネットワークの構築等）

第７条　市は、市民の権利擁護の支援のための地域連携ネットワークを構築し、その中核的な役割を担う機関を設置するものとする。

（成年後見等実施機関の設立に係る支援等）

第８条　市は、成年後見等実施機関の設立に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（審議会の設置）

第９条　法第 23 条第 2 項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関し基本的な事項を調査審議するため、志木市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第 10 条　審議会は、委員 7 人以内をもって組織する。

2　委員は、成年後見制度に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3　委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、再任されることができる。

（委任）

第 11 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

1　この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2　志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和 53 年志木市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

5．志木市成年後見制度利用促進審議会委員名簿

任期：2017（平成29）年6月1日～2020（令和2）年5月31日

No.	氏名	所属団体
1	◎大 貫 正 男	司法書士
2	○飯 村 史 恵	立教大学准教授
3	池 田 恵 子	弁護士
4	竹 内 善 太	志木市精神保健福祉をすすめる会
5	竹 前 榮 二	志木市町内会連合会会長
6	渡辺修一郎	桜美林大学大学院教授　医師

※）「◎」は会長、「○」は副会長

6．志木市成年後見制度利用促進審議会開催経過

回数	開催日	検討内容
第１回	令和元年5月27日	○成年後見制度利用促進基本計画の進捗について ○成年後見制度利用促進基本計画の策定について
第２回	令和元年8月23日	○成年後見制度利用促進基本計画策定の追加アンケート結果について ○成年後見制度利用促進基本計画素案への委員意見の反映・結果について ○市民意見公募手続き及び障がい者団体意見について
第３回	令和元年10月2日	○成年後見制度利用促進基本計画素案の委員意見の反映、検討について ○市民意見公募手続き及び障がい者団体意見について
令和元年度 委員視察	令和元年12月26日	○国成年後見制度利用促進専門家会議傍聴
第４回	令和2年1月29日	○成年後見制度利用促進基本計画素案に対する意見公募の結果について ○計画案について ○次年度の主な計画について

7．専門職アンケート調査結果概要

①目的

志木市のこれからの地域福祉を推進していく上で、専門職としての視点で日頃の業務を通して感じていること、捉えている地域の問題やニーズなどを幅広くお聞きし、地域の福祉課題を検証し、誰もが安心して暮らせる地域づくり（第４期志木市地域福祉計画・第５次志木市地域福祉活動計画の策定）を行うため、アンケート調査を実施しました。

②期間

2018（平成 30）年 11 月5日（月）～2018（平成 30）年 11 月 30 日（金）

③対象者

福祉専門職の方

④方法

調査票と返信用封筒を同封し、手渡し配布、回収で実施しました。

⑤配付件数及び回収件数

配付件数	回収件数	回収率
300 件	127 件	42.3%

⑥主な結果

最近、地域で気になる問題や増えていると感じる問題がありますか？番号に〇印をつけ、また、具体例を下の枠にお書きください。（複数回答可）

「高齢者」が 56.7%と最も多く、次いで「子ども・子育て」が 21.3%、「防災」が 18.9%となっています。

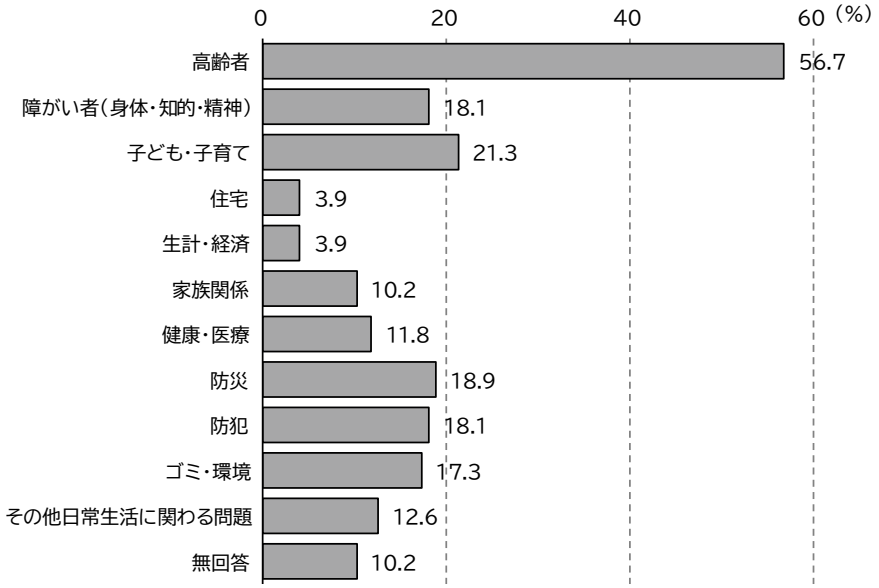

参考資料

他の団体や組織との連携・連絡は必要と思われますか。（特に必要と考えるものに◎、必要と思われるようものに○をつけてください。）

「特に必要と考えるもの」では、「町内会」が 27.6%と最も多く、次いで「行政」が 24.4%、「学校・保育園」が 15.0%となっています。

「必要と思われるようなもの」では、「町内会」が 31.5%と最も多く、次いで「福祉施設」が 29.1%、「民生委員・児童委員」、「学校・保育園」が同数の 25.2%となっています。

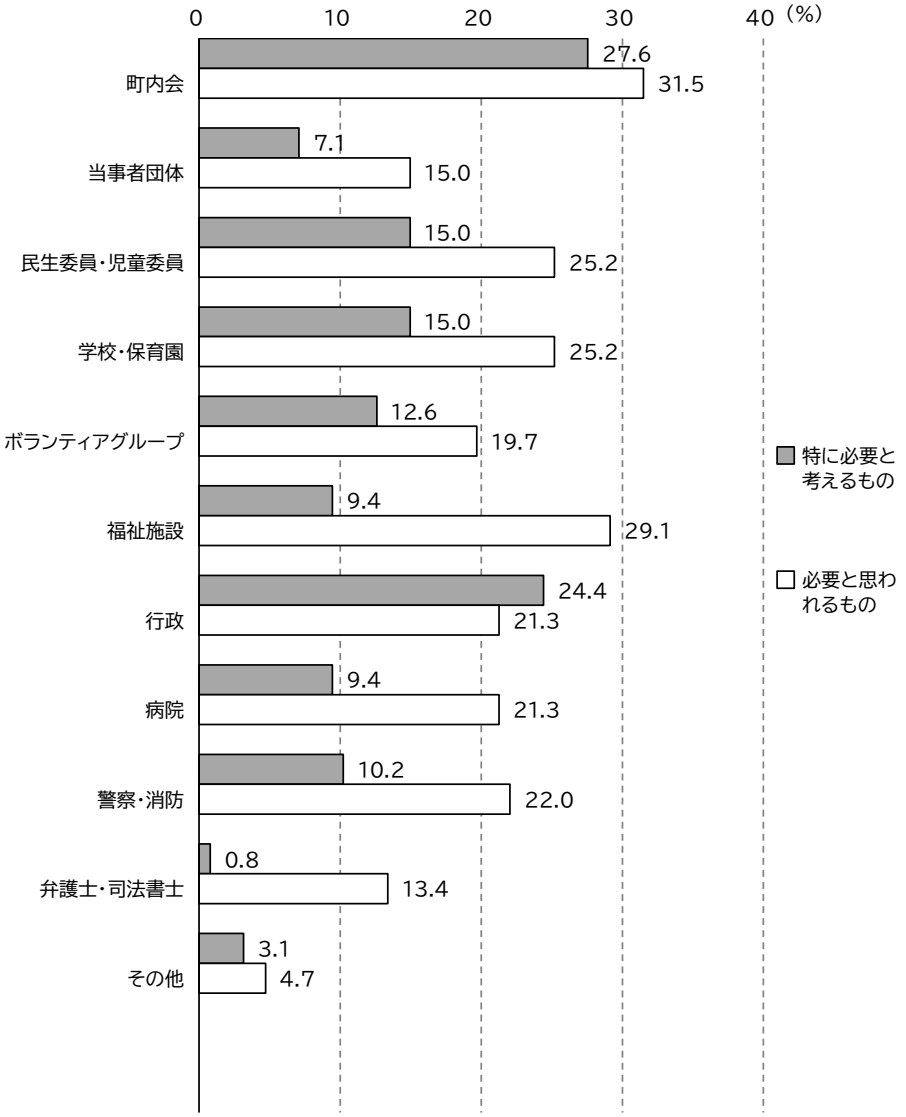

参考資料

８．市民意見公募（パブリックコメント）の実施結果

①意見公募期間

2019（令和元）年 11 月 13 日（水）～2019（令和元）年 12 月 12 日（木）

②素案の公表場所

福祉課、健康増進センター、柳瀬川・志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、総合福祉センター、市民体育館

③意見募集状況

意見件数 33 件

第４期志木市地域福祉計画

志木市再犯防止推進計画

第２期志木市成年後見制度利用促進基本計画

発　行：令和２年３月

編　集：志木市健康福祉部　福祉課・長寿応援課

※令和２年４月～福祉部共生社会推進課

〒353-8501　埼玉県志木市中宗岡１丁目１番１号

電　話：048-473-1111

ＦＡＸ：048-471-7092
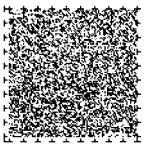
http://www.city.shiki.lg.jp/